

衆議院環境委員会議 録 第 五 号

平成二十年四月十五日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 小島 敏男君

理事 小野 晋也君 理事 大前 繁雄君

理事 木村 隆秀君 理事 北川 知克君

理事 西野 あきら君 理事 岩國 哲人君

理事 伴野 豊君

あかま二郎君

岡下 信子君

木挽 司君

坂井 学君

土屋 品子君

中川 泰宏君

西本 勝子君

藤野 真紀子君

山内 康一君

小宮山 泰子君

田島 一成君

長島 昭久君

吉田 泉君

江田 憲司君

鴨下 一郎君

桜井 郁三君

並木 正芳君

岳野 万里夫君

伊藤 健一君

佐々木 昭博君

伊藤 元君

政府参考人

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

(農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人
(経済産業省製造産業局次長) 内山 俊一君

政府参考人
(資源エネルギー庁次長) 平工 奉文君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネ部) 上田 隆之君

四月十四日
犬、猫の多頭飼育と生活環境との調和を図る法整備を求める意見書(滋賀県高島市議会)(第三六九七号)

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書(北海道紋別市議会)(第三六九八号)

地球温暖化対策の強化に関する要望意見書(北海道恵庭市議会)(第三六九九号)

「地球温暖化対策」の推進を求める意見書(石川県小松市議会)(第三七〇〇号)

地球温暖化対策を実施する地方自治体に対し国の支援を求める意見書(長野県中野市議会)(第三七〇一号)

地球温暖化対策の推進を求める意見書(三重県議会)(第三七〇二号)

地球温暖化防止のための対策強化を求める意見書(大阪府議会)(第三七〇三号)

廃プラスチック資源化における拡大生産者責任を求める意見書(東京都江戸川区議会)(第三七〇四号)

琵琶湖の保全に関する財源確保を求める意見書(滋賀県議会)(第三七〇五号)

漂流・漂着物に対する総合対策の確立に関する意見書(石川県議会)(第三七〇六号)

漂着ごみの処理対策の強化・拡充を求める意見書(福岡県議会)(第三七〇七号)

は本委員会に参考送付された。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

○小島委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十二日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局審議官伊藤健一君、農林水産省大臣官房総括審議官伊藤元君、農林水産省大臣官房審議官佐々木昭博君、経済産業省大臣官房審議官伊藤元君、経済産業省製造産業局次長内山俊一君、資源エネルギー庁次長平工奉文君、資源エネルギー庁省エネ部・新エネルギー部長上田隆之君、環境省総合環境政策局長西尾哲茂君及び環境省地球環境局長南川秀樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

る時期、京都の哲学の道というところを歩いてまいりました。日本で一番美しい散歩をしたい道のランクづけがされている道でもありまして、非常に楽しみにしながら歩いてまいりましたが、その評判にたがわず大変に潤いのある美しい道でありました。この道を歩きながら京都学派と言われる哲学者の皆さん方が新しい思想、哲学を生み出しておられたのかと思うと、非常に感銘深いものがあつたわけでありました。

その道のちょうど中間あたりのところでございますが、京都学派を代表する哲学者の碑がありました。「人は人吾はわれ也」とにかくに吾行く道を吾は行なり、こういう言葉でありました。西田幾多郎先生の歌碑でありました。それを見ながら、西田先生は、自己の主体性というものを非常に尊重されながら、海外のいろいろな思想、哲学を参考にはしつつも、みずからの道を追い求められた方なんだなということを改めて感じたわけがあります。

きょう、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案がいよいよ審議入りということになるわけですが、この準備を進める理事会の席におきまして、野党の皆さん方も含めまして、やはり地球環境問題というのは人類共通の課題であつて、国会の審議をめぐるさまざまな国会対策上の問題とは切り離して考えなくてはならないという意識が言葉の裏に脈々と流れていたことを感じたわけでありまして、岩國筆頭理事がきょう御臨席で、先ほども、じっくり聞かせていただきましたというお話をいただいたところなのであります。さすがが名にたがわず哲人、哲学者岩國先生であるなという思いを新たにするとところでございます。ちらつと云うのであります。が、しかし、先生の質問も、お聞きしています。と、岩國という名前なのであります。先生の質問はいつも森の国でありまして、このところも非常におもしろいなという気持ちでしたのも事実でございます。

さて、前段の話はこのくらいにさせていただきます。

て、本題に入らせていただきます。

今、地球環境問題が非常に大きな国際的な問題になってきているというのは御承知のとおりでございます。大臣も、休日となると世界じゅうを駆けめぐりながら、世界各国の首脳と議論を重ねながらこの夏のサミットに備えておられる状況なのでございますが、このグローバルな動きを見ておりまして、私は、もうこの問題は単なる二酸化炭素削減問題ではない、もっと大きく、この問題を通して人類社会は新しい天地を求め始めているのであるという気持ちでしてならないのであります。

振り返ってみますと、十八世紀、十九世紀、二十世紀と、科学技術を中心としたしながら、工業を中心としたいわゆる工業化社会という形で人類社会が展開をいたしまして、工業に最適の文明社会を築くという形で人類はその歩を進めてまいりました。

しかしながら、その歩みに一定の限界が見え始めてきた、ないしは、その歩みの中で、二十世紀を称して科学技術と紛争の時代というふうな語った方もおられるわけでありまして、科学技術の二元的な考え方、そしてそこに生まれるところの対立的な現象、これが決して人類社会を幸福にしてこなかったのではなからうかというふうな反省が生まれていくところにこの環境問題があらわれてきて、この環境問題をこれにしながら人類は新しい二十一世紀文明をこれから築いていくべきではないかという、心のうずきに基づく大きな運動が展開されているというふうに見ることはできないだろうかという気持ちでしてならないわけでありました。

いובה、これまでの対立的であり競争的な形態をとりがちであつた文明観から、今後はより調和型であり共生型を目指す文明観が台頭してくるのではなからうか、こんな気持ちがしてならないのでございます。

博学で思想的に非常に深いものをお持ちでございます鴨下大臣、この点についていかがな御見解

をお持ちか、お尋ねをいたしたいと思ひます。
○鴨下国務大臣 いつもながら、いろいろと小野先生の教えをいただきながら、私も前に進めさせていたきたいと思います。

先ほどお話ありましたように、グローバルな動きということで気候変動の問題は出てまいりましたけれども、IPCCのパチャウリ議長は、今回の第四次評価報告書の中の科学的な知見について人類は共有すべきだという話でありましたけれども、皮肉にも、それぞれ今起こってきたさまざまな問題、例えば温室効果ガスの排出量がふえたというふうな事実をしっかりと我々が認識するのは、科学でないと認識できないわけでありまして、では、それを今度はどういうような形で我々は克服していかないといけないかというふうな問題については、これは私、十二月のバリのCOP13に出てつくづく考えたんですが、地球全体の中でCO₂を排出することそのものがもう既に制限を受け始めたわけでありまして。これは、例えば化石燃料を燃して、そして工業を興して国民を豊かにし、経済を発展させる、いわばこういうような方法論が、そもそも地球温暖化あるいは地球環境というふうな制約要因の中ではある種の自己矛盾が出てきたというふうな思っております。

ですから、先ほど先生は、人は人、我は我、そして自己の主体性という話がありましたけれども、それとは別の論理として、これからは、国一つ一つの論理だけで物が動かなくなつた。むしろ、国際協調の中で、自分の国だけが勝手に発展すればいいということとはもう世界が容認しなくなつた、こういう次元に今入つてきたなということとをバリエでつくづく感じながら、例えば自分の国とこれから先進国の仲間入りして工業化をさらに進めるという段階でも、他国とのバランスの中でこれをやるべきだ、新しい枠組みの中でこういう合意ができるかどうかというところが非常に難しいわけでありまして、我々が果敢に挑戦しなければいけないのはそういうことなんだらうというふうな思っております。

○小野(音)委員 いつもながら大臣からは、深い見識に基づく御答弁、ありがとうございます。

ただ、今大臣がおっしゃられた主体性の理解の部分については、私は異論を持つてるところでございます。真の主体性とは他との調和を尊重するものであるというのが私の考え方なのであります。

自己を尊重することは、他にも尊重すべき自己が存在するというところであるがゆえに、他との調和を希求するものであり、しかも、その他との関係というものが無限に広がる可能性を持つ場合において、それを一対一の関係で規定することが不可能であるがゆえに、社会における一般的な規律みたいなものをそこに打ち立てて我々は社会を築いてきたということではないでしょうか。自己尊重の思い、そして他人を尊重する思い、社会規範を尊重する思い、この三つがこれからの社会を考へる場合の基本的なものであるような気持ちが私はいたしている次第であります。

振り返ってみますと、この日本の国は、かつて大和の国と言われた。これは、大なる和、グレートハーモニーなのであります。恐らくこれは、単に法律によつてこれを実現しようとしたものではないし、何かの道具によつてこれを実現しようとしたのではなくて、むしろそれ以上に、主体的な日本人の意思においてこのグレートハーモニーを実現していったというところを宣明するような国の名前であつたような気持ちがしてならないわけでありました。

今大臣がおっしゃられたような、他も尊重しながらやらねばならない、ほかの国との調和を考えねばならない、この信念というのは、まさに、私の思いのもとにおきましては、日本の伝統的精神ともいうべきものであるというところに立脚をいたしましたときに、この夏のサミットで地球環境問題が大きなテーマとして取り上げられるというところで準備が進められているわけでありまして、これも、これは非常に大事な、日本精神に基づく新しい時代の文明を切り開く場になるのではないだらう

うか、こんな思いがしてならないところがございます。

このサミットに向けて、環境省は非常に重要な役割を担う省として御準備を進めておられることと存じますけれども、この洞爺湖サミットにおいてこの国が果たすべき役割、使命についてのよい御見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと存じます。

○閣下国務大臣 あのサミットは、多分、気候変動問題が主要議題の重要な一つになるだろうというふうに考えております。

そういう中で、今先生がお話しになったように、日本という国の置かれている地勢的なこと、それから歴史的なこと、そして環境技術を持つているという科学的なこと、こういうことをある意味で総合的に統合して、日本の国で行われるサミットの中でリーダーシップを発揮するべきだというふうに考えているわけであります。

具体的には、先ほど申し上げましたように、これからバリエーションプランも、来年のCOP15までの間のプロセスの中でこのG8サミットというのは非常に重要な中間点に当たるわけでありますから、ここである方向性を出すということには非常に重要。ただ、残念ながら、途上国あるいは新興工業国、さらに先進国、こういう中でもそれぞれ意見の相違がございます。そういう中で、先ほど先生もお話しになったように、例えば、単純なグローバルリズムではない、それぞれの地域の特性性といえますが独自性というようなものも発揮しつつ、なおかつ地球全体で調和をとって気候変動に当たっていく、こういうような合意、少しでも先に行けるような、ある意味でモメンタムがさらに増強していくようなことが結果的に出せないかどうかというふうに今考えています。我々はその中の一環でありますけれども、環境省としても環境大臣としても、しっかりと努力をしてまいりたいというふうに思います。

○小野(晋)委員 もう一点問題提起をさせていただきたいと思いますが、それはケニアの

マタイ女史のことでございます。

かねてより日本にも何度も来られまして、そのたびに、もつたない精神ということを語っていただきました。世界各地でその言葉を広めていただいた方だと私たちは評価をしているわけでありますが、このマタイ女史がおっしゃるところのもつたない精神、これが必ずしもきちんとした体系化がなされていないのではないだろうか、国際社会にそれを訴える場合に、本当にその本質的な部分からきちんとした説明がなされているかどうかというところにいささかの疑問を持っています。

そもそもこのもつたないという言葉、これは物体とほぼ同じ意味合いになるんですね。ですから、事の本質、物の本質、本体、これを指すのがもつたないという言葉でありまして、もつたないという言葉はそこから引き出されるのでありますが、その本質というものを十分に引き出さず、その持つている力を十分に発揮していない状況がもつたないということなんです。

ですから、その状態では口惜しい、本来使えべき力を使っていない、その姿が口惜しいんだというののもつたないでありまして、ただ何らかのもの、ものの量的削減をするという表面的な意味ではなくて、その本質的なものは、日本の国は仏教思想等もありますから、山川草木すべてに命がある、価値がある、こういうふうな考え方に基づいて国づくりがなされてきたけれども、すべてのものを生かし抜かねばならないという一つの強い信念に支えられた言葉がこのもつたないという言葉なのですね。

ですから、これは二十一世紀の世界を考える上で非常に尊重すべき考え方であって、先ほど、工業社会というものがこれまでの世界を律してきたというものを申し上げましたけれども、工業社会はある意味では生産側に立つ社会であり、生産をいかに効率化するかということを中心に据えて社会が構築されてまいりましたが、そのプロセスでは、至るところに、物を生かし切れていない、自

分たちが役立てたいと思う以外の機能を切り捨てるという極端な一つの思想的な偏りがあつたような気持ちが出ていないわけでありまして、それを今改めて、客体であるところのすべての存在の価値を改めて評価しよう、その価値を最大限に生かすために世界人類が持っている知恵の限りを尽くしていく、そしてそれが、万物がともに生きていく、万物がともに輝き合っている、そういう人類社会をつくることなんだという非常に深い哲理がここに宿っていると私は思うのであります。

したがって、これからサミットまでとなるとちよつと時間的に厳しいかもしれませんが、私も、このもつたない精神というものを急いで構築しまして、世界の人に理解される理念体系にした上で語りかけていく必要があるのではないだろうか、それを世界に広めることが世界人類の未来を切り開くことになるのではないだろうか、こういう気持ちがあるわけでございますが、大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

○閣下国務大臣 先生かねてからおっしゃっている、例えば大量生産、大量消費、大量廃棄というようなことは、ある意味でそれ物質的な豊かさをもたらしただけでありますから、一概にそれを否定するものではないわけでありまして、けれども、こうした気候変動あるいは地球温暖化ということに現実には我々がもう既に直面し始めた段階においては、例えば物の本質をしっかりと見定めて使い切る、あるいは無駄にしない、こういうようなことを徹底することが必要なんだろうと思います。

エコロジカルフットプリントという考えがありますけれども、これという、私たちのような消費生活をしていると地球が三つ四つ足りない足らないぐらい地球に負荷をかけているわけでありまして、ある意味で、そういうもつたない精神のようなものを、もう一度世界に、特に先進国に知っていただくというのは重要なことだというふうに思います。

ただ、先ほどから申し上げていますが、現実には、非常に貧しい国で物を大事に使っていらつしやるけれども、でも電気も欲しい、テレビも欲しい、冷蔵庫も欲しい、自動車にも乗りた、こういう人たちが圧倒的に世界にはあるわけでありまして、我々は、その発展段階に応じてそれぞれの国のあり方を尊重しつつ、今先生おっしゃったようなもつたないという精神をそれぞれの国に考えていただくということが重要なかなというふうに思います。

○小野(晋)委員 大臣から布石を打っていただくような御答弁をいただいたわけですが、言われるとおり、世界各国、二百近い国や地域が存在をいたしますし、その一つの国の中にもいろいろな文化を持つ人がいる、いろいろな民族が存在する。多様な存在がともにいるのがこの地球社会であらうと思います。

この地球社会を一つの原理でまとめるという考え方をもちながら挑戦してこられた方々もおられたわけですが、現状で見る限りは、それは恐らく頓挫をしておられる。一つの価値観に基づく、一つの法律のみに基づく国際社会の運営というものは、まだ現段階では困難なことであるというのが恐らく多くの有識者の現状認識であらうと思います。

そこで、では、私たちは何を頼りにしながらこの社会を進めていくことができるのだろうか。高速交通が発展をし、一日あれば世界の隅々ほどこへでも行くことができますし、また、瞬時に世界じゅうの人と通信回線を通して情報交換することができるといふこの現状の中にあつて、価値観の対立等を含むいろいろな個性というものが対立の概念でとらえられるならば、これは恐らくどこまでも続く紛争の流れを断ち切ることはできない、こういう気持ちが出てくるわけでありまして、そこで、私たちが学ばなければ自然なわけではなく、これは人間がつくつたものの、いろいろな技術にしろ、これは人間がつくつたものの、社会の仕組みも

人間がつくつたもの。ある文化に支えられた人間がつくつたものが最善であると主張しても、よりよいものであるという別の人たちがいるわけでありまして、この対立は恐らく決着をつけることができないだろう。こう考えました場合に、私たちは、全人類が共通のものとして持っている自然界に目を向けることから英知を引き出す、これが二十一世紀人類社会における課題ではなからうかという気がしてならないのであります。

そこで、私自身の提唱する人間の森文明というものがあるのでございます。これはいかなるものであるかといえば、自然界の森の中に私たちが足を踏み入れるならば、上を見上げれば、そこには松の木がありヒノキがあり杉の木がある、いろいろな種類の高木がある。目を下に転ずれば、多種多様な灌木類があり、さらに多くの種類の草が生え、土の中を見れば、ほんの少しの土の中に百万種類にも及ぶような雑菌類があるというようなことが言われる。森の中を小動物が駆けめぐり、昆虫が飛び交い、さらに鳥類もその森の中を飛んでいる。

こういう多種多様なものが同時に存在しながら、その同時に存在するものがたなる調和の中に置かれているという姿が自然界の原理であるとするならば、私たちは、個々の文化が持つてきた人間の知恵を超える知恵としてこういうものを尊重し、そこに二十一世紀社会の新しい理想を見出すべきではなからうか。

人間が自然界の森のような意識を持つて生きる社会、これを支える文明というものを提起すべきではないかということで提唱しているものであります。その主な項目、六項目取り上げているわけでありまして。

一つは、人間の主体性を尊重する社会。今申し上げたものであります。

二つ目が、個人の成長を尊重する社会。これは、我々、二十を過ぎると体力が衰えるだの四十を過ぎると記憶力が衰えるだのと言いますけれども、そういう一つ一つの現象ではなくて、人間と

いうものは生きていく限り成長し続けるものだ、人格的な意味を含めたり、またその人間が発するオーラと言われるような雰囲気のようなものも含めて、人間というのは亡くなる瞬間まで成長し続ける、自然界すべてがそういう性質なのだ。三番目は、個性の価値を重視し、千差万別の形態を認め合う社会。これはもう自然界そのものであります。

四番目は、全体として大きな調和を尊重する社会。個々に別々であつたとしても、それらが全部組み合わさつたところが美しいと我々は認識する。美しいと認識するということは、その認識の奥にそれを好ましいと考える心がある。その好ましさというものは、それこそがお互いを生かし合う姿であるというような本性が働いていると考えべきであります。

第五番目には、官僚的統制ではなく、自律的コントロールによつて運営される社会。ある特定の人たちがいかに優秀な人であつたとしても、それがすべてを席巻して動かそうというのではない。お互いの主体性において自律的に調整が行われながらたなる調和を生み出すということを考えるべきだという主張であります。

六番目には、譲り合いの精神でみずから周囲にさざげ合う社会。循環的に物事が動いていくということも含めまして、お互いがもつと譲り合う精神というものを尊重する。お互い、現在生きる者同士の間でも、未来に生きる人たちに對しても、また過去に生きた人に対して、みずからが譲る、譲り合う、こういう気持ちを持つて調和を生み出していくことが大事ではなからうかという考え方でございます。この思想が新世紀の根本的な思想になるのではなからうかと私自身は考えている次第なのであります。

環境政策というものは、今大臣からも科学技術に基づいて解決せねばならないという御主張がございましたが、そのみならず、やはり人間の思想に足場を置かなければ本当の解決は生まれません。ではないか、こんな思いを持つところにこんな

提唱をしているわけでありまして、こういう人間の森文明という考え方に基づく環境ビジョンというものを描いてみようというお考えをお持ちか否か、お尋ねさせていただきますと存じます。

○閣下国務大臣 先生の御高説、私も一度勉強会に参加させていただいて学生さんたちと話をさせていただきましたけれども、特に我が国は、古来より、自然と対立するのではなく調和的に生きるといふような意味においては、先生おっしゃるとおりの思想が過去ずっと貫かれていたんだらうというふうに思います。

そういう中で、森というのがある意味で生物多様性の一つの象徴的なもので、要は、土壌の中の細菌から大木まで、あらゆるところがすべて関係をしつづ繁榮する、こういうようなことが多分先生おっしゃる原点であつて、それを、人間社会の中でも同じようなことがあるべし、こういうようなことについても私も全く共感をするわけでありまして、加えて、そういう社会ができればいい、ということが必要なんだらうというふうに思います。

ただ、私たちはいろいろと乗り越えないといけないこともあるし、先生おっしゃっていることを理解しない人たちがいるんじゃないから、そういう人たちの間に、我々が考えて、今、私も共感するといふふうに申し上げましたけれども、いかにわかつていただくかというふうなことは、ある種の制約要因としての気候変動、地球温暖化というふうな問題に直面したという今の厳然たる事実、これからお互いに譲り合わなければ自己の生存さえも危ういというふうな事態になつてきた段階で、先生の御努力もあつて、先生おっしゃるようなことがこれから大いに広がることを私も望んでいるところでございます。

○小野(吉)委員 残りの質問については、御提案だけさせていただきますと存じます。

今回の法案によりまして、地方自治体の役割が明記されました。大きな町また都道府県、こういうところがそれぞれ環境問題に配慮をした計画づ

くり等を進めるということになつていくわけでありまして、この点については、短時間のうちに顕著な成果を上げるためには、地方においてかなり精力的に知恵を集める、ないしは関係者が努力を注ぐ、やはりこういうことが必要になるわけであつて、その動機づけの中に何らかのメリットシステムをうまく組み入れる必要性について検討をいただきたいというのが一点であります。

それから二つ目は、炭素税の問題については、これはもう日本の政治においても長年議論されてまいりましたが、国際競争力の衰退を恐れる産業界の反対等もございまして、なかなかこの導入に至つておりません。この環境問題に関して世界じゅうの人たちがこれから集まつていろいろな場で議論をしていくという状況になつていくことから考えますと、国際的な形の税の導入をこの際検討してみたいかがだらうかということでございます。場合によれば、集められた税の一部分をそれぞれの国が拠出し合つて、国連を中心に行われておりますところの地球環境問題に振り分けていく。環境面での、発展途上国という言い方をしているのかどうかはわかりませんが、そういうところに対して、国連で集めたその環境税を活用して改善を図っていく、またさらに、大臣言われるところの豊かさを實現するための税金にも使っていく、こういうふうな考え方を導入することとを考へてはどうだという提案であります。

それから三つ目は、原油の価格高騰という問題が新しい要素として今加わつてきております。これは私は非常に懸念しておりますが、実体経済の三倍に及ぶ貨幣が今世界じゅうで発行されていく、その余剰資金が今オイルマネーの形で産油国に集まつていつている、そのお金がさらに間接的に石油価格引き上げにどうも使われているみたいだ、こういういびつな経済が実は生まれてきているということに懸念しております。

こういう流れに対して、私の提案というのは、エネルギーの開発ないしは新しい環境関係の技術開発等々を通して削減できるお金があるとするな

らば、そのイノベーションに伴って生まれるところのメリットの一部分をエネルギー開発ないし技術開発に回すという形をこの際考えられてみてはいかがという、イノベーション対価制度というような言い方をしましたけれども、こんなことも提案したいと思って質問として準備させていただきしました。時間の関係でこれは質問しないことにいたしますが、ぜひ各省で御検討いただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

○小島委員長 次に、上野賢一郎君。

○上野委員 自由民主党の上野賢一郎です。きょうは、この環境委員会で質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。

小野先生が、大変高質な御質問、哲学の道型の質問をされましたので少々やりにくいんですが、私としては、よりブラクティカルな形で、国際交渉のあり方につきまして確認をさせていただきたいというふうに思います。

ことしから京都議定書の第一約束期間が始まりました。福田総理もイニシアチブをとって、大変意欲的な提案もされているところでございます。洞爺湖サミットを控えまして、地球温暖化問題の解決に向けて我が国としても強いリーダーシップを発揮していくことが求められていくところだというふうに思います。

その中で、私は、この京都議定書の国内対策をこれから進めていくことも重要ですが、もう一つ、いわゆるポスト京都と言われている二〇一三年以降の枠組みにつきまして、これから日本がいろいろな形で国際交渉をしていくわけですが、これをより実効性を高めた効果的なものにしていくことが必要だろうというふうに思います。

京都議定書の評価、私は、これは人類史的に見ても大変高いものがあると思っています。世界全体で温暖化の問題に取り組むという決意を確認した、それから主要な先進国に関しては法的な義務づけという形で排出削減を求めたという点で非常に高い評価ができると思うのですが、一方で、我

が国の中においては、残念ながら、不公平感といえますが、どうも釈然としないという気持ちがあるように思っています。底流に流れているような部分も見受けられるかと思えます。

例えば、京都議定書の数値目標は、EUは基準年の設定というのが有利に働いておりますし、ロシアは枠が余っている、あるいはアメリカはもうやめてしまった、中国やインドはそもそも適用されないわけでございまして、結局、温暖化対策で今困難な状況に陥っているのは日本とカナダぐらいという状況になっています。

そうしたことを踏まえまして、これまでオイルショックなんかの経験もあって日本としては省エネの技術を一生懸命やってきたにもかかわらず、この段階においてどうして苦しむ必要があるのか、そうした声も聞かれるところではありますが、こうしたことがないようにな次の温暖化交渉はしっかりやっていかないとけない。

この温暖化交渉ですが、これはあくまで、人類の命運を決める、先ほど小野先生からいろいろ哲学的、文明的なお話がありましたが、まさにそうした観点も十分含まれているわけでございます。こうした中で、日本が先ほど申しましたような不平等感を抱えながらやるのではなくて、今までのそうした感情を克服してそれをむしろ前向きなエネルギーへと転換していくことが必要だと思いますし、そのためには、日本が枠組みづくりというものに積極的に関与していく、リードをしていく、そういう姿勢が必要ではないかというふうに考えているところであります。

まずきょうお伺いしたいのは、このいわゆるポスト京都の交渉に当たりましては、我が国としての原則というものを明確にしておくことが必要だと思っています。そういった意味で、福田総理がダボス会議でお話しされました三つの原則というのは非常に高く評価されるところでございしますが、私は、さらにこれから国際交渉を進める上で、どうしても我が国の国益というものをもう一度確認していくことが必要だろうと思ってい

ます。どうしても守らなければいけない国益がある、私はそういうふうにも思っているのですが、そうしたものについて大臣としてどのようにお考えでしょうか。

例えば、私としては、これは大企業だけではなくて中小のまちづくりの現場も含めてですが、製造業が日本の経済の成長の源泉になっているのは間違いないと思いますし、もしこれが衰退していくようなことがあれば世界全体の温暖化対策に技術開発等でマイナスになることも考えられるわけでございます。この点につきまして、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○閣下国務大臣 今先生おっしゃったことは私はほとんど同意するわけでありまして、我が国がポスト京都の次期枠組みの三原則として挙げている一つは、省エネなどの技術を生かし、環境保全と経済発展とを両立すること、これが我が国のすぐれた省エネ技術等をますます発展させていく、こういうようなイノベーションにつながるというふうに考えております。

また、ダボス会議で福田総理は、我が国は国別総量目標を掲げて取り組むことを表明されたわけでありまして、目標設定に当たっては削減負担の公平性の確保が必要だということで、今おっしゃったように、例えば製造業、あるいは過去のオイルショック等で省エネ技術を磨き上げてきたものが損なわれてはいけないうわけでありまして、そういう趣旨においては、私たちはしっかりと国益を守っていかなければいけないんだというふうに思っています。

加えて、今先生もおっしゃいましたけれども、京都議定書が日本にとつてなかなかつらいことではないかという御指摘もありますけれども、私も、そういう趣旨においては、京都議定書は、すべての排出国が参加をするという意味では従前のものではないわけでありまして、ポスト京都においては、むしろ、日本が京都議定書を批准したような努力をすべての国にしていたかどうかという方向になっていくべきだと私は思います。す

べての国といつても、途上国は途上国なりに、それから新興工業国は工業国なりに努力でありませうけれども。

そういうことをしっかりと日本が訴えて、最終的に日本の提案しているようなルールに合致するような枠組みをつくれるかどうかということについて、今我々は水面下でも努力をしているわけでありまして、先生がおっしゃっているように、国益を損ねない、しかし究極の目的は、人類すべてが気候変動あるいは地球温暖化によるさまざまな弊害にさらされないようにつかりと地球温暖化を防止していく、この両方に資するような方向性をしっかりと我々としては目指してまいりたいと思っております。

○上野委員 ありがとうございます。

今大臣がおっしゃられたとおりだと思いますが、日本の提案しているルールに基づくような枠組みをぜひつくっていくことが必要だというふうに私も思います。

その中で、国際交渉は、道徳的、文明的な意味ももちろんあるわけですが、国益と国益のぶつかり合いという面も非常に強いわけございまして、自信を持って国際交渉の場で日本の国益を主張していく姿勢も必要だと思います。

国際交渉を進めるに当たって、今し方大臣も少しおっしゃいましたが、私は、日本の持つ強みというものをもう一度再確認していく必要があるだろうというふうに思っております。それを武器としてこれから交渉を進めていくことが必要かと思っております。

例えば、これは産業界のデータになりますが、セクターごとに見た省エネ技術につきましても、日本は相当な分野で世界のトップを走っているわけでございます。例えば、鉄一トンをつくるのに必要なエネルギー指数は、日本一〇〇に対してEUは一〇〇、アメリカは一〇〇、セメントや銅あるいは石油製品についても同じであります。こうした日本の高い技術というものをどういうふうにかこれから交渉に生かしていくのかということが必

要ではないかと思つています。

そういう中で、今、総量目標の設定の話がいろいろな点でござりますが、私は、これは福田総理の提案と同じだと思ふんですが、設定自体を安易に進めるのではなくて、やはり現在の各国のエネルギー効率の達成状況を十分に反映したものでなければ総量目標の設定というの十分ではないのではないかと今ふうに思っています。公平性を欠くのではないかと今ふうに思っています。

福田総理の提案にありましてセクター別アプローチの提案、私はこれは非常に合理的なものだと思いますし、日本の実力というものを正當にはかる上でも重要なものだと思うんですが、これにつきまして、現在のところ各国ではどういった受けとめ方をされているのでしょうか。そして、洞爺湖サミットにおいて、このことも含めまして、ポスト京都に関しましてはどういった成果を獲得しようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○閣下国務大臣 我が国が提案しているセクター別の取り組みにつきましては、これは先週バンコクで開催されました次期枠組み交渉特別作業部会、条約AWGと言っていますが、そこにおきましても、公平な目標設定のために有効な手段であること、国別総量目標をある意味で丸ごと代替するものではないこと、さらには、先進国と途上国に一律の基準を当てはめるものではないこと、こういうようなことを前提にした上でこのセクター別アプローチをしっかりと理解をしていただきたいというふうに今考えています。

ですから、今議員がおっしゃったように、私も、これから国別の総量目標を設定していく上でも、セクター別の積み上げという科学的な根拠に基づいたある意味でのベンチマークというようなものを一つのよりどころにしっかりと積み上げをしていくことが必要なんだろうと思つていますが、これを世界の普遍的なルールにできないかどうか、こういうことで我々は今最善の努力をしているところでございます。

○上野委員 ありがとうございます。

今お話がございましたとおりでございますが、しっかりと積み上げ型というのは我が国にとつても非常に望ましいものだろうと思つて、これをぜひルール化していただきたいというふうに思っています。

言うまでもありませんが、国際交渉におきましては、ルールをつくる立場に立つというのは非常に重要でございます。WTOやいろいろな会計基準もさまざまな国際交渉の中ででき上がっているわけですが、ルールに従う側に立つよりは、ルールをつくる側に立つということがただけその後の展開が有利になるか、スムーズになるかということはある程度でもないというふうに思っていますので、そうした意識をぜひ強く持つていただきたいというふうに思っています。

今お話がありましたセクター別アプローチにつきまして、少しお伺いをしたいと思います。これは、原単位のベンチマークをはかつていくという作業がこれから必要になってくるだろうと思つていますが、これはどういったところで今検討が進められているのか。日本としても相当インシナチブをとって検討を進めていくことが必要だろうと思つて、研究していくことが必要だと思つて、その点につきましてお伺いをしたいと思います。

○南川政府参考人 セクター別の取り組みについての現状でございます。私どもとしても、セクター別の取り組みを進めていく上で、ぜひ日本として国際機関などと協力をしてリーダーシップをとっていききたい、それが次期枠組みをより公平で効率的なものにするために必要だろうと思つております。ぜひ共通指標というものの策定を進めていきたいと思います。

これにつきまして、IEA、国際エネルギー機関においてセクター別のエネルギー効率指標あるいは改善ポテンシャルといったことにつきまして分析が行われているところでございます。それから、APP、アジア太平洋パートナー

シップでございませけれども、アメリカ、中国、インド、韓国、豪州、日本、そして今回新たにカナダが加わりました。こういった中で、具体的な業種、例えば鉄、セメント、電力など八業種でございませけれども、そういった分野での具体的な共通原単位の作成、共通の技術の指摘といったことを行つておりますし、その中で日本は非常に具体的な成果を上げておられるところでございます。

元来、このセクター別アプローチと申しますのは、目標設定において、京都議定書にある種の意義を認めながらも、非常に不公平感を持つていた国は多いでございます。端的に言うと、ニュージーランドがまずこれを言い出しました。ニュージーランド自身は牛のげつぶとかそういうものが実は多いございまして、中身を見て目標を決めても合わない達成できないということで、いわゆる原単位の下げようがない分野が多いわけでございまして、やはりその実態を見て中を分析して目標を決めるべきだということをもとと強く言つておりました。そういったことが流れにありまして、IEAとかAPPの作業になっていと思つております。

私ども、ぜひ、こういった中で主体的に参加いたしまして、共通目標の指標が進むように努力をしていきたいと考えております。

○上野委員 ありがとうございます。さまざまな国際機関で今そういった研究が進んでいるということでございますが、特にAPPという枠組みについては、アメリカあるいは韓国、中国などポスト京都の議論の中でも非常に重要な国が参加をしているわけでございまして、このAPPでの議論の成果というものをきちんと気候変動枠組み条約の中に盛り込む、持ち込むというよう努力が必要ではないかと思つておられます。今、日本としても頑張つておられるというお話でございましたが、このAPPでの議論というものをまさにリードできるような、そうした役割をぜひ環境省にはお願いしたいというふうに思つて

います。さらに、日本の強みということ、先ほど来話をさせていただきましたけれどもいろいろな技術の問題でございますが、では、その技術を使つて日本がどういった貢献を世界に対してできるのかということにつきましてお伺いをしたいというふうに思っています。

国内対策としての国内の総量規制、つくったルールに沿つてこれを守つていくということには必要でございます。それにプラスをして、やはり日本のすぐれた省エネ技術等につきましては、世界全体の温暖化にも非常に大きな削減効果がある、大きな効果があるんだという立場を明確に持つ必要があるのではないかと今ふうに思っています。

この日本のすぐれた高い技術を今後世界の温暖化対策により具体的に使つていく、その結果として、具体的な目標を日本が宣言してもいいのではないかと今ふうに思っています。例えば、これから数十年の間に世界全体のCO₂削減量の何%を日本の技術がカバーしますというぐらいの目標を提案してもいいのではないかと今ふうに思つておりますが、こうした点についてはいかがお考えでしょうか。

○南川政府参考人 御指摘のとおりだと思います。私ども、次期枠組みを考えますときに、世界の温暖化対策を進めていく上で、やはり日本の技術、日本だけじゃございませんけれども、いかに先進国の技術が新興国あるいは途上国に取り入れられていくか、また、先進国におきましても、技術移転が進んでおくれた地域の対策が進むということが大事だと思います。

福田総理はダボスでクールアース推進構想を発表されましたけれども、その中でも、すぐれた技術を多くの国に移転していくということで、具体的な省エネ目標等についても提唱されておるところでございます。また、その数字等につきましては、今後の交渉の流れなんかを見ながら、私ども

として検討させていただきたいと思ひます。

ただ、いずれにしても、委員御指摘のとおり、ポスト京都を考えますときに、パリ会議でも議論がございましたように、いかにして先進国の技術を途上国に円滑に移転していくか。また、当然ながら、先進国の企業も大変な努力をして技術をつくり出しているわけでございます。したがって、先進国の企業の努力が報われて、なおかつそれが世界全体の削減につながるような、ぜひそういった仕組みを次期枠組みの中につくっていききたい、またそういったインセンティブも入れていきたいと考えているところでございます。

○上野委員 やはり国際交渉ですので、日本としてどれだけの貢献ができるかということと世界に対して数値目標で示すということは非常に重要なことだと思ひます。それは、自国の問題だけではなくて、世界全体にどれだけの貢献ができるかということとを宣言することによって、国際交渉上も一つ有利な立場に立つのではないかとこのように考えます。

今局長の方から御説明ございましたけれども、途上国への技術の移転あるいは供与を進めることによって、その成果を今度は国内対策のクレジットの一部に利用するというようなことも考えられるのではないかとこのように思ひます。

ポスト京都におきましてもいろいろなメカニズムがこれから考えられていくだろうと思ひますが、京都議定書のさまざまなメカニズムと同じように、ポスト京都のメカニズムの一つに海外への技術供与や技術移転が組み込まれるような新しい仕組みを考えるべきではないかと思ひます。

これについてのお考えをお伺いいたしますとともに、今、中国やインドは非常に省エネの技術に對する関心が高いというふうに思ひます。そうした部分で、先ほどAPPという話がございましたが、きちんとその二カ国も入っているわけでございますので、その枠組みをうまく使いながら中国やインドを交渉のテーブルに着かせるとこのことを考えていくことも必要ではないかと思ひま

すが、これにつきましてはどのようなお考えでしょうか。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、ポスト京都の中で、現在、CDMというところで京都メカニズムがございしますが、これをいかににより意味のあるものにしていくかということが大事だと思ひます。

現在のCDM、先進国からも、また途上国の多くからも不満がございします。

途上国からは、たくさんCO₂を出している国がそれを減らすためにCDMがあるものですが、結局そのCDMの大部分が中国とかインドに行ってしまうということで、ほとんどの国がその恩恵にあずかれないということが実はございします。

また、逆に先進国からいたしますと、実際に途上国に技術が移転できて、なおかつそれが途上国の削減につながる、しかも、その値段にふさわしい努力がなされる、設備投資がなされるということとであればいいんですが、物によりましては別途のCO₂の国際相場もございしますので、そういう観点から仕入れの値段が決まってくる。そうすると、努力に要する費用と実際の売上の費用が違ふということもございします。そういった意味で、次期枠組みにおいては、ぜひそういった企業の努力が報われるようなCDMにしていく必要があると思ひます。

それから、中国、インドにつきましては、特に中国でございしますが、例えばばきのう大臣も中国へ行かれましたけれども、やはり公害問題で大変困っております。実はCO₂の前に大気汚染、水質汚濁で大変困っております。そういった問題について日本がさまざまな技術協力を行う中で、それがCO₂対策にもあわせていくという対策がたくさんございします。具体的にそういったことを中国を初め将来インドにも進めながら、彼らが努力をすることが公害対策になるし、CO₂対策になるんだということを少しずつわかってもらいうようにしたいと考えているところで、そういったこ

とも含めながら以後の対策を考えていきたいと思ひます。

○上野委員 ぜひそうした方向でお願いをしたいと思ひます。

途上国への技術供与だけではなくて、途上国の新しい法制度自体についても、日本が協力をしてつくるということが一つ考えられるのではないかとこのように思ひます。

中国では、重量車の排気ガス規制については日本より高い基準をつくっているということでございしますが、これについては、アメリカだつたかと思ひますが、NPOやNGOが協力をしてそういう制度ができたということを聞いたことがありま

す。単にその技術を使つてもらふ、広めるだけではなくて、そういった制度自体をつくってもらふような応援、支援を日本がやっていくということも考えられると思ひますので、その点もあわせて検討していただきたいというふうに思ひます。

それでは、次の質問に入ります。

温暖化対策だけではございせんが、五月にはG8の環境大臣会合が開催される予定でございします。これにつきましては、温暖化対策だけではなくてスリール等についても議論が進められるというふうにお伺いしております。

スリールの分野、これは日本が提案をして、今世界で最も進んでいるというふうに思ひますが、こうした環境への取り組みについて、これを温暖化交渉と統合して、温暖化交渉の中でも一つの有利な材料として使っていくことは考えられるのでしょうか。

ば、スリールを進めることによって最終処分場を少なくすることが可能となるわけでありま

す。結果として、最終処分場からのメタンが削減され、温暖化対策にもなるということが事例として挙げられてい

るところでございします。

このような温暖化対策以外の利便も同時に得られるような取り組みは、資金や人的資源が不足するとともに、必ずしも温暖化対策のプライオリティーが高く

ない途上国にとつて、特に有益なものであると考えておるわけでありま

す。我が国はこのようなコベネフィットアプローチを促進しており、中国やインドネシアとも昨年共同文書を結んだところでござい

ます。

中国などの途上国の次期枠組みへの参加を促すために、このような取り組みを最大限生かしてまいりたいと思ひ

ます。

○上野委員 ありがとうございます。

今のコベネフィットアプローチは各国からも非常に好感を持って受けとめられているという話を聞いたことがございします。で、ぜひそういったこともポスト京都の枠組みの中でしっかりと議論されるような統合的な対応をぜひお願いしたいというふうに思ひます。

それでは次に、排出権取引につきましてお伺い

をしたいと思ひます。

排出権取引につきましては、今、環境省あるいは経済産業省の中でそれぞれ検討会が設けられま

して、精力的な検討が進んでいることだというふうに思ひます。あるいは、私どもの党におきましても、推進本部の中でそうした議論が現在進めら

れているところでござい

ます。

現在、排出権取引につきまして、EUが、第一

フェーズ、NAP Iというんでしょうか、その中でいろいろな取り組みをやっておりますが、それ

以外の国、例えばアメリカでも新しい法律が上院

の環境委員会を通過したというような報道もござ

いました。

まず、各国の取り組み状況につきまして御説明をお願いしたいと思ひ

○南川政府参考人 E Uにおきましては、二〇〇五年からこのキャップ・アンド・トレードのシステムを入れております。そして、二〇〇八年からは第二フェーズということで、具体的な減少策でより厳しいキャップを各事業に当てはめるということでその対策が進められております。もちろんトラブルも多うございまして、E U内で訴訟も大変ふえているというふうに聞いております。

それからまた、アメリカでございしますが、現在、二十三の州で州レベルでキャップ・アンド・トレードの制度をつくるということになっております。単なる構想ではございせん、例えば東部五州におきましては、具体的なキャップを決めるときにオークションによることにしております。そのオークションを九月にも行うということにございまして、かなり具体的な動きになってきているところでございます。

それから、カナダ、オーストラリアにつきましては、導入を行うということが政府から既に発表になっておるといのが現状でございます。

アメリカにつきましては、委員御指摘のとおり、民主党、共和党の代表から提案がされまして、環境公共事業委員会を通っているというのが現状でございます。

○上野委員 世界各国でさまざまな動きが最近活発化しているようでございます。

我が国でもいろいろな意見があつて、今のところその方向性がまだ明らかでないわけでございますが、私は、一つ最近よく言われるのは、乗りおくれ論ということが言われるかと思ひます。日本だけが取り残されるということでございます。

これは、そうした考え方もあろうかと思ひますけれども、やはり今行われているE Uでの試験的な取り組みの成果あるいは不成功というものをしっかりと分析する、あるいはアメリカで今導入の動きが急速に広がっているということであれば、より現実的な理由というかその背景というか、そうしたものをしっかりと分析する、そうしたことをまずやらなければいけないと思ひます。

その上で、日本にとつてどういったメリット、デメリットがあるのか、それを分析していくことが必要かと思ひますが、この点、現在のところ環境省としてどのような分析を行つていらっしゃるかと申すでしょうか。

○南川政府参考人 一点目は、まず海外の分析でございます。

海外におきましては、E Uが主導権をとつておりますけれども、アメリカの州と連絡をとりまして、I C A P という世界共通のキャップ・アンド・トレードについてのルールをつくらうという動きが別途ございまして、これについては、私どももオブザーバーでございまして、私どもも担当官を派遣しまして、動きは逐次把握しておるところでございます。

当然ながら、海外の動きについては、より詳しい情報を常に把握してまいりたいと思ひますし、また、それを社会にも公表していきたいと思ひますところでございます。

国内でございましては、国内のあり方につきましましては、抽象論を言つていても、門の外で入るのか入らないのかということをやつても意味がないと思つておまして、やはり私どもとしましては、バーチャルではあつても家を六軒とか七軒建ててみて、おのおのについて、これに入ればどういうメリットとデメリットがあるかということをはかりやすく示したいということでございます。

したがいまして、東証関係の方とか銀行の方、個別企業の方にも入つていただきまして検討会をつくつておりますけれども、その中で、その六つ、七つの構想についてどういふタイプがあつて、それぞれどういう意味とプラスマイナスがあるのかということとをぜひ広範に議論してもらいたいと思ひますし、それを社会に公表いたしまして、世の中にどういふふうな御理解いただくかを定めていきたいということにございまして、とにかく情報を全部出したいと思つております。

○上野委員 ありがとうございます。

今、情報を出したいということにございまして、そうした試みは非常に公平でわかりやすいと思ひます。例えば、今の産業界の自主行動計画をベースにしてキャップ・アンド・トレードをした場合になんかというふうなことも検討を進めべきかというふうな思つておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が来ましたので終わらせていただきますが、国際交渉におきましては、今後とも、しっかりと国益を確認し、日本の強みというものを武器にしてしっかりとした成果を上げていただけるようになお願ひを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○小島委員長 次は、近藤昭一君。

○近藤(昭)委員 民主党の近藤昭一でございます。

今回は、同僚議員また委員会の御理解をいただきまして、久しぶりにこの環境委員会で質問という機会を与えていただきました。まず感謝を申し上げたいというふうに思ひます。

この地球温暖化の問題、京都議定書、京都会議というのがあつたわけであります。一九九七年、私も初当選をさせていただいておりましたが、当時からこの問題に大変関心を持って、先ほど小野委員も、やはりこれから生き方が変わっていくんだと。もちろん、生活をしていく上で経済発展も必要であります。しかしながら、美しい環境は、心の部分だけではなくて、温暖化の問題、あるいはきれいな空気、水の問題、そういった人間が生きていく上にも絶対的に必要なものだと思ひます。

そういう中で、環境が大事か、あるいは経済発展が大事か、それぞれ考え方が違う。しかし、社会全体としては、やはり持続できる社会をつくるためにバランスをとっていかなくちゃいけない。ただ、今の現状で申し上げますと、ゴア元米副大統領がつくった映画も大変に世界で多くの人が関心を持って、現状に目を向けざるを得なくなつ

た、こういう状況だと思ひます。

そういう意味では、もちろん全体的に最終的なバランスをとるにしても、今は、こうした環境対策、温暖化ガスを削減していくことにより力を入れていかなくちゃいけない、そうでないと本当に取り返しがつかない、こういう場面に來ているんだというふうに思ふんです。

そういう意味では、もちろん政府におかれましては御努力をされているわけですが、我が党も昨年の五月には脱地球温暖化戦略を発表し、「中期的には二〇二〇年までに一九九〇年比二〇％」、「ただこれは、先般のI P C C の会議に基づきますとより厳しいものにならなくてはならないのではなかつたかと党内でも再検討しているところでありまして、二〇％。また、「長期的には二〇五〇年よりも早い時期に五〇％の温室効果ガス排出量の削減を目標とする。」というふうに表示しているところでもあります。

また、先ほどから議論にもなつておりますが、キャップ・アンド・トレード型の国内排出権取引市場を三年以内に創設するんだ、風力や太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの割合を二〇二〇年までに一〇％、現状は一％以下でありまして、私もかつて環境委員会で、再生可能エネルギーの目標が低過ぎるのではないか、こんな質問もさせていただいたことを記憶しているわけでありまして、一〇％にすることを目指して、地球温暖化対策税、環境税の導入も検討すべしということを表明しているわけでありまして。

そこで、まず鴨下大臣にお聞きをしたいというふうに思ひます。温室効果ガスの削減の目標値についてであります。

先般、三月二十五日の参議院の方の環境委員会でも、我が党の議員の質問に対して大臣も答えておられるわけでありまして、I P C C のシナリオに基づいた場合、先進国がグループとして削減する幅を二〇二〇年までに一九九〇年比で二五％から四〇％の範囲で削減することが必要である、こういうことを認識すると述べておられます。

そこで、政府としては温室効果ガスの中長期的な排出削減目標をどのように設定しておられるのか、このことについてまず確認をさせていただきたいと思います。

○閣下国務大臣 我が国は、クールアース推進構想に基づきまして、今後十年から二十年の間に世界全体の排出量をピークアウトさせるということ、福田総理がダボス会議でも申し上げました。また、二〇五〇年までに世界全体の温室効果ガスを半減させるということを世界に呼びかけました。これは、ハイリゲンダムで安倍前総理がクールアース50ということと呼びかけたわけでございます。

こういう中で、中長期目標の設定に当たりましては、これはすべての、特に主要排出国の参加を念頭に、世界全体の排出量のピークアウトと各国間の公平感というものが同時に達成できますように目標を設定する、こういうことを各国会議でも申し上げているところでございます。

こういう中で、具体的には、先ほども議論になりましたが、例えばセクター別にどういうふうに積み上げていくか、さらには、主要排出国の中でも中国、インドを初めいわゆるG5と言われているような国が参画してくれるような枠組みにならないと意味がないわけでありまして、こういうような趣旨において、それでは、日本がどの時点で何%というようなことを言うべきなのか、いつ言うべきなのかということについては、多少国際交渉の進展の状況を見ながら考えないといけないというふうに思っています。

ただ、今先生おっしゃったように、最終的には究極の目的を達成しなければいけません。そうすると、世界全体で二〇五〇年に五〇%ですけれども、先進国はより積極的に削減しなければいけないわけでありまして、加えて、私たちが二〇一二年までにはこの京都議定書の約束を果たすという趣旨においては、多分、マイナスイナス六%を発射台に二〇五〇年の五〇%以上の削減ということになると、これを線で結びますと、ある意味で二〇二〇

年ごろの中期目標というのはおのずと類推できる、こういうことであろうと思っております。

ただ、具体的な数字をいつのタイミングで申し上げるべきかというのは、これは国際交渉の進捗状況を見ながら慎重に戦略的にやるべきだということに考えております。

○近藤(昭)委員 大臣、ありがとうございます。関連して二点ちよつと確認をさせていただきたいというふうに思います。

一点は、今大臣がおっしゃった、京都議定書の目標がごときから始まるわけですが、九〇年に比べて六%削減をもとにしてということではないか、あくまで日本は京都議定書を踏まえてということではないかという点の確認が一点。

それと、全世界で地球温暖化ガスを減らしていく、その目標に向かって世界が協調していく、また、福田総理もおっしゃっている共鳴、環境外交でも共鳴をやっていくんだ、確かにこのことはよくわかるわけですが、ただ、それぞれ公平性を担保して、多くの国がきちつと参加できた上での目標を立てていくことだと思っております。

ただ、そうしますと、いろいろそれぞれの国から出てくる。それで積み上げていって、しかしながら、先ほど申し上げたIPCの言っていることも二五から四〇と大分幅があるわけでありまして、けれども、そういった現実を踏まえた上での各国の目標を積み上げていったときに、それでうまく足りるのかなと。それぞれの国が、いや、うちはこうだ、まあこれが現実だといったときに、余りにも低い数字だった場合にはどういうふうにして日本として世界でリーダーシップを発揮されていくお考えなのか。

今の二点をちよつと確認したいと思えます。
○閣下国務大臣 京都議定書の六%削減は国際約束ですから、この四月から始まった第一約束期間の間に必ず実現しなければいけないと思えます。

そのためには、既に京都議定書の目標達成計画の改定をさせていただきました。その中で、産業界も自主行動計画をさらに深掘りしてくださるというところでありますし、業務部門、あるいはこれから国民生活全体でいろいろな意味で協力をして全力でやっていかなければいけないわけですから、でも、それでもうまいけない場合にはどうするんだと。これについては、進捗管理を厳格にして、次なる手を打てる準備をしつかりと今我々はしていかなければ、場合によっては声を倒れに上ってしまつたら大変なことになるわけでありまして。

加えて、ポスト京都に向けて私たちはどういうような対応をするべきかについては、私たちの目標はありますけれども、それぞれの国益が激しくぶつかります。パリでの会合、本当に最後の最後までまとまるかどうかというようなこともあったものですから、それぞれの思惑、特に発展途上国あるいは新興工業国にとつてみると、先進国はもう既に排出して豊かになったのに、何で自分たちだけはそういうような意味で制限を受けなければいけないんだというところが底流にございますので、そのことを踏まえつつ新たな枠組みをつくっていく、これは並大抵のことじゃありません。

あらゆる手を打って、日本は日本として、先ほどの議論にあるように、過去に蓄積した省エネ技術、あるいは公害等乗り越えてきた経験、さらには伝統的にある自然との共生のライフスタイル、こういうようなものを訴えつつリーダーシップをとっていきたいというふうに思っております。

○近藤(昭)委員 我が国の目標をまずクリアすることが世界に向かって協調していこうということのものになるわけでありまして、そこはしっかりとやっていただきたいというふうに思うんです。ただ、これからの質問に関連してくるんですが、その目標とは反対の方向で、今、一九九〇年に比べて排出ガスがふえているという状況で大丈夫なんだろうかという危惧があります。そしてまた、今大臣もおっしゃったように、これから

どこで中長期的な日本の排出削減目標を発表するかは様子を見ながらというお答えだったんですが、しかしながら、洞爺湖サミットがある、その洞爺湖サミットが来年のCOP15につながるという重要な会議になってくる。

そういうことで考えますと、残念ながら今のところ目標の反対の方向にふえてしまっているけれども、日本は日本の目標をこうしてクリアしていくんだ、日本はこうしていく、だから世界もこうしようというふうな中長期的な目標をきつちりと言わなければならないと思っております。

○閣下国務大臣 一つの考え方としてはそういうようなことだろうと思えます。

ただ、日本は、今回は特にG8サミットにおいては議長国ですから、その議長国として、自分たちだけの目標を掲げて他の国がついてこれられないような状況があれば、これは困つた話になります。

ですから、全体のいわば瀬踏みといいますが、各国が考えていることをうまく調整するというようなことも一つの役割として我々は持っているわけでありまして、枠を崩さない、しかし自分たちの目標は高目に掲げる、こういう二つの命題をしつかりと実現していくというのは容易なことじゃありませんけれども、ぜひそういうような立場に立つて、この環境問題については、G8の環境大臣会合あるいはその後のサミットに向けて、我々としては努力をしていきたいというふうに思っています。

○近藤(昭)委員 いろいろなりリーダーシップの発揮の仕方があるというのわかるのでありますけれども、やはりこの問題に関しては、まとめるところが自分たちはこうやっていくんだということが必要だと私は思います。それと、もう一点。そうしますと、今の大臣のお言葉を聞いていると、日本の目標は非常に高いものが設定できる、

みんながついてこれない困るかもしれないという事は、日本としては高い目標をもう既に想定しているということでしょうか。

○閣下国務大臣 これは、これから国内的な合意をとらないといけないという事はございます。ですから、それぞれ、多分この環境委員会の先生方の意見の中にも、そういう国別総量目標、一概に高い目標を掲げるべきでないというふうなお考えの方もいらっしゃるし、いや、そういうものを掲げてしっかりとそれに向けて最善の努力をするべきだというふうにお話しになる方もいらっしゃるわけです。この委員会の中でもそれぞれの意見があるように、産業界あるいは環境を非常に重んずる方々、それぞれ意見がございまして、私たち環境省の立場としては、今申し上げましたように、高い目標を掲げてしっかりと取り組んでいくような体制をつくるために全力を尽くしてまいりたいというふうに思います。

○近藤(昭)委員 大臣としては、とにかく環境省としては高い目標を掲げてやっていくということでありまして、そこは、ぜひその決意のもと頑張っていたきたいという思いと、もう一方で、ちょっと先ほどの繰り返しのようになってしまっているわけですが、洞爺湖サミットで、それぞれの意見も聞きながら、目標を達成できる中で話し合いをまとめていくんだというのはいりました。ただ一方で、その前に日本国内でもまとめたきやいけないというのでは少々心配になるわけでありまして、ですから、今回の法改正も、目標は環境省が目指しているところなんだとは思いますが、これは果たして政府全体としてちゃんとなるのかなという危惧を物すごく感じざるを得ないような法改正だと私は思うんですね。もちろん前には進んでいかなくちやいけないけれども、目標があるわけでありまして、さつき申し上げたように、IPC Cの掲げるところでも二五パーから四〇パーというふうな幅がある。でも、少なくとも最低ラインでは二五パーでありますし、私ども民主党が昨年

発表したところでは二〇パーだったのであります。

しかしながら、さつき御紹介をしたゴアさんが監修した映画でも、現実はずっともつと進んでいるから、もつと厳しく高い目標を掲げてやらなくちゃいけないという、現実が進んでいるんだと思うんですね。そういうことと、国内をまとめて、それから国際社会にも発信していくという事は、大変に危惧をするんです。

そこで、例えば将来的に、こうやって日本も国内でまとめられるところでまとめてきた、そして国際社会でもまとめられるところでまとめた、しかし最終的に目標が達成できなかった。これはどういうふうにして責任をとっていくお考えなのか。

国際社会での責任というのはなかなかすぐ御答弁ができないのかもしれませんが、では、来年のCOP15に向けて、今、洞爺湖サミットも大きなステップとなる中で、そういった過程で、日本としての責任、あるいは少なくとも国内における京都議定書の目標も達成するんだということを今大臣おっしゃったわけですから、そういったことが達成できなかったときはどうされるというふうに考えておられるのか。

○閣下国務大臣 再三申し上げていきますけれども、京都議定書の国際約束は、必ず日本として達成しなければいけないと思います。

それぞれの御意見はあります。京都議定書そのものが十全のものではないというようなことも含めて、いろいろ、国際的に不平等だ、こういうようなお考えもありますけれども、私は、これからのポスト京都に向けても、しっかりとマイナスの六%を達成するということが、日本の発言力を増し、加えて、国内のさまざまな国民の皆さんの意識も、あるいは産業界のイノベーションも含めて飛躍的に前に進めることになるんだらうというふうに思っております。

そのために、今回もこうして温対法の御審議をいただいているわけでありまして、目標計画を改

定させていただきました。その中には規制的な手法あるいは経済的な手法が十分でないじゃないかという御批判もありますけれども、これについては、今の段階では、このプロセスをきちんと実現していけば達成できるということで計画を立てているわけでありまして。

ただ、何度も申し上げていきますけれども、計画については適宜適切に進捗状況の管理、点検というふうなことをやって、場合によっては機動的に新たな手法を入れていく、こういうようなことで、準備はできるだけ早くしておきたいというふうに思っております。そういうことをきちんとしていくことが、日本の国内での問題でありますけれども、国際的な責任でもありますし、環境省としての責任だろいうふうに思います。

○近藤(昭)委員 これはここまでにしておきますけれども、きちつと目標をクリアするために日本が覚悟を示していくことがやはり非常に重要だと思えます。それは覚悟だけではなくて、やはり実質的に、今大臣はきちつとチェックをしながらということをおっしゃったわけでありまして、そのことをきちつとお進めいただきたい。

また、今回、それぞれ国内でもそういう議論をしているということでありまして、来年のCOP15もすぐ近いわけでありまして、今回の法改正の中で、経済的な規制とか、ああ、日本は目標を掲げているだけではなくてこういう方法で具体的に進めていくんだというのがもつと見えるべきだったというふうに私は思うんですね。そういう意味では、先ほどいみじくも、環境省としては高い目標を掲げてやっていくんだということをおっしゃった。

それで、キャップ・アンド・トレード方式についてお伺いをしたいというふうに思います。中央環境審議会と経済産業省の産業構造審議会が合同でやっていらつしやる。そして、これからいろいろなデイスクリージャーをしながら、どういう議論があるかということを開示しながらやつ

ていくという先ほどの御答弁もありましたが、環境省また経済産業省、それぞれどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○閣下国務大臣 経済手法の中で、キャップ・アンド・トレードは極めて有力な方法論だというふうに私は考えています。

その中で、特に国内での排出量取引制度というものを位置づけるということとは、炭素に価格をつけるというような意味において、さまざまなイノベーションを進めていく上で最も有力な方法論の一つだというふうに私は考えています。

ですから、具体的には、環境省は二〇〇五年から自主参加型の国内制度を実施しています。そして、知見、経験というものを今蓄積しつつあります。そしてさらに、今回、さまざまなところで国内の排出量取引制度について勉強会が始まりました。環境省では、今まで自主参加型ということで知見を蓄積してきたわけですが、この自主参加型をとりまして、排出量取引制度についての勉強会をまた新たに少し増強して進め始めたところでもあります。

そういう趣旨で、例えば具体的に申し上げますと、排出枠の割り当て方法や対象業種、あるいは国際競争下にある業種への配慮、それから我が国の実情に合った排出量取引制度のいわば具体的な制度設計まできちんと考える、こういうようなことを、今、それぞれの専門家に集まっていたいただいて勉強会を始めたところでありまして、スピードアップしてやってまいりたいというふうに思います。

ただ、最終的には産業界あるいは国民の合意もいただかないといけないわけで、まだ二つぐらいハードルを越えないと実現はできないのかな、こういうふうにも考えています。

○伊藤(元)政府参考人 国内排出量取引制度につきましましては、自国の排出量を直接規制できる一方、個々の企業への排出枠の割り当てが前提となるものでございまして、企業の海外流出を招くおそれがないか、その公平な実施が困難ではないか

等の指摘があります。

それから、国内排出量取引制度の検討に当たりましては、自主行動計画によって大きな削減効果が上がっていること等を十分踏まえることが重要と考えております。その上で、産業活動や国民経済に与える影響などの幅広い論点について総合的に検討していくことが必要と考えています。

このため、経済産業省といたしまして、主として二〇一三年のポスト京都以降を念頭に置いて、同制度や環境税を含む経済的手法についての検討会を先月省内に設置したところでございます。

今後とも、このような場を通じて、個別具体的な制度設計や前提条件等、制度の詳細にまで掘り下げた検討を行った上で論点の整理をしてまいりたいと考えております。

○近藤(昭)委員 ありがとうございます。

これからそういった経済的手法も有効な方法だという御認識を持っていただいております。ただ、その実施にはまだ二つほど、その二つのハードルというのは何かというふうに思うわけでありまして、ハードルがあるという御答弁でありました。

それで、伊藤大臣官房審議官にもお答えをいただいて、私は別に悪いと言っているわけではありませんが、日本の企業の流出を招くことになるかもしれない、そういったことも現実的にきちっと検証しながらということも最初におっしゃったわけですね。そのことを否定するわけではありませんが、ただ、私は冒頭に申し上げましたように、環境も守っていかなくちゃいけない、その中で経済も守っていかなくちゃいけない。では、どうやって守るか。

そういうことで、経済産業省にもう少しお伺いをしたいわけでありまして、

こういう中では、やはり目標として、そういった排出ガスを減らしていくという中で、私は、この有効な方法を何とか実現するような方向でぜひ考えていただきたいというふうに思うんです。

そういう意味では、先般新聞に出ておりましたが、トヨタ自動車を初め幾つかの大手の企業が集まって、中小企業の排出するガスを削減する、そういう技術的なことも援助をする、そしてそこから出てきた削減の枠を大きな企業が買い取ってみたいということがありました。そういうことについていかがお考えでしょうか。

○伊藤(元)政府参考人 先生最後に御指摘になった点は、いわゆる中小CDMというものだと思います。若干御説明をさせていただきます。

これは、自主行動計画の実施を大前提とした中で、それを達成する際に、仮に、大企業において省エネの余地が非常に限られている、これ以上省エネを進める場合には逆に非常に大きなコストがかかるという場合には、中小企業に対して資金的な支援等を行うことによって、すなわち、中小企業にはまだまだ省エネの余地があるわけですから、安いコストでCO₂の排出量を削減するという余地があるのであれば、そうしたところに資金を提供していただいて、そこで上がってきた成果を自主行動計画の目標達成の内数として計算するという制度を導入してはどうかということを検討している次第でございます。

これにつきましては、現在、制度の詳細について詰めの作業をしております、今年度中でできるだけ早いタイミングで、自主行動計画の達成を実現するという観点から早期導入に努めてまいりたいと考えております。

○近藤(昭)委員 自主行動計画の中でやっているというお話だったと思うんですが、鴨下大臣もおっしゃった、また経済産業省の立場だと余計だと思ふんですが、日本は、かつてオイルショックがあったときにも非常に技術開発をしたわけでありまして、きちっとキャップをかぶせてその中で努力をしていく、そしてそれは中小企業も大企業も協力をしていく。

そしてまた、先ほどおっしゃったことで言うと、海外に出ていくということも、だからこそ世界で協調して、こつちだったら許されるよ、こつ

ちだったらだめだ、こういうことじゃないわけですから、そこは、きちっと全地球で目標を達成するために日本がリーダーシップをとっていくという意味でも、頑張つてやっていただかなければならないと思うわけでありまして。

それでは、次の質問に行きたいと思うんですが、私の雑駁な所感で申しわけないんですが、かつてヨーロッパなんかに行ったりしたことがありますが、まだ会社勤めをしておったところに仕事で行ったわけでありまして、朝、自分が仕事をしなくちゃいけない現場に行く。夕方、宿泊しているところに戻ってくる。そうすると、朝早く出ますから、お店は全部やっていないわけですね。帰るときには、ちよつと遅目に帰るともうどの店もあいていない。例えば、滞在している間の日用品を買おう、あるいは帰る前にせつかくだからお土産をどこかのお店で買おうと思つても、全然買えないわけでありまして。そのこの悪い例は別として、ヨーロッパはそういう中で生活をしているんだなと。自分は旅行じゃなくて仕事で行つていたわけでありまして、でも、そういうものだと思えばまたそういうやり方をできる。あるいは、観光地であれば、最近では多分ヨーロッパでもまたちよつと違う店の開き方もしているんだと思ひます。

ただ、それを見たときに、今思ひますと、日本は少しやり過ぎではないかなと。もちろん便利なことはだれもがいいかもしれないけれども、エネルギー効率とかを考えると、早朝から深夜、あるいは二十四時間も開いている必要があるんだと思うか。

あるいは、これは働き方にも関係してくると思うんですが、いろいろな統計を申し上げるまでもなく、大臣もよく御理解していると思ひますけれども、日本は本当に最低賃金が低い、なおかつ、低だけじゃなく働く時間も物すごく長い、こういうところでありまして。先ほど小野委員もおっしゃったみたいに、生活スタイルを変えていく。みんな変えつつあるんだけれども、しかしながら、

ら、一方で競争があるから、店もお互いが二十四時間、二十四時間。私が記憶している限りでも、十数年前は元旦に店をやっているところなんかまだまじまじと少ないのに、今はもうやっていないという状況。

大臣、大きくこのことについてはどうお考えでしょうか。

○鴨下(国務)大臣 私も、二十四時間営業をすべてのコンビニがやるというようなことについては、今委員おっしゃったように、単純に環境負荷というだけでなくて、むしろワーク・ライフ・バランスの問題も含めていろいろな点から、どうしても深夜に働かなければいけない方、そういうようなごく限られた人たちのためには一部はそういうことも必要なんだろうけれども、全般的にそういうことが、本当にただ便利だけを追求しているのかというところはかねてから疑問に思つておりましたので、今も、そういうようなことは環境省の中でもう一度検討して、言うべきことは言うおうじゃないか、こういうことにはしております。

あともう一つ、私は医者立場から言ひますと、やはり人間というのは、夜寝て朝起きて、そういう日内リズムというのが体の中にあるものから、そういうようなことを原則的に守らないといけないんだらうと思つておひまして、あらゆる観点からいって、二十四時間ずつと起き続けるというようなことが本当に人間の生活全体にかなうのか、地球温暖化にかなうのか、こういうようなことについては、今まさに再考するいい時期なんだらうというふうに考えます。

○近藤(昭)委員 やはり考え直さなくちゃいけないという気がします。随分とこ二十年、二十年、私の学生時代のころはまだコンビニなんというのはいくつとで始めたところでしたが、今は本当にコンビニだらけ。どんどん深夜の生活に移つていくということは、鴨下先生は医師でもいらつしやう、そういう意味で、本当に人間のリズムが崩れて、そういうものがさまざまところに影響を及ぼしていると思うんです。

ヨーロッパがそういうふうになっているのはどういうところかなと。宗教的なものと社会的な通念とか、いろいろなことがあると思うんです。ただ、日本だって、早く起きて夜早く寝ようというの、どうしてこんなふうにライフスタイルが変わってきたのかなと。ですから、私は、先ほど小野先生もおっしゃった、日本人として、理念とか哲学という部分でもう一度生き方を見直す部分、ではそれが何が規範になるのかなというところはあると思います。

そういう意味では、私は、もちろんそういった考え方を覚えていくという努力、過程、一方で時間がなかなかないので、やはり規制をしていく必要はあると思うんですね。経済的な活動を規制するというのはなかなか難しいと思います。ただ、そういう意味では、今回の法改正で、大手のスーパーとか、いわゆるフランチャイズチェーンでいうと、全体で排出ガスをどれだけ出しているか報告する。報告だけというのはちよつと物足りないわけですが、ただ、そういう報告が出れば、フランチャイズの中でこれだけの排出ガスをやっているとということが出てくれば、そういう意味では、全体として規制をかけることによって、おのずと、営業時間を短くせざるを得ないとか、そういう観点からできるんじゃないかなと思います。

余り時間がなくなってきましたので、簡単に触れて、少しお考えを聞かせていただきたいんです。

先般、私どもの岩國委員も触れましたが、どこへ行っても自動販売機が、私も買ったりするんですけど、でも、余りにも台数として多いというの、私どもが持つ感覚ではないかと思ひます。私が調べたところによると、二〇〇七年で、国内総数で五百四十万台、その約半分が飲料の自販機だと。国民二十三人に一台という割合。飲料だけで申し上げると、約四十九人に一台。五十人に一台の自動販売機が必要か。また、日本自動販売機工業会のデータですと、〇五年における自動販

売機全体の年間消費電力量は約六十六億キロワット、国内年間総発電量の約〇・六％であるということ。大型発電所約一基分に相当するということなんです。

米国では七百八十二万台ということでありまして。台数としては多いわけですが、一人当たりの台数では日本よりも少ない。ヨーロッパは、公式な統計はない。統計がないという意味は、多分そんなにないんだということではないか。推定では、ヨーロッパ全土で飲料、食料自販機が三百七十六万台、たばこ自販機が五十万台程度だろう、こういうふうには推定されているんです。ヨーロッパ全体でも日本より少ないわけでありまして。

どうでしょう、こういった自動販売機、これも発電所の排出ガスということではいえるか、キャップをかぶせられるんではないかなというふうに思うわけでありまして。大臣のお考えは聞かせていただきまして、今のお店の開店の時間また自動販売機の設置台数、そういったことに対するより具体的な規制について、環境省また経産省のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

〇南川政府参考人 まず、深夜営業の点でございます。

これにつきましては、CO₂削減というのは、恐らく一つの契機だと思ひます。省エネ効果だけでいいますと限定的ではございますけれども、やはりCO₂の問題が一つの大きな問題提起になつて、深夜のライフスタイルの典型である二十四時間営業ということをどうしたら減らせるか。私どもとしても、これはいろいろ議論はありますけれども、真剣に多くの国民の理解を求めようという努力が必要があると思ひます。やはり多くの方の合意がないとできないことではございまして、それに向かつて努力をしたいと考えております。

それから、自販機でございます。御指摘のとおり、毎年大量の消費電力を使つております。これにつきましても、もちろん温暖化

対策としては、やめれば効果はございます。片や、便利だという方もおられます。いろいろなせめぎ合いはございますけれども、やはり私どもとしては、本当にどこまで必要か、ぜひ世論を喚起していきたい。問題提起をする中で具体的な対策を考えていきたいと思ひます。

〇伊藤(元)政府参考人 先生御指摘のとおり、地球温暖化問題に対応するために国民全体のライフスタイルを変えていくということは、大変重要な課題であると認識しております。

そうした中で、まずコンビニエンスストアにつきましては、先ほど先生も御言及ございましたとおり、政府の目標達成計画を作成する過程で開きました、環境省のものと中央環境審議会、それから経産省のものとでの産業構造審議会の合同審議会でもさまざまな議論が出たところでございます。深夜時間帯の客数が少ないので深夜営業の必要性は少ないという意見がある一方で、準備段階とか閉店後、あるいは開店前の準備時間を考えると決して長い時間電力消費の削減にはつながらないとか、防犯上の観点も考えるべきであるというさまざまな意見が出たところでございます。

こうした中で、京都議定書目標達成計画の中におきましては、深夜化するライフスタイル、ワークスタイルの見直しに関し、国民の抜本的な意識改革に向け、諸外国の状況も踏まえ、総合的に検討するとなつております。経済産業省といたしましても、この計画を踏まえまして、積極的に検討に参画したいと思つております。

それから、自販機についてでございますけれども、一点だけ申し上げますと、いわゆる省エネルギーを進めるといふ観点につきましては精力的に進めております。省エネ法に基づきまして、二〇〇五年度の一当りの消費電力量は、二〇〇〇年度比で三七・三％改善をしているところでございます。台数をどうするかということにつきましては、活動量に対する制約ということについては、活動量に対する制約ということについては、適切に対応していきたいと思つております。

〇近藤(昭)委員 それぞれお考え方を聞かせていただいて、経済産業省、環境省も、世論を見つつかうか世論を喚起しつつということだと思ひます。

私は、世論はいろいろな意見が出てくると思うんです。でも、先ほどから申し上げているように、ライフスタイルが変わってきた。私は、やはりどこかできちつと規制をしていかないと、政府としての意思をもつと出していくべきではないかなと思ひます。洞爺湖サミットだって、やる意味は、あの場所、日本が環境を守つていく、また京都議定書にも戻れば、まさしく京都でやつて、そういったことを世界に向けて発信していく。そこにある種の環境を守つていくという意識がせつかく見えるのに、では具体的にいつかどうなのかなと。世論を喚起しながらということでは、私はやはり心もとないというふうに思ひます。

ですから、それぞれの自動販売機の消費電力が減つたなんてことを言わずに、やはりもつと町の景観からだつて、それは自分が自販機を置こうというのは勝手だということになるかもしれないが、さつき申し上げたヨーロッパのことを申し上げると、自動販売機なんてほとんどないわけ、今、日本はどこにでもあつてそれは便利かもしれないけれども、多分、使用量でいうと、そんなに物すごく多いとは思ひません。コンビニの時間も規制すべきだということではあれですけども、余りにもそういったものが多過ぎるんだと思ひます。

そういう意味では、積極的にという意味は、積極的に議論するだけじゃなくて、排出ガスということでは目標があるわけですから、それがクリアできなかったらどうするかということは、やはり結果できなかったでは困るわけですから、それをやつていくためにはこういうことの規制が必要だというふうに思ひます。

そういう意味では、もう時間がなくなりましたので、最後に一点だけお聞きしたいと思ひます。

私は、やはり省エネの住宅というものをひとつ推進していくべきだと。また、エコスクール、私も視察したことがありますけれども、きちつとやれば、別に冷房とか空調施設でやらなくても十分に涼しい、あるいは暖かい。そういった人工的なものを加えなくても、システム、仕組みをつくればやれるんだというのはエコスクールで見ました。エコスクールだと、そこで子供たちが居るわけですから、環境教育にもいいと思うんですね。こういった省エネ住宅あるいはエコスクールについてどういうふうにお考えか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○南川政府参考人 まず、住宅でございます。

現在、住宅からのCO₂排出は、冷暖房、給湯、照明とそれ以外の電力、これがほぼ三分の一ずつでございます。したがって、冷暖房に使うエネルギーを減らすということは、大変大きな意味がございます。私ども、省エネの税制、それから省エネ改修等についての補助といったことで努力をしておりますし、また、今般、経産省でも省エネ法の強化を出されておりますが、それにも協力をしていきたいと考えているところでございます。

また、エコスクールにつきましても、私どもも資金的な応援もして幾つかの学校でやっていたいただいておりますけれども、やはり学校というのは子供の教育になります。そういう意味で、例えば太陽光をつけていただくこと、それから壁面緑化をしていただく、あるいは風の通りをよくしていただく、そういったことについて、引き続き、ぜひ学校の対策が進むような応援もしていきたいと考えております。

○近藤(昭)委員 どうもありがとうございます。質問を終わります。

○小島委員長 次に、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

四十五分という時間をいただきましたので、質問時間として有効に当てていきたいと思っております。

で、明快な御答弁をぜひよろしくお願い申し上げます。

今日の地球温暖化に対する関心は、今年度からいよいよ始まるということもあって、当然、新聞報道等でも取り上げられる回数が増え多くなつてまいりました。そんな中で、国民一人一人の暮らしに大きく影響しているこの地球温暖化問題。昨年、この環境委員会の視察で、ここにおいでの方野筆頭理事、当時委員長でされたけれども、西野筆頭理事、桜井副大臣とも御一緒させていただいて、アラスカのキナイ・フィヨルド国立公園を視察させていただきました。皆さんも氷河が崩れるシーンをテレビでは何度もごらんになったかと思えますが、まさかその氷河が崩れる瞬間を目の当たりにできるとは、ゆめゆめ思ってもおりませんでした。私たちが知らない世界での温暖化の影響が大変及んでいっている。また、かつてはつながっていたとされる氷河が分断をされ、後退をしているという様子も拝見をし、日本の国民一人一人として何ができるのか、そんなことを自問自答させていただく貴重な機会をいただいたことに心から感謝を申し上げながら、この御提出された大幅な改正案の具体、個別の施策についてきょうはお尋ねをさせていただきたいと思っております。

その前に、せんだって、私ども民主党は生物多様性基本法なるものを衆議院に提出させていただきました。これは崩壊する生態系を危惧してのことではございますが、生態系が確保されない原因の一つにこの地球温暖化という問題があることも、ぜひこの機会に皆さんにも御理解と御認識をいただきたいと思います。

我々、世界の生物の多様性の恵みを享受し、こうしてこの地球上に生かされているということを考えたとき、温暖化問題と相まって、この生物多様性を確保するという問題も非常に重要でございます。与党の皆さんにも大変前向きに御検討いただいているというのを仄聞しておりますので、温暖化対策の問題とあわせて、この生物多様性の確保の問題についてもぜひいろいろな御教示を賜

りながら、いい形で日本の生物多様性確保のためにも努力できることを心から念じ、期待していききたいというふうに思っております。

さて、具体的に今回の改正案の中身についてお尋ねをしていきたいと思います。

まず、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度についてお尋ねをしたいと思っております。

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度は、排出実態を把握して効果的な対策を講じていく非常に有効な手段だと私は考えております。しかしながら、現状をひもといてみますと、事業者の排出量の公表にとどまっているなど、まだまだ情報開示の状況が進んでいないと言えない状況と言えます。事業所ごとの排出量が情報開示の請求をしないと明らかにされない、これはやはりまだまだ手ぬるいのではないかとこのように私は考えておりますし、一方の事業所の企業それぞれがいわゆる企業秘密というものを盾にしてなかなか思い切った開示に踏み込まないという現状に大変じくじたる思いを抱いているところでござい

ますけれども、ぜひ開示請求を待たずとも各事業所ごとの排出量を開示していただく、そうしないことには、CO₂排出量の少ない企業なのかどうかの判断基準自体が国民に与えられないわけでありますから、企業のこの透明性はどうか、産官学民一体として取り組みをしていくのに大きな支障になっているのではないかとこのように考えます。環境省としてどのようにお考えなのか、まず冒頭、お示しをいただきたいと思っております。

○南川政府参考人 公示制度についてでございます。私ども、今回の温対法の改正でございますけれども、これまでございます算定・報告・公表制度をさらに充実をしたということでございます。公表制度につきましましては、元来、前回の法改正のときに入っております。これはこの制度に基づいて公表するというのが非常に大事だということとで入れたわけでございます。事業者みずからが排出量を算定いただいて、それを政府が公表す

る、それによって自主的な取り組みを促すとともに、国民の多くの方に排出抑制に向けた機運の醸成、理解の増進をお願いしようというものでございます。

したがって、環境省といたしましては、事業所単位で膨大なデータを、ばらばらとその数字をどんどん出すというのではございませんで、事業者単位で、事業者全体を集計するあるいは一覧性の高い形で公表すること、使い勝手のいい形で公表することが適切だと考えておるところでございます。

それから、もちろん、開示請求がございませうば、個別データは全部出しますし、その場合にはデータを全部入力しましたCD-ROMを、たしか千数百円だったと思いますけれども、即日お渡しするというところも行っていただいております。特にNGOからは、これを自分たちで分析して、その上でNGOとして全部分析したものをホームページに出すんだ、そしてだれもが無料で見られるようにするんだということを聞いております。大いに結構だと思っております。ぜひ使っていただきたいと思っております。

それからもう一つは、当然ながら、一部の企業につきましましては、企業機密ということでその数字を出さないものがあるわけでございます。これにつきましましては、この法律独自のものではございませんで、情報公開法という法律にも企業機密から一部のデータの開示をしなくて済むという制度があります。それと同じことをこの法律にも落とし

て、競争上から排出者の方が一部の排出量につきまして非開示とするように請求ができません。そして、審査基準に基づきましてその事業所管大臣が判断をするということで、それが必要であれば、その権利利益の保護請求を認めるということでございます。

ただし、今回の制度の中で、事業所または事業者の温室効果ガスの合計排出量は必ず開示すると

いうことしておりますので、私どもとしては、そういった意味での不都合が出ないような可能な限りの情報開示をするということにしておるところでございます。

○田島(一)委員 南川さん、今、NGOが独自でデータを分析して開示をしている、大変結構なことだというふうにおっしゃいました。本日は環境省みずからNGOの力をかりずとも開示をしていくことによって、国民にさらし、国民それぞれの努力、取り組みに資する、そういうデータを開示していくということが求められているんじゃないかというふうに私は思うんです。

もちろん、企業の利益をできる限り損ないたくないという御趣旨もよくわかります。しかし、企業が前向きに取り組まない、開示請求をしていかないことにはオープンにならないということでは、国民は何を基準にして商品の購入であるとか利用をしていけばいいのか。この前提の段階でハードルが高過ぎるんじゃないかと私は思うんです。開示請求を待たずとも透明性を高めていく。企業は拒んでいるけれども、それを出さないと将来的にはおたくの利益を損なうことになりますよということを示していかないと、私は無理だと思えます。

やる以上は、運用で、どのような形でこれを開示していくのか。私たちもCO₂の可視化、見える化というものを随分前から訴えているわけですが、国民の皆さんそれぞれにわかっていただけるように、また地球温暖化は自分自身にかかわりのある大きな問題なんだということを理解していただくためには、この運用方法が相当大事になってくるんだと思いますが、この改正に当たった運用方法についてももう少し詳しくお答えをいただけないでしょうか。

○南川政府参考人 私ども、原則として、すべてのデータが公表あるいは開示されるべきだという考えについては変わりはないと思います。ただ、この分野の基本法たる情報公開法の中でも、情報を提供した事業者の方の権利保護ということ

は認められておるところでございます。これにつきましては、別の法律で訴訟等もある中で社会的にどこまで公表あるいは開示されるのが必要かというところは出てくると思っております。

ただ、私どもとしては、公表は、できるだけ多くの方が使い勝手がいいような形で公表したいと思っておりますし、それから、今、化学物質なんかでも対応していますけれども、CD-ROM一枚でまとめて使っていたら、むしろコンピュータ上ばらばら数字が出るよりも、ある種の整理をした上での調理もしやすいということがございますので、いろいろな方にいろいろな方面で分析していただくことについて、それはしっかりとやっていただきたいと思います。

そういう意味で、環境省としては、すべての情報は公表あるいは開示されるべきだ、多くの方にぜひ使っていただきたい、それがCO₂削減に役立つというところについての考えに変わりはございません。

○田島(一)委員 基本的な考え方に違いはないということとはよく理解をしております。ただ、国民が日ごろの暮らしの中で、例えばエネルギー供給事業者からの領収書一枚にCO₂の発生量がどれくらいであるとか、投資家に対しては有価証券報告書を見て地球温暖化にどれほど貢献をしている企業なのかをつまびらかにしていくこと、これが国全体としての地球温暖化対策につながっていくんだというふうに私も考えます。どうぞこの運用方法についてはぜひ万全を期していただいて、少しでもわかりやすく、また情報開示がスムーズに進んでいくように、まずはここは要望にとどめさせていただきたいと思えます。

さて、次に、改正案に盛り込まれている問題点として地方公共団体の取り組みについてなんですけれども、現行法においては、それこそ目達計画の記載に基づいて、これまですべての都道府県、指定都市の十七市中十四の指定都市、中核市にあつては三十五市中で七中核市、特例市では四十四市中八市が地球温暖化対策地域推進計画を策

定されているわけでありまして。

今回の改正案の中で地方公共団体実行計画が義務づけられようとしているわけでありましてけれども、現行法の地域推進計画と今回改正案に盛り込まれている実行計画がどう関係にあるのか、ここを一点整理させていただきたいと思っております。わかりやすく解説をいただけないでしょうか。

○南川政府参考人 まず、現行の地域推進計画というものでございます。これは、法律上は、その区域内のガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるということでございます。したがって、各地域、やっていただいているところは、多くの場合、地域推進計画ということをやつていただいております。それ自身は大変私どもとしてもすばらしいことだと思えますし、そういった自治体について、ぜひ引き続き連携して対策が推進できるように一緒に走ってまいりたいと思っております。

ただ、今般の改正によりまして、私ども、実行計画をより充実する形で具体的に中身も列記いたしましたして、その推進をお願いしたいと考えているところでございます。具体的には、自然エネルギーの問題、地域の温室効果ガスの削減の事業者も含めた対策の問題、公共交通機関の問題、それから廃棄物の問題を都市計画等に反映させるということもございまして、今般の一つの方策として、単に実行計画をつくるだけでなく、その実行計画を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長とか関係地方公共団体の長に対して必要な資料の送付その他の協力を求めることができないというふうにしたわけでございます。

したがって、今般、私どもとしては、この計画をつくる中で、必要があれば国についても意見を述べることでございまして、全く従来とは違う立場を熱心に行うべく地方公共団体には付与するということを法律上創設するわけ

でございます。

そういう意味では、これまで地域推進計画をつくつていただいているところは、内容が充実しておればすぐには変えなくていいと思います。ただ、できれば見直しの機会等にはぜひ実行計画というところで充実をしていただいて、そして、本当に意欲がある団体については国に対してもがが意見や言うていただきたい、そのようにこの実行計画を使つていただきたい、そういうふうと考えているところでございます。

○田島(一)委員 地方公共団体が熱心なところには謙虚に耳を傾けていこうという姿勢のあらわれだというふうに理解をいたしました。

それであるならば、先ほど列挙させていただきましたが、現在の地域推進計画の策定状況からすると、都道府県はすべて策定されているわけでありまして、指定都市でも三つ、中核市でも二十余り、特例市に至つては三十余りがまだ計画策定がなされていないところであります。こういう現状の中でもう一歩踏み込んだ実行計画を策定させてより充実し、また、中身を列記させていくという前向きな姿勢はわかるんですが、どうも現状でも足並みがそろつてきていないという問題が、やはり見て見ぬふりはできないというふうに思うわけでありまして。この辺、まだ策定されていないところなんかに対してはどのような手を考えていらっしゃるのか、その辺をお示しいただきたい。

もう一点、私、やるからには、特例市や中核市、指定都市だけではなく、すべての地方公共団体に對してぜひ計画を立ててくれということができるような素地を今回の改正で盛り込んでよかったのになというふうに思っています。もちろん、自治体の規模等によつては、この計画策定がやりにくい、まだまだ財政的にも人材的にも足りないというような自治体があることも理解はいたしますが、そういうようなインセンティブを与えていくことも大事ではなかったのかな、そんなふうには振り返るわけでありまして。なぜ指定都市等だけでこの義務づけを終わられたのか、果たしてこ

れで実効性というものが担保されていくのかな、そんなふうに思うんですけども、その点についてもお答えいただけないでしょうか。

○南川政府参考人 推進計画ということで熱心にやっていたら、団体とまだまだのところがございます。ただし、私どもとしましては、ぜひ人口二十万以上の特例市等につきましては、この計画を新しくつくっていただけて、その計画に基づいて……

まず、この計画をつくる際にはいろいろな方に参画をいただくわけですね。事業者の方はもちろんですけれども、その普及啓発に当たっている推進員の方とか国の行政機関の方とも連携をとってやられるわけですので、ぜひこういった計画づくりを行っていただきたいと思います。そのために私どもも各地域ごとに説明会もやりますし、それから、環境省自身大した金はありませんけれども、少しでもその計画策定について支援もしていきたいと考えているところでございます。

まず何よりも、京都議定書の約束期間が始まって、地方でもぜひ取り組んでいただきたいということをお願いいたします。もちろん、これは法的には自治事務でございますので、義務づけられた経緯をきちんと御説明して、地方の理解を得て充実した計画にしていきたいと考えています。

それから、いわゆる小さな市町村でございます。これは、残念ながら、現在の実行計画だけ見ましても、二十万以上とそれ以下とで非常に差がございます。現在の実行計画は、自分の庁舎の管理とか車の管理とか、そういったことだけでございますけれども、それを見ても、二十万以上の都市ですと、すべてが実行計画をつくってみずからの削減だけには努めています。ところが、それを割りますとその策定率が三割ちよつとということで、特に人口が減るに従って職員も減りますのでなかなか難しいという点がございます。

私どもとしては、もちろん市町村が、推進計画

という条項は当然残りますので、それに基づいてやっていただくのは大賛成でございますけれども、そこは県にぜひ頑張っていただくということが必要かなと。そのように人口が非常に少ないところですから、環境担当の職員もほんのりないところがございますので、それについては、地方も行政が大変厳しい状況でございますので、県との連携の中でこういった対策が進むようにぜひ応援をしていきたいと考えております。

○田島(一)委員 県の計画に基づいて小さな小規模自治体のいわゆる地球温暖化対策の実行計画がしっかりと担保されるのであるならば、何も問題はないかと思うんですね。しかし、残念なことに、我々が今目指している温暖化対策は、国民一人一人がそれぞれのできる立場で取り組みをしていきたいと思います。自治体の規模が小さいからといって、その課題を、みずから何とかしてこうという取り組みを無視するもしくは知らぬ顔をして県に任せておくというのは、これはどうも矛盾しているような気がいたします。

小さいならば小さいなりに、打てる手を考えていく、つくり上げていく実行計画というものはあつて当然だということに思うわけでありまして、都道府県にお任せをする中で実行計画をそれぞれの小さな自治体にも波及をさせていただくというのでは、規模の大きさによって小さいところはどういういふと、何か環境省が進めていらつしやる施策とどうも違うような気が私はいたします。

やはり実効性を担保していくということからすると、小さい自治体であっても、環境問題という大きな課題を自治体の政策課題として取り上げていただいて実行計画を立てていただく。もちろん、人財的、財政的に足りない部分は国が応援をしていく、県が応援をしていくというのが本来望ましい形ではないかというふうに思うわけでありまして、いかがお考えですか。

○南川政府参考人 できるだけ身近なところにいる方が削減対策についていろいろな知見を持ち

寄つて努力するということは、大変必要だと思えます。私ども、そういう点は全く同感でございますし、できる範囲でそういう点も思っています。ただ、現状からしますと、小さな市町村ですと、みずからの庁舎の管理とか車の管理についてなかなか計画をつくっていない、つくっていただけないという実態がございます。まずそこをぜひしっかりとやっていただきたいということでは考えております。

今回、制度化するいろいろな考えもあつたけれども、まずみずからの庁舎管理とか車の管理ですらつくっていただけない状況では、実行計画で事業者を巻き込んだ形の、例えば地域全体のニューエネルギーの計画とか都市計画とか、そういったことについては対応がなかなか難しい面もあると思えます。そういうことで今回こういう整理をさせていただいたところでございますけれども、当然ながら、私どもとしては、ぜひ身近なところにも多くの推進員の方も集まつて個別の指導ができる体制はつくりたいと思っております。ただ、いづれにしても、当面は、まずみずからの庁舎管理等についてやっていただけて、その上で将来的なことにいつて考えたいと思っております。

いづれにしても、現在の大気なり水なりの法体系を見ましても、中核市ないしは特例市について、県の権限がおりて実際に工場等の立ち入りもされております。そういった知見の現在の広がりも考えて、今回のような形で御提案をさせていただいていくことでございます。

○田島(一)委員 多分、最終的に水、大気の問題と横並びだとおっしゃるのかなというふうに賞賛はしております。しかし、何度も申し上げますけれども、今、各自治体は財政難という中でいかに切り詰めていこうか、絞つていこうかということで大変努力をされております。単に財政が厳しいというだけではない、そこに温暖化対策という視点を少し盛り込んでいただくことによって、今おっしゃった庁舎管理であるとか公用車の管理等々についても、相

当に大きな効果を発揮することができると思っています。大事なものは、そのポイントのエッセンスをどのようにして提供していくかということだと思ふんですね。

公用車も、ないよりはあつた方が便利だ。しかし、もう少し全庁的によく検討をすれば、それぞれの部署単位で公用車は要らないよね、集中管理していけますよねというように単純な発想が切り口となつて、いわゆる温暖化対策にも相当寄与することがまだまだ山積みあると思ふんですね。

かゆいところに手が届く、そういった施策をぜひ国ないしは都道府県から末端の小さな自治体に対してアドバイスができるような仕組み、できることならば、こういう実行計画をそれぞれでお立ていただけるのが一番の理想だと私も思っています。ただ、それにはいかなければ、せめてそういった具体的な対策に寄与するノウハウ、知恵を伝えていくことが大事だろうというふうに思いますし、そのために恐らく地方事務所というものが環境省の中にもあるんだというふうに思ふんですね。

今必要なことは、細かなところから、できないところに対して綿密なルートをつくっていくことだというふうに考えますが、そのお考えみたいなものをぜひ聞かせていただきたいと思います。

○南川政府参考人 御指摘のとおり、私ども、地方事務所をぜひ活用して、現在実行計画をつくっていない、つまり、庁舎管理とか公用車の管理についても温暖化防止の観点がないというところについて、ぜひそういった問題意識をしつかり持つていただきたい、そのための努力をしていきたいと思ひます。そのために地方事務所をぜひ積極的に活用したいと思ひます。

それから、推進員という制度もございまして、これも指定は県知事さんや今回の改正で特例市以上の市長さんまでおろすわけでございますけれども、そういった方ができるだけ広範な活躍ができるような場を用意したいと思っております。例えば、そういった方の研修のシステムをより確立す

るとか、そういった方が学校を回って温暖化問題について全国津々浦々にわたるまで普及啓蒙ができるような場づくりの応援とか、そういったものをぜひしていきたいと考えているところでございます。

○田島(二)委員 今言及をいただいた地球温暖化防止活動推進員の委嘱についての質問に移ってきたいと思います。

これと同じように地球温暖化防止活動推進センターというものも指定をされて、既に四十七都道府県中、鳥取と徳島県以外は設置をされている。それからまた、推進員の委嘱についても、全都道府県かなと思いきや、同じく鳥取県と東京都は結果的にゼロというような状況で、なかなかこれは足並みがそろっているとも言いがたい状況が出てきているわけでありますね。

先ほどおっしゃったように、推進員さん等を通じて皆さんの知恵を出し合いながらというなお話もいただきましたし、このセンターの指定を進めていく中で活動の拠点として普及をしていきたいというようなお答えもいただいたんですが、それぞれ、二都県が未設置、また委嘱が全然されていないという現状があるわけで、どうもこのあたりも足並みがそろっていないのかな。それぞれの事情があるのかもしれないけれども、現実の結果として全都道府県に設置しないし委嘱がされていない。これはどのようにその理由等を受けとめていらっしゃるのか。また、この理由ももちろんですけれども、未設置、未委嘱の自治体に対してどのような働きかけをされてきたのか、それをちょっとお答えいただけないでしょうか。

○南川政府参考人 センターにつきましては、徳島県と鳥取県が未設置でございます。私も聞きましますと、その指定要件を満たすような財団法人、社団法人あるいはNPOがなかなか県内にないんだということを聞いております。したがって、鳥取県につきましても、センターの指定はしておりませんけれども、または推進員の委嘱もしていませんけれども、とつと環境教育・学習ア

ドバイザー制度といったものを設けて、その中でアドバイザーの活動として温暖化対策の普及啓蒙をやつていただいていると聞いております。それから、東京につきましても、実はことしの二月に推進センターの指定が行われたところでございまして、推進員につきましても、委嘱を行うというところで現在検討中でございます。

いづれにしても、今般、都道府県を越えて特例市まで、九十幾つの市までやつていただくというわけでございます。そういう意味では、地域住民に対するきめ細かな普及啓蒙が大事なんだというのを肝に銘じていただかないとインセンティブが働かないということだと思ひます。

そういう意味では、私もとしては、これから毎年度、指定の状況や委嘱の状況というものを調査いたしまして、その結果を都道府県に情報提供する。そして、さきやかでありますけれどもセンターについての活動費の一部補助、それから推進員研修制度の充実、具体的な活躍の場を明示するというをやつていきたい。そうした動きの中で、センターを置かないと恥ずかしいとか推進員を任命しないと恥ずかしい、当然それを活用したいというような形の状況に持っていきたいと考えているところでございます。

○田島(二)委員 今回の改正で九十六の指定都市にまで広げていくというお話がありましたけれども、現行、このセンターの指定であるとか推進員の委嘱、指定都市よりも規模の小さい一般の市町村で指定または委嘱されているケースというのは全くないんでしょうか。

○南川政府参考人 現在は、指定は都道府県知事だけにとどまっております。したがって、非公式なものばかりかもしれませんが、法律に基づく推進員というのは、現在では県知事さんが県内で能力と意欲のある方を指名するというところだけでございます。

○田島(二)委員 センターにしても推進員にしても、中長期的に見れば多分効果を発揮する重要な施策なんだろうと私も理解をしております。しか

しながら、今回のこの規定を見ておりますと、義務規定ではなくてできる規定になっている。このあたり、どうもこの施策自体が本当に効果を発揮するとうふうな踏まえざるにのきなというふうに思うわけですね。やはり長い目で、隅々の地域にまで、こうした方々のノウハウ、知恵、また活動を頼りにしながら、広く国民の皆様に温暖化対策の問題を理解していただくためには義務規定であつてもよかつたんじゃないかなというふうに思うわけであります。

その一方で、今申し上げましたように九十六の指定都市等に限定する必要も一体どこにあるのかな。できるならば、自治体の規模ではなく、前向きに取り組むやる気のある自治体にはほとんど設置並びに委嘱をしていってもらいたいことが重要だというふうに思ひますので、わざわざ今回指定都市等というふうな都市規模のハードルを設けた理由がどうも私には理解ができません。その辺はどのようにしてお考えになられ、このような結果になったのか、お聞かせください。

○南川政府参考人 私どもとしては、気持ちとしては義務的にぜひセンターをつくっていただきたいという、推進員の委嘱をしていただきたいということでございます。それは全く委員と同じでございます。

ただ、政府の中の整理をいたしまして、これは自治事務でございますので、自治事務として行う場合に、組織的な事柄、例えば委員会の設置とかセンターの指定もそうなんですけれども、これについては必置規制というのは原則として行わないということでございます。具体的には、協議会の設置、こういったセンターの指定等については、政府から今出しております法案としてはできないという規定で今整理をしております。

したがって、私どもとして、気持ちは全部つくつていただきたい、そういう気持ちに全く変わりございませんけれども、制度的な仕切りとして自治事務上必置規制がなじまないということ、政府として合意を得て出す上ではこのような

形に整理をさせていただいたということでございます。非常に形式的な整理としてこうならざるを得なかったということをぜひ御理解いただきたいと思うところでございます。

それから、当然ながら、特例市以外の小さなところでも計画をつくつていただく、それについてもあるわけでございますが、計画をつくつていただく推進員のこともあるわけでございますけれども、今回の整理をいたしまして、センターの仕事についても、従来の日常生活に対する普及啓蒙だけから外れまして、権能を上げました、ふやしました。具体的には、各地域の実行計画の推進のための協力ということも行ひまして、日常生活を超えての指導も推進員の方、センターの方ができるようにしたわけでございます。そういう意味では、ある程度ふさわしい体制があつて、計画をつくる能力もあつて、遂行する能力もあるという自治体でしかかりやつていただいて、そこで熱意のある方を推進員にしたいという、彼らの協力を得て進んでいく。言ってみれば、行政上の整理をした方が混乱は少ないだろうということで、そういう整理をさせていただいたところでござい

す。

○田島(二)委員 行政規模で一定ボーダーを設けて混乱を避けたという御答弁でありましたけれども、やる気のあるところには私はほとんどインセンティブを与えていくべきだと思うんですね。だからこそ、あえてこういう限定なんですね。必要がないんじゃないか。こんな小さな町でもここまでして推進員を置いて、またセンターも設置してやつている、にもかかわらず何でも大きい東京都とか鳥取県は県のくせにと言えらるぐらいの、私は環境省が全国に進めていきたいと思う一助にありません。だからこそ、あえてこんな指定都市等のハードルは必要ないんじゃないかということ、私は提案をさせていただいたわけであります。

こうした今回の法改正に伴つて、自治体の規模にかかわらず前向きに取り組んでくれる首長さん

本当に小さな町でありますけれども、もう既にこうした前向きな取り組みをして、エネルギー政策として、またこの地球温暖化対策として前向きな取り組みをしている自治体があることを、私も

ているわけですが、例えば、RPS法につきましては、法律に基づきまして毎年の利用の義務量というのを定めるわけですが、この調査会の審議を行うためのRPS法の

ただ、他方で、私どもは、内外に中長期的なエネルギーの需給の見通しをお示するというところで、長期のエネルギーの需給見通しというのを作成させていただいております。つい先般、数週

○田島(一)委員 実はまだまだ言いたいこともあるんですけども、この新エネルギー電力の長期的な買い取り価格を補償することを制度化してい

かないと、こうした地域の前向きな取り組みが効果を発揮していかないのではないかというふうに考えます。もちろん、二〇一四年までの目標設定をされたわけではありますが、三倍だということでも満足されずに、地方自治体等々でこうした前向きな取り組み、今回のこの改正に伴って地域の実態とこの法がねらいとする部分との問題点をぜひおしやうしていただいて、買取りの義務量等々の見直し、また中長期目標の設定を引き上げていくこと等々もぜひあわせて御検討いただきたいと思ひます。

きょうは、経産省にもお越しいただいたし、大臣の方にも質問を予定しておたのですけれども、時間が参りましたので、これで終わらせていただきますと思ひます。

ありがとうございます。

○小島委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時十九分開議

○小島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として環境省大臣官房審議官谷津龍太郎君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○小島委員長 質疑を続行いたします。伴野豊君。

○伴野委員 民主党の伴野豊でございます。

本日は、議題となっております地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、幾つか質疑をさせていただきますと思ひます。

また、冒頭、関連いたしました、幾つか大臣には質問をさせていただければと思ひております。場合によつては、通告した以外のことが一部入るかもしれませんが、それは特に資料をひもとかなくてもいい範囲内の質問にとどめさせていただきますので、ぜひ御所見をいただければと思ひております。

まず第一に、本当にきのうまで大臣はアジア博鳌フォーラムに御参加されたということでお疲れのところ、きょうも朝から質疑にお越しいただいて、真摯な議論に加わっていただいているところでございますが、この詳細は、私も訪中された概要をけさほどいただきましたので、一つ一つ質問通告をしておりますが、きのうまで行つていらつしやつたその御記憶の中でお答えいただければと思ひます。

これは御報告にもありますように、大きく二つの会談があつたやに伺つております。一つは、アジア博鳌フォーラムにて胡錦濤国家主席とお会いになつた、これが十二日。引き続き十三日には氣象変動セッションがあり、そこでIPCCの議長さんらと御会談もされたやに伺つております。また、いま一つの会談のお相手、環境保護部長さんですか、お会いになられてさまざまなこととお話しされたやに伺つております。昨今ですと、黄砂の問題なんというのは非常に議論のあるところだと思ひますし、また、お地元ネタで恐縮なんです、今度の二〇一〇年のCOP10のお話なんかも伺つたやに伺つております。

御記憶の範囲で結構でございますので、今回の訪中の結果につきまして、お話しただけの範囲内で結構ですので、まず御報告をいただけますでしょうか。

○鴨下閣務大臣 今、概要につきまして先生の方からもお話がありましたけれども、四月の十二日から十四日まで中国に行つてまいりました。一つは大きな目的は、アジア博鳌フォーラムに出席をする、こういうような目的で訪中いたしました。会議の議論の中身につきましては、氣候変動

セッションの中で、これは隣にIPCCのパチャウリ議長がおいでになりまして、専ら経済界がどういうふうに変わるべきか、この氣候変動に対応してビジネスがどうあるべきかという問題についての議論になりました。結果的には、例えば知的財産権について、我々は制限をするべきか開放をするべきか、こういうようなことが多分議論の焦点になつたんだらうと思ひます。

加えて、胡錦濤国家主席とは、これは本当に短時間でありましたけれども、福田総理から、一つはチベット問題について心配をしているという趣旨のこと、日本としては隣国として北京オリンピックの成功についてサポートしたい、こういうような趣旨について私から口頭でお伝えしました。

それから、その後北京に行きまして、これは周生賢中国環境保護部長、ここは保護総局だったのが、今回の全人代で日本流に言いますと省に昇格しましたので、その祝意を申し上げますと同時に、中身につきましては、水環境パートナーシップのこと、それから今先生御指摘の黄砂の問題については、昨年は黄砂の情報は國家機密に準ずるものだとしななかな公開できないということがあつたものですから、これについて詰めた議論をさせていたいただいて、最終的にお互いに情報を共有しようということに合意に至つた、こういうことでございます。

また、かねてからコベネフィットアプローチにつきましては、これは前回私が訪中した折に、そのときは周保護総局長でしたけれども、そのときに取り交わした覚書の中身についてより具体的な話をさせていただきます。

加えて、生物多様性の保全につきましては、これはまだ正式決定ではありませんけれども、ボンでの決定を受けてCOP10が名古屋で行われる、これについてぜひ中国としても協力をいただいたきたい、こういうようなことを申し上げて帰つてきた次第でございます。

○伴野委員 お疲れさまでございました。

今大臣おつしやつたように、チベットの問題、確かに中国の為政者の立場からすれば内政干渉云々という発言もあるようでございますが、しかし、ここへ来てオリンピックの聖火ランナーのいろいろな妨害事件一つとりまして、これは中国だけではなく世界的な問題、課題にもなつてまいつております。我が国でも御案内のように長野で聖火ランナーの行事が行われるわけでございまして、中国だけの問題にとどまらないところまで来ております。ですから、メッセージもお届けになつたんだと思ひます。

とりわけ中国というのは、確かに過去の歴史的な問題もあり、また、統治システムの我が国との違い、昨今でいいますと情報公開のありよう等々、いろいろな差異はあるんですが、今後、各国の諸課題の中でも、とりわけ環境問題というのは、先ほどもお触れになりました黄砂の問題、また、今我が国はたくさんさんの食料を中国に依存している実態ということからすると、違ふ国だからということとは言つていられない案件がたくさんあるんだと思ひます。

とりわけ環境においてはもう何をか言わんやというところで大臣も訪中されたんだと思ひますが、今後、方向性としては、私の個人的な意見としては、是非々々が第一ではあるとは思ひますが、胸襟を開いて、本当にお隣の大事な国、どういふ表現がいいかわかりませんが、パートナーという表現がいろいろあるいはこれからアジアでしつかりさまざまな面で諸課題を解決していくためのよきパートナーにしていくなさうと私は思ふんですが、大臣、大きな方向性はかようにお考えになつていらつしやいますか。

○鴨下閣務大臣 先生おつしやるように、私たちは、日中関係というのは環境問題においても非常に重視しております。特に中国はもう既に排出国として世界の中で一位になるということでありまして、その国が何らかの形で地球温暖化問題にかかわつてもらわなければいけないわけですし、中国にとつても世界の中での責任を果たす意味に

においても積極的に環境問題で連携してもらいたい、こういうようなことが大筋の流れであります。

そういう中で、一方ではまだ途上の的な、例えばエネルギー効率の問題とか公害の問題、水の問題、さまざまな問題がございますので、我々は技術的にもあるいは場合によるさまざまな資金メカニズムの中でもまだ支援をしないといけないところもあるのかもわかりません。そういうことを踏まえて、最終的には例えば大気汚染、水の汚染に対して技術援助をする中で地球温暖化に対してのさまざまな枠組みの中に巻き込んでいきたい、こういうようなことを我々は考えておりますし、向こうの担当者もそういう意味での問題意識は共有できているというふうに私は思っておりますので、これからも連携をさせていただきたいと思っております。

さらに、これからサミットの中でも、中国がどういうふうな発言をなさるのか、行動をするのか、これは世界各国が注目しますから、友人として、隣人として、お互いに戦略的互恵関係のもとに環境もやってまいりたい、こういうふうに思います。

○伴野委員 ぜひその方向性でかつ積極的にお願いしたいと思っております。

産業界や中国でお商売をされた私の友人にお聞きしますと、なかなか一筋縄ではない部分がありになったり、我が国に比べて比較的したたかな部分があったり、場合によっては国際的標準あるいは国際的ルールにかんがみたと少しはなまるマークがついてしまう部分もあるようでございますが、仮に我が国がそのリスクを多少負うにしても、国際的なテーブルに積極的に中国がかかわり、それに我が国が何らかのお手伝いができるのであれば、これは我が国にとつて、最初はいろいろなリスクをしょってしまいかもしませんが、長い目で見れば大きな大きな日本の役割だと思えますし、日本をおいてその役目を果たすところはなないんじやないかと思っておりますので、ぜひそのあたり、大臣、心を砕いていただければと思っております。

次に、これも直接温対法の問題ではありませんけれども、前の一般質問でも取り上げさせていただきました、広い意味では地球温暖化といえますが、これこそ重要な問題になってくる案件の一つに、先般、古紙偽装のお話をさせていただきまして。あれから一月近くたつておりますでしょうか。環境省さん、経産省さんそれぞれペーパーもいただいておりますけれども、この古紙偽装の問題は現時点でいかにようになっているか、いま一度環境省さん、経産省さんそれぞれから御報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○西尾政府参考人 去る三月十八日に先生から古紙偽装の問題の状況につきましての御質問もあり、また御指導もいただいたということでございまして、そういうことも踏まえまして対応しているところでございます。

先般御質問いただきましたときは、中心になっている事柄は、製紙メーカー各社への調査に対する回答を受けまして、大臣からそれぞれの製紙メーカーがきちんと国民が納得するようないけめをつけるようにということをお願いし、製紙メーカーでいろいろ検討された、こういう状況であったわけでございます。ちょうどそういう検討が進んでいったときであるわけでございまして、製紙メーカー各社は偽装により毀損された環境保全価値の埋め合わせ措置とか再発防止策を考える、こういうことであつたわけでございます。

それにつきましましては、それぞれのメーカーが、特色はございますけれども、古紙利用の増大に向けた対応をやりましますとか、あるいは植林やそのほかの環境保全対策を一生懸命やります、いろいろなことを盛り込みましたそれぞれの対応策というのをまとめまして、三月二十一日に三社が発表されたのを皮切りに関係の社で自主的に各社のホームページに掲げられておられました。これを国民の評価にゆだねていく、こういうことになりました。これはこれで始めはつけて進めていくとい

うことでございます。

かねて、グリーン調達法、グリーン購入法ということにつきましては、その適正化、信頼性の確保ということが必要でございまして、一月末から専門家による特定調達品目検討会を開催いたしました、短い期間でございしますが、四回ほど詰めた議論をいたしております、もう少しグリーン購入法に関する論点と、あと最終的な詰めにかかっておるところでございしますので、これらにつきまして信頼性を回復すべくきちんとした詰めを早急にしたいと、その作業を急いでおるところでございまして。

○内山政府参考人 お答えいたします。

経済産業省といたしましては、本問題発覚後、直ちに製紙各社に対しては、乖離の実態、原因などを究明するよう厳しく指示するとともに、信頼回復に向け、再発防止に全力を挙げて取り組むよう指導しております。

古紙配合率に乖離があつた製紙各社に対しては、一月末に追加調査を指示し、二月二十日には各社から報告を受け、おくれしていた一社につきましても、三月二十六日に原因究明と再発防止の報告を受けたところでございます。

また、先ほど環境省の方から御報告ございましたように、三月二十一日以降、製紙各社は環境貢献策を報告、公表しております。

さらに、日本製紙連合会に対しては、国民にわかりやすい再生紙の表示方法や古紙パルプ配合率の検証に関する方法につきまして早急に検討するよう関係省庁と連携しつつ指導等を行いまし、四月二日にはこれらに関する報告書が取りまとめられております。

製紙各社、そして製紙連が取りまとめた内容につきましましては、それぞれにおきまして国民の信頼回復に向け着実に実施されるよう、引き続き指導してまいりたいと思っております。

一方、先ほど環境省の方から御説明ございましたが、現在、グリーン購入法の基準に関する検討が環境省において進められておりますけれども、

経済産業省といたしましても、技術、需給の動向等の観点から、よりよい制度が構築されるよう環境省と緊密に協力してまいりたいというふうに考えております。

○伴野委員

大体の方向性はわかりましたけれども、先ほど環境省の方からもグリーン購入法の基準等々について最後の詰めをしているというお話がございました。まだ言えないという部分もあるのかも知れませんが、大体このあたりのところはオーソライズしてきたけれども、この部分でいろいろ意見があるんだというところを今申し上げていただけるならば、環境省さん、経産省さん、それぞれいかがですか。

○西尾政府参考人 この特定調達品目検討会におきましては、六つの課題をやらうということで、今回の事件に対する全貌の解明、あるいは官庁の古紙利用をこれからどうやっていくかという事柄、その他のいろいろなグリーン購入法の問題点、それから、そもそも再生紙ということがよくわからないということであるという議論がありました。それから、確認、検証をきちんとやっていくのかというふうなことがございます。それから、全体としての資源の循環の状況とか、そういうこともきちんと把握しなきゃいけない、こういうことがございます。それからどのよう古紙の調達、再生紙の調達ができていくかというところが一番大切なことでございまして、各社もいろいろな対応をやつてせっかく検討しておられますので、こういう情報も得ながら最終的な議論をしていきたいと考えております。

それから、特に確認、検証ということがございます。確認、検証につきましましては、例えば製品を抜き取り検査するとか、そういったようなことはぜひやってほしいのではありませんかということがございます。しかし、なかなかそれだけではわからない。そういうものをどれだけ客観的に確認をしていくかというふうな方策についてさらに技術的なことも詰めていきたい、こんな状況にございます。

○内山政府参考人 お答えをいたします。

先ほど環境省の方から御答弁ございましたように、現在、鋭意検討が進められておるところでございますので、私も経済産業省といたしまして、先ほど申し上げましたように、技術、需給の動向といったことから、よりよい制度ができ上がりますように緊密に環境省と協力して検討してまいりたいと思っております。

○伴野委員 最後に、今おっしゃられた需給とのバランス、確かに余りぐいぐい締め過ぎてしまつてもという点もあるのかもしれませんが、しかし、国民的な信頼を回復する意味では、ちよつとやり過ぎかなというぐらいのところまで今回はやつていただいた方が今後のためにもいいのではないかと思いますので、そのあたりはうまくやりいただければと思います。

それで、これは検証というお話も出しましたが、違つた意味での検証ということで、今回、各社の環境貢献策ということでペーパーもいただいております。過去の環境価値の不足分の総括、二番目に古紙利用量の増大に向けての対応、植林その他の環境保全策等々挙げておられまして、各社いろいろなお立場で対応策を練つていらつしやいます。

いろいろ挙げていただくのは結構なんです、実際、今回、大臣もはじめということをおつしやつていらっしゃるわけですので、これをきつちりやられたかどうかという検証もしていただかなきゃいけないと思うんですね。現時点ではまだこれからやるということなんですけれども、ざつと見られて、今回の環境貢献策として、環境省さんとしては、まあ、こんなものだねというふうに評価されているのかという点と、さらに、これが一つの貢献策として認められるとすれば、今後、これをいかなう形でチェックをされていくのか、そのあたりお聞かせいただけますか。

○西尾政府参考人 製紙各メーカーが公表した対策の中身といいますのは、多岐にわたつております。再発防止策から過去の毀損された環境価値の

問題、それから、広い意味でのこれからの環境対策をやつていこうというような問題、あるいは自社のエネルギー対策もやつていくとか、いろいろなことが書いてございまして、その中にはグリーン購入法の運用と不即不離な部分と別途各社それぞれが国民の目の前で大いに努力をしてもらつたらいじやないかという部分の両方が入つていっていると思います。両方とも各社が公表して約束されたことですから、いずれにしても、それは国民の目に触れて監視されていくということだとは思ひます。特に自主的な部分はそうなんだというふうに思つています。

例えばみずからの監視というところでも、自主的とは言われていますけれども、取引企業の方々が中に入つて立ち入りしてもいいじやないかとやつておられたり、客観性を高める工夫も必要です、こういうのは大いにやつてもらつたらいいと思つています。

ただ、この中でグリーン購入法と不即不離な部分というのは、行政としてその検証、確認をどうやつていくんだというようなことがございまして、それから、古紙利用率その他これからどうやっていくんだというような部分がございまして、これはグリーン購入法そのものと不即不離でございまして、そういう部分につきましては先ほど申し上げましたような検討会できちんと結論を出していただく。それで、出したものについては、その監視の方法ということがございまして、先ほど申し上げましたようなことでいろいろな工夫をして監視もきちんとやつていく、こういうことではないかと思つております。

○内山政府参考人 お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、製紙各社が報告をしております社会、環境貢献策が今後着実に実施されることを確認することは大変重要であると考えておりまして、経済産業省といたしまして、製紙各社に対しては、実施の状況について適宜報告を要請してまいりたいというふうに考えております。

○伴野委員 それで、公取さんが排除命令を今後どういう形で最終的に結論づけられるかというのがあると思うんですが、どうなんでしょう。

例えば古紙率が何%という表示だけに限つた場合、今後はこれに対して環境省さんあるいは経産省さんで、実際現物を目の前にしたときにそれが五〇%だという表示がしてあつた場合、これを何らかの形で抜き打ち検査みたいなことをやられるのか、あるいは目の前にあるその五〇%の紙をどこかへ持つていかれて、実際に五〇%であるかどうかという技術的な評価をおやりになるのか、あるいは場合によっては工場への立入検査ということも考えられていくのかどうか、このあたりはいかがですか。

○西尾政府参考人 今の点の詳細につきましては、先ほど申し上げました特定調達品目検討会で検討中ということでございます。

で、先ほど申し上げました特定調達品目検討会でございまして製品をもつて何%というところまで確認ができるのかという技術的なところはなかなか難しいということではございまして、やはり何らかの方法で製品の検査ということは考えていかなきゃいけないと思ひます。

そういうことで、足りないような調査なり立ち入りなりをどうするか。こういった問題につきましては、経産省ともよく連携をして、あるいはその検討会におきましても現実に可能な方法をいろいろ考えていくということではないかというふうな思つております。

○伴野委員 では、ちよつと角度を変えた質問を。

大臣が今回の件ではじめをつけるというおつしやり方をしておりますが、環境省さん、経産省さんのお立場で、現時点においてこの点まできちつとしたらけじめがついたというふうな御判断をされるのか、教えていただけますか。

○西尾政府参考人 大臣から要請いたしましたけじめという事柄につきましては、先ほど申し上げましたように、これは各社が自主的にそれぞれでかなりの程度の対策というものを提示しておられ

ます。これは国民の目から見てまだ甘いというような御意見ももちろんあるかも知れませんが、結構やつているじやないかという御意見もあるかも知れません。そういうことでございまして、やはり国民が評価をしていただくんではないかと思つております。

私も、いずれにしても、こういうことを評価するにいたしましたも、基本になるところにつきましてきちんとグリーン購入法の問題点を整理していかなくちゃいけません、まずはこの特定調達品目検討会で、というのは、この各社が示された中にもそこに触れるような問題があります。そこはいいとか悪いとかいうときには、必ずグリーン購入法で本当に最後にどうしろというところを決めないとダメなんです、まずは特定調達品目検討会でのグリーン購入法の骨格になる部分につきましてきちんと詰めていくということが先ではないかというふうに思つております。

○内山政府参考人 お答えをいたします。

先ほど来環境省の方からも御紹介をいただいております製紙各社が報告をいたしました社会、環境貢献策には、これまで利用の進んでいないような低質の古紙等の利用の促進とか、あるいは国内森林の一層の活性化といった製紙各社が今後取り組む活動がまとめられておるところでございまして、私も経済産業省といたしましては、まずは製紙各社がこれらの取り組みを誠実に着実に実施することによりまして、国民からの信頼回復につながりますことを強く期待しておるところでございまして。

○伴野委員 環境省さんのお立場ですと、最終的には国民が判断してくれればいいという、それはそのとおりだと思ひますし、ぜひ環境省さんは消費者、国民の立場からこの問題をチェックしていただきたいと思ひます。経産省さんの場合は、またそれなりのお立場があるんでしようけれども、そこは自主的なことプラス、内部告発だけに頼るのではなくて、一度こういう残念な事件が起きたわけですから、抑止効果としても、伝家

の宝刀というのはばつばつ抜くものではないのかもしれないが、それを持つていか持っていないかということの、抑止効果はあると思いたすので、繰り返しになりますが、私は、何らかの立入検査等々の対策も練っていただきたい、また、それによって検証できる技術力も向上させていただきたいと思う次第であります。

大臣、今の十五分ぐらいのやりとりをずっと聞いていらつしやいまして、大臣の思いのけじめというのは大体この方向でついでいくと思われんでしょうか。いかがでしょうか。

○鴨下国務大臣 私は、二月の二十二日に記者会見をさせていただきました。そのときに、残念ながらその段階では各メーカーは私が考えるところの国民が納得するような対応をしていないというように私なりの判断がありましたので、しっかりとそれについては指摘をさせていただきました。かなり厳しいことを申し上げました。結果的には、今局長が答弁しましたように、さまざまな分野で、多分、偽装分のオフセットとか今後の技術開発、こういうようなことについてかなり前進はしたと思います。

ただ、私は最後に記者会見の中で、環境省としても反省すべきことは反省しという、グリーン購入法等をお預かりしている立場としてもっと明確にその偽装に関して目を光らせなければいけなかった、こういうようなことについて我々も反省すべきことはするべきだと申し上げましたけれども、これについて言えば、今御指摘があったように、これから企業は企業として、企業もそれぞれ各社濃淡がありますから一律に全部が全部けしからぬというわけじゃなくて、それぞれが判断をして社会の中で責任を全うする、こういうことだと思えます。それを我々はしっかりと監視するというのが環境省としてのいわば反省点でございます。

そのことも含めて、多分、古紙偽装によって善意でリサイクルに加わってくださった国民の皆さんに大変な不信任と失望を与えただろうと

思いますので、この信頼回復のために、それぞれの製紙メーカーも、我々も、これからしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○伴野委員 ぜひその大臣の思いでけじめをつけていただき、これもまた繰り返しになりますが、私も基本的な人を信じたい、性善説でありたいとは思いますが、性善説を生かすためにも、そうじゃない場合にはいいますか、チェック機能というのは高めていくべきだと思いますので、ぜひその観点からも御検討いただければと思います。では、本題に入らせていただきたいと思います。

本題に入らせていただく前に、早く本題に入れと言われちゃうかもしれませんが、一つ大臣に聞きさせていただければと思います。

今回、温対法の調査や資料をひもといっていく限りにおいて、「となりのトトロ」という一九八八年に出たアニメ、先ほど小野先生からすばらしい哲学のお話がありましたけれども、ここに潜んでいる哲学というのはいすごいものがあるな、当時のプロデューサーあるいは監督のメッセージというのは今こそかみしめなきゃいけないんだなと思うんですけれども、つまらぬ質問で恐縮です、大臣、「となりのトトロ」はごらんになられましたか。

○鴨下国務大臣 繰り返し何度も見ております。

○伴野委員 ありがとうございます。安心しました。

見ていれば見ているほど、これは私の感覚で恐縮なんです、私は涙がとまらなくなる場面がありまして、人が自然に助け合っているという知恵がいついあの中に入っているんですね。本題からずれちゃって恐縮なんです、この映画のキャラクターは、これは糸井重里さん、今も結構有名な、キャラクターをつける方なんですけれども、彼がトトロが世に出るときにつけたキャラクターがありまして、最初は「このへんないきものは、まだ日本にいます。たぶん。」というキャラクターだった。「火垂るの墓」というのも同じ時期につくられてまして、二本立てに

なつたそうなんですけれども、私もそこまでの記憶はなくなつてしまつたんですが、そのときの共通のキャラクターは「忘れものを、届けにきました」。だから、先ほど私の個人的な感想を申し上げましたが、その中に今の日本人なり地球に住む人たちが忘れていくものがたくさんあるのではないかとこの見方ができる。この「となりのトトロ」は、アニメと言つてしまえば本当にアニメなんですけれども。

偶然にも、これは主人公の小学校三年のサツキとメイという姉妹がいるんですけれども、小学校三年生のサツキさんは、昭和三十三年当時、一九五〇年代がこの映画の時代背景になっているんですね、宮崎さんは後でこれをテレビのない時代というふうな少しいろいろな解釈ができる表現の仕方をされているんですが、鴨下大臣はほとんどこのサツキさんと同世代なんですね。

だから、繰り返し見ていらつしやると言つていただきましたので少し安心しましたが、この宮崎作品の中にある環境問題と若者の冒険と成長という、つまり、今まで普通の日常生活の中に、目の前にあったスイカを小川で冷やして食べる、家族でみんなで食べる、それもまた町内で分け合つて食べる喜び。一人で食べても何もおいしくない、言つてみれば一人でコンビニで買って路の上で食べても何もおいしくないのが、そうやって芝生の上で家族あるいは御近所の方と分け合つて食べる味の違いというのは、多分我々が忘れていたものの一つなのかなと思つたりして、今回の質問に当たつてもいろいろ参考にさせていただいたんですが、そうした中で何をいまは言いたいんだというんですが、後でまたちよつとそのあたり触れさせていたいただきたいと思つています。このトトロは純粋な人しか見えないというものですから、私もちゃんと見つけたいなと思うんですけれども、時間も来ておりますので、温対の質問に入らせていただきます。

今回の改正で、事業所単位にいろいろデータをとつていく中で、先ほども我が同僚の議員からも質問をさせていただきましたけれども、三月二十八日八日に地球温暖化対策推進法に基づく第一回の報告が出た、数々のデータが公表されたわけですが、この確からしさというのは現時点でどのようになっていますか、その確からしさというのはどのぐらいの標準あるいはどのぐらいのレベルになっているのか、教えていただけますか。

○南川政府参考人 三月二十八日に公表いたしました第一回の温対法に基づきます算定・報告制度の成果でございます。

これにつきましては、私どもは、工場あるいはオフィスビルで使用する原料、燃料の種類ごとに応じて計算法をつくっております。その燃料、原料ごとにどういふガスがどれだけ出るかということにつきまして、かなり具体的な計算方法を示しておるところでございます。そして、その法令及びその算定マニュアルにつきましては、十分な周知を説明会の開催を通じて行つたところでございます。

また、今般、私ども、発表の前には関係省庁とも連絡をとりまして、特異な値が出てるところについては間違いないのかどうかということもチェックをいたしました。そういう意味で、かなり正確な数字が一定の割り切りのもとではございますけれども出ておるといふふうに感じておるところでございます。

法令的には、虚偽の報告をしたものについては二十万円以下の過料という制度がございますけれども、それ以前の問題として、私ども、一定の割り切りでの計算ではございますけれども、かなり正確な数字が得られておるといふふうに理解をしております。

○伴野委員 その中で、例えば一つの製品を生産するのに、常識的に今の日本の技術ならばこのレベルからこのレベルぐらいにCO₂排出量があるという一つの科学的なデータに基づいて、それと比較して今おつしやつたようなことだという解釈でよろしいですか。

○南川政府参考人 御指摘のとおりでございます。

す。
いつごろできた施設とか、どういう工場か、その内容、それから原料、そういったことからある一定の幅に入っているという前提で考えております。

もちろん、特異なデータにつきましても調べてみたらそうだったということとは、それで認しておりますけれども、一般的には委員の御指摘のとおりでございます。

○伴野委員 これも、先ほどのトトロじゃありませんけれども、正直者の大人ばかりだったらおっしゃるとおりでいいと思いますし、これからもそうあつてほしいなと思うわけですが、今後、これは我が国だけではなく諸外国のチェックも必要になつてくる、あるいは諸外国の情報はどうであるかという目ききなんかも必要になつてくると思いますので、これも繰り返しになりますが、性善説は基本的にいいんですが、それプラス、いわゆる誤情報を、巧みに偽装したと言つて言い過ぎかもしれないんですが、巧みにやられたときに、それをチェックする能力なりデータもきちつと持ち合わせて今後対応していただければと思うんです。

そうした中で、今回も、情報開示していく上で、先ほどこれも話題になつたと思いますが、企業秘密等を理由に開示されなくてもいいケースがあるということでございますが、現時点でこれは何件あつて、その内訳を教えてくださいませんか。

○南川政府参考人 今回発表いたしました結果の中で、三十六の事業所につきまして、これは経産大臣でございますが、経産大臣が認定して権利利益の保護があると認められております。全体は一万四千二百二十四件でございます。そのうちの三十六件ということでございます。内訳といたしましては、エネルギー起源のCO₂について三十五事業所、非エネルギー起源のCO₂について一事業所というものでございます。

○伴野委員 それはどの法律のどのあたりを読めば今言った対象になると解釈していいんですか。これは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平

成十年法律第百十七号)に出ている「権利利益の保護に係る請求」とそれに伴う省令扱いの審査基準があるやに伺つておりますが、それを踏まえていくと、今言つたようなところが対象になるという解釈でよろしいですか。

○南川政府参考人 御指摘の条項とそれに基づく関係大臣の審査基準によるものでございます。

○伴野委員 これは疑つていらっしゃるわけじゃありませんが、それが恣意的に取り扱われることはないという担保はどこで読み取ればいいんでしょうか。

○南川政府参考人 これにつきましては、事業所管大臣においてきちつとチェックがなされている、そういうふうにご覧いただいております。

○伴野委員 そうすれば、何かあれば所管大臣の責任までいくものであるという解釈でよろしいですか。

○南川政府参考人 事業所管大臣の責任においてチェックをさせていただいているということでございます。

○伴野委員 責任の所在は、それで結構かと思ひます。

あとは、企業秘密というものがどれだけの価値があるものか。と同時に、当然、国益あるいは我が国としてそれを守つていかなきゃいけない立場もよく理解しているつもりです。一方で、先ほどあえて恣意的という言葉を使つてしまいましたが、信頼性を高めていくあるいはきちつとやつていくという意味合いのもとで、私は、そういう情報管理というののもつと我が国は張りを持つてやらなきゃいけないんだと思うんです。

例えば企業秘密を守る限度を、その会社がその技術によって他企業と最適な状態にある、あるいは、そこで得られたパテントとの関係で投資の回収年限とか、何か基準を一つお持ちいただいて、それが仮に十年だったら、その十年間は徹底的に情報管理して、これはどんな状態でも漏えいしないように管理をきちつとやる、逆に、余り価値がなくなつた状態ではきちつと十年後は公表する、というようなことが今後は考えられるのか、い

がでしょうか。

○南川政府参考人 条文上、特に手当てはしておりませんが、当然ながら、事後的であつても開示の条件を整えれば環境省に送付をいただいで公表するというところにならうかと思ひます。

○伴野委員 それも所管大臣の判断のもとという解釈でよろしいですか。

○南川政府参考人 事業者の申し出と所管大臣の判断によるものでございます。

○伴野委員 ぜひそのあたりは張りをつけていただいで、守るべきときはきちつと守つて、いわゆる黒塗りにしていく必要がないときには積極的にそれは公開していくことがこのシステムにおいても国民の信頼性を向上させることになつていくと思ひますので、ぜひ張りをつけて情報管理をしていただければ結構かと思ひます。

それで、そういう黒塗りの部分が出てくるということなんですが、私も浅はかに考えていたところがあるんですが、一つ一つの事業所を、例えば産業別にあるいはいろいろな区分があるんでしようが、いろいろな情報を積み上げていけば最終的な我が国の排出量が出るものだとばかり思つていたんですが、そうでもないんですね。我が国の全体の排出量というのは少し違うマクロ的な分析で多分取り上げられて、今回の事業所単位の情報開示というのはそういう国全体のマクロ分析に使われているわけではないんですね。いかがですか。

○南川政府参考人 今回の公表いたしました成果でございますが、量的に申しますと、一定規模以上の事業所を対象としておりますことから、工場につきましては温室効果ガスの約九割をとらえている、それから、オフィスにつきましては約一割しかとらえていないということでございます。したがつて、全部足しましても、我が国の例えば産業系とか業務系の数値には到底足りないという数字でございます。

○伴野委員 そうすると、最終的な情報をとつていく目的というのは何なんでしょうか。

○南川政府参考人 各事業所で把握をいただきます。そして、開示請求があれば、当然、他の事業所のデータもわかるわけでございます。そういう中で自分がどういう位置づけにあるのか、もつとやるのか、かなりやつていっているのか、そういったこともわかるわけでございます。今後、具体的には、自主的に取り組んでいただく上の大いなる参考になるというふうに期待をしております。

○伴野委員 この後質問させていただきますが、また、先ほど同僚の指摘、質問があつたかと思ひますが、そこに何かインセンティブというのは働いていないんでしょうか。一生懸命やつたところとそうじゃないところで、今後は何かインセンティブを与えられる、例えば減税の措置とか何か考えられることはないんでしょうか。

○南川政府参考人 具体的に企業が減らすことのインセンティブというのはなかなか難しいと思ひます。

ただ、私どもとしては、例えば工場でございますと、おおよね生産量がわかるわけでございます。それと比較して非常にCO₂が少ないということであれば、当然ながら、その企業がすぐれた技術を持つておるということになりますので、他からの技術協力の要請とか、そういったものもふえると思つておりますし、また諸外国との協力関係もそれで増進できると思つております。そういう意味で、間接的ではございますけれども、さまざまな排出削減に努力している企業が報われるようなシステムにしていきたいと思つております。

○伴野委員 余り露骨にということでもないんでしようけれども、いずれにしても、インセンティブが働く仕組みづくりというののもぜひ御検討いただければと思ひます。

続いて、事業所単位のお話から地方公共団体実行計画の方に移らせていただきたいと思います。現時点でさまざまな数字が出てきておりますけれども、現行法において推進計画、実行計画が策定されている数、いま一度確認させていただきた

いんですが、全体が幾つで、そのうちどれぐらいの自治体が推進計画、実行計画を策定し実行に移していらっしゃるか。現時点でとらえられている数字をそれぞれお教えいただけますでしょうか。

○南川政府参考人 まず、実行計画でござい

ます。これは、各庁舎とか自分の持っている車の管理関係が中心でございまして、県は全部行っておりまして、市につきましては、全体では千六百七十八市町村のうち七百五十三の市町村がこれをつくっておるということでございます。

それから、もう一方の地域推進計画でございす。これは法律上の義務ではございませんけれども、これを自主的につくっていただいておりますのは都道府県すべてでございす。それ以外に、政令市でございす、十七の政令市中十四市、中核市で三十五市の中の七市、特例市が四十四市の中の八市ということでございす。

○伴野委員 数字を最初に聞いたときも、余り……。各都道府県はもう既にやっておりますというところでございすけれども、推進計画の方は百四十三自治体のうち、これは特例市以上だそうですが、このうち策定済みが七十六自治体、それで数値目標等々掲げているのは、自治体全体から見ると、自治体を千八百四十二とすると九十三自治体であるということでございす。現時点において、これは満足できる数字ではないと思うんですけれどもね。

これは先ほども自主的ということでございす、私はこのあたりは今改正に従って一〇〇%に速やかに近づけていただきたいと思いますし、できることならば小さい市、町にも何らかのインセンティブを与えて、計画と実行ぐらい、見させていただくようなものにしたいと思っておりますが、そのあたりの今後の方向性はいかがでしょうか。

○南川政府参考人 まず、実行計画につきましては、今回の改正によりまして、都道府県と特例市以上の人口二十万以上の市でございすけれども、それについてはすべて実行計画はつくつてい

ただいておりますけれども、今回、幅広い地域全体のエネルギーとかを含めた対策を必ずつくつていただきたいと思います。これについては具体的な説明会等も含めて徹底的に行いまして、意味のあるものにしたいと思っておりますし、ぜひ地方公共団体のやる気を促したいと思っております。

それから、それ以外の市町村につきましては、現在、三十数%の実行計画の策定率でございまして、非常に少ないというところは事実でございす。私ももとしましては、各市町村、つくつていないところにつきましては、ここがつくつていないというところも明らかにしますし、個別に文書を出しまして、早くその実行計画をつくつていただくような措置を促したいと思っております。

それから、推進計画につきましては、今般、実行計画の中を拡大することによって、実質的に推進計画が国の関係の事業者も巻き込む形でより担保されるわけでございす。むしろそちらに早く移行していただいて、国にも強い立場でその地方公共団体の声が反映できるようにしていきたいと思っております。

○伴野委員 自主性とか相手に任せるという意味での性善説というのは否定はしませんけれども、やはりどうしても、かけ声はいんだだけでもばらばら感とか、あるいは達成感ということになると、今回、非常に残念な結果が現状では見受けられます。大臣、ぜひこの改正に当たって各自自治体の御指導をされる決意をちよつとお聞かせいただ

けませんか。

○閣下国務大臣 今、議論がありましたけれども、私も、企業あるいは地方公共団体においてはある程度自主的な取り組みというのを尊重したいというふうに思います。

ただ、それを我々が評価し、ある意味でインセンティブを与えていくことをきちんとしていくことによつて前に進むんだらうというふうに思っています。ですから、余り規制的な手法でトップダウンでぎりぎりやると、ただアライバづくりだけに

なつて、結果的に自主的な本物の行動が変わつていかないというふうに思っておりますので、先生の御指摘も踏まえましてしっかりと目は光らせていきたいというふうに思います。

○伴野委員 ぜひよろしくお願いいたします。

今回の法改正の目標も家庭部門に重きを置いていらすしやるわけですから、家庭に入れていくためには、その各自治体、もつと細かく言うならばそのコミュニティ、町内にきちんとしていた方向性なんかを示していただく意味でも、自治体分が先頭に立つていただかないとなかなか難しい部分があると思ひますので、ぜひこのあたりもやる気が出てくる仕組みとあわせて御検討いただければと思ひます。

今度は各個別のお話から全体のお話で、よく目達計画とか言われている話の中で京都議定書のいわゆる六%削減に向けて、これは先般も質問をさせていただきましたが、今回、それを達成していく中で業務その他部門と家庭部門というものをとりわけ強調していらつしやいます、その他の部分に対策というのは今回の改正では見られないん

でしょうか。いかがでしょうか。

○南川政府参考人 お答えいたします。

今回の改正の中で、もう一つ大きな対策の強化が盛り込まれております。それは二十条の五、六、それから二十一條でございす。

まず、二十条の五では事業活動に伴う排出抑制ということを設けております。この中で、事業者はその事業の用に供する設備についての具体的な対策についてできるだけ温室効果ガスが減るような形で努力してもらふんだと。それから、もう一つは、日常生活における排出抑制への寄与というところでございすけれども、二十条の六におきまして、事業者は国民が日常生活において利用する製品または役務についてその利用に伴うガスの排出がより少ないものについてさまざまな情報提供等を行うというふうになつておるところでございす。

これにつきましては、単にこうした抽象的な規定ばかりではございせん、二十一条で排出抑制指針というものをつくりたいと考えております。特に排出抑制指針につきましては、全社の事業活動に伴う排出抑制についてかなりきめ細かな指針をつくりたいと思ひます。これは具体的に、製造業も運輸関係の業務も含めてでございす。各業種ごとによつて施設を導入していただくことが望ましいのか、また、どういった管理が必要なのか、そして、その主たる部分については望ましいレベルの原単位目標、温室効果ガスの原単位の数字もつくるということで、産業、それから業務を含めて全体として事業者が目指していただくべき望ましいレベルを示したい、それに向けて技術的助言等を行いたい、そういう規定を設けているところでございす。

○伴野委員 ぜひ各部門にも目を光らせていただき、対応方をよろしく願ひいたします。

あと残り少しになつてきましたので、中長期的な削減目標の設定の話に入らせていただきたいと思います。

先般も大臣とこの席で議論させていただいたときに、京都議定書の目的、趣旨は理解するものの科学的検証がきちんとなされてきたかあるいは科学的根拠に基づいてといったときに、幾つか疑義があるというお話を私も申し上げたんですけれども、洞爺湖サミットをお控えになる中で、科学的根拠を踏まえた世界全体の排出目標設定ということで、当時の安倍総理大臣は二〇五〇年にC.O.2の排出量を半減、福田総理はそれを十年、十五年でピークアウトに持つていくという大きな大きな目標があるわけでございす、そうした中で、日本が独自の目標設定をして各国をリードしていくという数字があるのかどうかという指摘に対しては、環境省さん、どうやってお答えになられますか。

○南川政府参考人 昨年の段階で世界全体を半減にしようということで日本から言いました。では、日本が例えば二〇二〇年、二〇五〇年はどう

いう数字にするかについては、現在、政府部内で検討中でございます。

○伴野委員 いろいろな対応もされているやに伺いするんですけども、きょうの読売新聞で「サミットへの道」というのを読ませていただきました。この中で、我が国としてはEUとアメリカの板挟みになっているんだ、なかなかうまくいかないのではないかという感想を持つわけでございますが、そうした中で、例えば主要排出国会議とG8の間の意見のそご、あるいは洞爺湖サミットへ向けての調整というのは今どんな状態になっているんでしょうか。

○谷津政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の主要経済国会合でございますが、これは御案内のとおり、昨年のハイリゲンダム・サミットに先立ちまして、アメリカのブッシュ大統領が提唱し、その後、アメリカの主導で開催されておるところでございます。

ここでは、長期目標、あるいは技術的なアプローチなどについて、主要経済国、これには中国、インドなども含まれておりますけれども、その間で対話を進めておるところでございます。今週の十七、十八日にかけてパリにおいて第三回の会合が開かれるということになっております。これに先立ちまして、前日の十六日には、フランス政府が主催をいたしまして、セクター別アプローチに関するワークショップが開催されるというところでございます。

一方、正式なCOPに基づく次期枠組みの交渉でございますけれども、先々週バンコクで開催をされました特別作業部会におきまして、我が国が提唱するセクター別アプローチにつきましては、公平な目標設定のために有効な手段であるということ、国別総量目標をセクター別アプローチによつて置きかえるものではないということ、また、先進国と途上国に一律の基準を当てはめるものではないというようなことを我が国から明確に説明したところでございます。そうした結果、EUを含め先進国から特に異論はございませんし、

セクター別アプローチは有効な手法だということ、今後十分検討していこうということになったわけでございます。

また、このAWGの今後の会合の中で、第三回、これは八月から九月にかけて開催が予定されておりますけれども、第三回の作業部会で、セクター別アプローチをテーマにしたワークショップを開催することも全体で合意をされております。

こうした点も踏まえまして、引き続き関係国、当然アメリカ、EU、中国、インド、こういった主要国と建設的な協議を進めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○伴野委員 方向性はよくわかりました。議長国としての立場の難しさ、大変さも理解しているつもりでございます。

それで、大臣、先ほどトトロの話をしましたけれども、最初のタイトルというのは、「このへんないきものは、もう日本にいないのです。たぶん。」と、いないという言葉を使っていたらしいんです。だけれども、いないと言うと可能性を否定してしまうということで、「このへんないきものは、まだ日本にいます。たぶん。」という、それにつけかえたというところらしいんですね。

私は、可能性はたくさんあると思いますし、先ほど申し上げましたように環境の時代に本当に忘れ物を届けることができるのは日本しかないと思っております。ぜひその先頭に立っていただき、ますよう祈念いたしまして、質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○小島委員長 次に、村井宗明君。

○村井委員 民主党の村井宗明です。

きょうは、二酸化炭素の見える化についてお話を、そして質問をしたいと思うんです。

ほかの環境問題とこの地球温暖化の問題、二酸化炭素排出の問題の一番大きい違いは何かと考えてみるんです。例えばかつての重油流出事故とか砂漠化というのは、目に見えてぱっとわかるんです、あつ、これはひどいな。廃棄物、例えば産

廃が大量に捨てられているときも、こんなにたくさん不法投棄されているんだと見えるんです。ところが、二酸化炭素というのは見えないんです。こんなにたくさん出されたんだ、すごいなというのが目に見えてこない。これが二酸化炭素排出量がどんどんふえている要因だし、ほかの問題との大きな違いじゃないかというふうに私は思っています。

そんな中で、今回の改正案の方も、見える化に向かつて一歩だけ前進しました。フランチャイズの店も開示対象にしようということなんです。

きょう、皆さんに資料を配らせていただきました。もつとも二酸化炭素を見えるようにするにはどうしたらいいのか。私どもの末松さんが、民主党はこのカーボンディスクロージャー制度を目指して修正案を出すというふうに本会議でも申し上げさせていただきましたが、その簡単な概要について少し話をしたいと思うんです。

そこに書いてある資料の一枚目がボンチ絵なんです。政府の今一番の温暖化防止対策の中心は、一人一日一キログラムのCO₂削減を国民に呼びかけることなんです。

さてそこで、では、一人一日一キログラムのCO₂削減というふうに呼びかけをしていますが、全人口のうち何人ぐらいが自分の家庭でのCO₂の排出量をわかつていて、それが全人口の何%なのか。CO₂の排出量をわかつて、一キロ削減したかどうかなんて絶対わかり得るはずがないんです。

さて、それぞれの家庭でCO₂の排出量を把握している家庭は何万軒ぐらいで、何%ぐらいと考えておられますでしょうか。

○南川政府参考人 CO₂につきましては、御指摘のとおり、見えます。し、においもしないというところでございます。そういう意味で、見える化が大事だということは私どもも全く同じ思いでございます。

一人一日一キロということ、昨年六月からこのチャレンジ宣言を呼びかけまして、現在約六十

万人の方に宣言をしていただきました。日本の人口の〇・五%まで来ております。

私どもとしては、この六十万人の方については、ある程度ラフであつても、その排出量を把握していただいているものというふうに考えております。

○村井委員 〇・五%しか実は把握できていない、では、この環境省の国民運動が成功していると言えるかどうか、私はちよつと疑問だと思っております。

例えば、大臣、鴨下家の先月のCO₂排出量は幾らで、その前の月は幾らで、一キログラム削減しているかどうか。当然、わからないと減ったかどうかともわからぬわけですが、鴨下家はどうだったでしょうか。

○鴨下国務大臣 多分そういう質問が出ると思ひまして急遽調べたんですけれども、ただ、経理区分が十分に分離できていないので、私のところは三世代住んでおりますし、それからそれぞれ少しずつ家のつくりなんかばらばらなものですから、私自身がどのくらい出しているかというのをこれから積算しまして、そして家族一人頭どのくらい出ているかというのを後ほど報告させていただきます。

きょう、検針のメーターと電気料金と水道料金、そういうものからさかのぼって計算したんですが、ちよつとまだはつきりとしませんが、後ほど機会を改めて報告させていただきます。

○村井委員 ありがとうございます。

さすがに大臣、段取りよくこういう質問になるかなというのを判断していただいて、ありがとうございます。

そうなんです。実際にここにおられる議員の皆さんも、私も含めて、実はそんなに自分の家庭のCO₂排出量を把握してなくて、それでも一キロ削減したかぬかという議論をする。実は、その土台にないというのが大きな問題だと思っております。

例えば桜井副大臣でも、聞きはしませんけれど

も、同じように……(発言する者あり)では、今、自民党の方から答弁させると言われたので、桜井環境副大臣、先月の桜井家でのCO₂排出量は何キログラム、そしてその前の月は何キログラムで、三十キログラム削減できたでしょうかどうでしょう。

○桜井副大臣 今大臣お話しのように、私の方でもどのぐらいかというのはいくらもありません。

ただ、環境省に行きまして、一人大体四キロぐらい出ているだろう、そして四キロぐらいを三口にしたらどうだろう、それが一日一人一口というところで、私はここに、環境副大臣になつてから「私のチャレンジ宣言」というものをつくりました。この中に全部具体的に書いてございます。私自身がそれを全部やりますと、一日一・六五三口削減というように宣言して、今これをずっと配っております。

具体的に五十グラムとか何キロとありますから、どうぞ見てください。

○村井委員 ありがとうございます。

具体的に何をしたらどのぐらい減るかというのをやってみていただいている、これももちろん素晴らしいことだと思ふんですね。後でまたこれはお返ししますけれども。

何が言いたいかというと、取り組んだらどうなるかというのはいくらもあつてもいいんですが、実際にどれだけ出したのかをほとんどの家が把握できていない。やつたら多分こうなるだろう、減るだろうというのはあるんですが、家庭部門でも自主的な運動、自主的な行動をやつてもらうために、そこを明確に把握できるようにしていこうというのがこのカーボンディストロージャー制度の話なんです。

例えば、今ちよつと言つた先進的な取り組みで、環境省がみんなにやつてもらつていっている、我が家の環境大臣という環境家計簿、登録者数はどのぐらいで、また、それ以外に家庭部門でのCO₂の把握をできるようにやつている取り組みはありますか。参考人の方、お願いします。

います。

○西尾政府参考人 今お尋ねの我が家の環境大臣事業ですけれども、平成十七年度から始めたところでございまして、二十年の三月末現在、企業や団体単位で加入していただく情報提供世帯というのが百四十五万世帯、ウェブサイトを利用して環境家計簿等に取り組むウェブ登録世帯が五万二千八百世帯、合計百五十五万三千世帯の登録でございます。

ただ、今おっしゃっている具体的に把握できるというのは、家計簿のところまできちんと記録していただくような方々でございまして。その中から若干、千七百ぐらいですが、サンプルをやりましてけれども、こういう一番熱心な方々の家庭の平均をとりますと、例えば年間で二百十六キログラム減つたというふうなこともございます。ただし、これは季節だとかほかの対策の効果とかもございまして、わかりません。こういうものを全部の百五十万世帯に重ねてもらえば三十万トンになるのにな。

そのぐらいのことで、大いにこういうことでPRしていくということの意味はあるんだというふうに思っております。

○村井委員 そこで、この一枚目のポンチ絵にも出しているんですが、今、みんなをやつてもらつていて、やつてもらつていと言つても、実際は〇・五%の家庭でしか把握できていない中で、さつとわかりやすいようにするにはどうしたらいいか。

今ここに、私の地元の北陸電力からの電気の検針票があるんです。これも今ほとんど改良されているんです。昔は、何キロワットアワーで幾らでしたというだけだったんですが、今は、昼分が何キロワットアワーで夜分が何キロワットアワー、前回がどれだけで今回がどれだけのものもほとんど改良して加わつてくるんです。これはいいことなんです。もう一つここにCO₂の排出量という項目もふやしていただいたら、それぞれの家庭のCO₂排出量が把握できやすいんじゃないかと

思っているんです。

これは電気だけじゃなくて、当然、ガスも同じようにできるわけです。東京電力の私の家の分を見ると、ガスの方が比較的まだスペースがあいていて簡単に入れやすいんですが、電気は確かに入れるとすると細かい字になつてしまふのかなと思ふんです。電気、ガス以外に、もちろんガソリンも入れたときに領収書に近いものをもらつていただく、あそこを軽く、CO₂の排出量はどれだけですというふうに盛り込んでもらう。そうすると、それを足し算するだけで大体のCO₂排出量がわかる。もちろん人間が吸つたり吐いたりしているCO₂の量はわからないんですが、電気、ガス、燃料からほとんどのCO₂排出量が把握できるようにするわけです。

今〇・五%にすぎない各家庭のCO₂排出量の把握をもつともつと広げるために、家庭部門でのCO₂排出量を把握できるカーボンディストロージャー制度を取り入れるべきだと思ふんですが、鴨下環境大臣はどのようにお考えでしょうか。

○鴨下環境大臣 今先生が御指摘をいただいている点については、私も本当に重要なことだと思ふいます。

私はよく、大臣になりましたから子供たちに呼ばれて説明をするときに、我々が一日六キログラム平均的に出しているというのは、炭酸ガスでいいますと三立米なんです。一立米二キログラムあるんですよ。だから、意外と炭酸ガスというのは重いんです。石炭でいうと二・五キログラムぐらいいのものを燃すとそれだけの炭酸ガスが出て、これを日常的に私たち一人一人が平均的に出しているんだ、こういうような話をしますと、子供たちは非常に関心を持つてくれます。それはまさに、石炭が炭酸ガスになつて空気中に出ていくというところが見える化したんだと思ふいます。

それと同時に、例えばツバルの写真や北極の写真を見せると、自分たちが燃したものが結果的にそういうふうに関係として地球温暖化に影響を与えているんだということがぱつと頭の中で

結びついてくれて、そして最終的にそれで今度は行動が変わつていくんだというふうな思いがする、そういう趣旨からいいますと、先生がおっしゃっている、電気CO₂がどのぐらい出ているのかということについて明確にするというのは、私はまことにそのとおりだと思ふいます。

ただ、今の段階の議論の中では、それぞれの電力会社、それぞれ発電のいろいろなメカニズムが違いますが、原発への依存度、それから石炭火力への依存度というような比率についてそれぞれいろいろなお考えがあるようでございまして、そこを乗り越えなければいけないんだというふうに思ふいます。

ただ、私は、国民の皆さんがこの温暖化というものとは直接かかわつていただくという意味においては、一番今エネルギーを使つていっているのは電気でありまして、電気とガスを自分たちがどれだけ使つたらどの分だけCO₂が出てくるのか、こういうことについての見える化というようにすることはしっかりと国民にもお示ししなければいけないというふうに考えていますので、私は微力ではありますがしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えます。

○村井委員 大臣からもそんなふうに言つていただいて、本当にありがたいと思ふいます。

そうなんです。今、結局、一人一日一口グラムCO₂削減というのが、実際に自分がどれだけのかがわからない中、どれだけできたのかも全くわからない中で、今回の地球温暖化対策法の改正案、一歩だけ前進したんです。フランチャイズ店のCO₂見える化が進むのはいいんですが、肝心の家庭部門でできていない以上、やはりここについて法改正も必要だと思ふいます。

方向性として大臣も賛同いただいたのはいいんですが、法改正が、もし民主党から修正案として提出される、そしてそれぞれのエネルギー供給者の人たちにもそういう形で協力いただこうという話になった場合は、大臣は賛成でしょうかどう

でしょうか。

○鴨下国務大臣 これはもうそれぞれ与党、野党の議員の皆様の御審議のことでございますから、私からは直接的に申し上げられませんが、さまざまな議論の中である方向性が出れば、私たちはそれに従いたいというふうに考えております。

○村井委員 ありがとうございます。ぜひ与党の皆さんにも、このCO₂の見える化についての協議を進めさせていただければと思うんです。

例えば、排出権取引でいきなりお金を取るかという話だと、もちろん賛否両論いろいろ分かれると思うんですが、CO₂の排出量を見るようにするというのであれば、余りそれほど大きな抵抗もないし、これは与党も野党もなく、みんな自主的に行動、取り組みをしようということの一步にすぎないわけです。みんなで取り組むための協議というものをこれからもしっかりと与党、野党で呼びかけていきたいと思っています。(発言する者あり)与党からもそういうふうに言っていたいて、ありがとうございます。

次に、家庭部門での見える化の話は今させていただきますいたんですが、もう一つ今やりたいのは、企業の部門なんです。

今回、今まで排出量という五割程度のところを六割程度に見える化の範囲を広げるというふうになっているんですが、最も抵抗が少なく、なおかつCO₂排出量を削減していくにはどうしたらいいかという、それは当然ある程度お金がかかる話なんです。特に、単なる国民運動じゃなくて排出削減のための投資が必要ではないか。技術革新もそうだし、また、CO₂排出量を出さないような機械に買いかえること、そういったものが必要だと私は確信しています。

I P C CのレポートではG D Pの五・五%、環境省の脱温暖化二〇五〇プロジェクトではG D Pの二・五%程度の支出が必要だということに言っています。したがって、必要な対策に民間資金が供給される仕組みづくりが必要だということに考えて

いるんですが、大臣も必要な排出源対策に民間資金がしっかりと供給される仕組みづくりというのは必要だと思われませんか、どうでしょうか。

○鴨下国務大臣 私はかねてから申し上げているんですけれども、炭素に価格をつけるというようなことと同時に、経済的な手法をあらゆる分野で組み入れていくことが技術革新あるいは省エネ技術の促進につながるんだろうというふうに思っております。それにつきましては、持続可能な経済活動というものは環境と両輪でありますから、それを資金の流れの中で広げていくということは必要だと思います。そして、社会経済のいわば血流をつかさどる金融の果たす役割は極めて重要であるというふうに認識しています。そのため、例えば環境と金融に関する懇談会というものを開催いたしまして、平成十八年の七月に、環境等に配慮したお金の流れの拡大に向けて基本的な考え方を取りまとめました。

これを受けまして、環境省としても、平成十九年度から、五年間で五割のCO₂削減を約束した企業に対する融資の利子補給とか、環境配慮型ファンドに多くの民間資金を呼び込むファンド組成の応援を行うなど、こういうような施策を講じているところであります。

また、民間においても、企業の社会的な責任や社会的な責任投資というような機運の高まりを受けて、自然エネルギーに対して投資するとか、あるいは環境パフォーマンスのすぐれている企業への低利融資というようなものも既に銀行等でも積極的に行われているわけでありまして、さらに、最近においては、環境配慮型企業の株式を組み込んだいわゆるエコファンドとか小口の信託C D Mなど新たな環境金融商品が創出されまして、環境金融は一層の広がりがあるというふうに認識をしております。

これを私たちもより加速していった、金融分野あるいはお金の流れ、こういうようなことからメンテナンスがさらに加速するようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、委員のおつ

しやることに賛同いたします。

○村井委員 ありがとうございます。

環境と金融をしっかりとつなげていく、この方針というのは、これも与党も野党もなくて、本当に、今の経済はこのまじやもたなくて、新しいルールを組み込まなければならぬというのはいま一致していることだと思っております。この新しいルールというのは何かというと、環境というファクター。この環境というファクターを経済のルールに組み込んでいかなければ、このままの経済じゃうまくいかなないというのはみんなよくわかっていて。そこで、今大臣がおっしゃられたような環境金融、エコファンドや利子補給といった話をどんどん進めていかなければならないんです。

さて、そのためにまず今は何をしなければならぬかということで、世界全体の環境金融も今動き始めています。経済社会を変える仕組みとして、二〇〇七年一月のダボス会議では、ダボス会議の中に気候情報開示基準委員会というのが設置されたんですね。そのことをまず大臣は御存じかどうか、そしてそのような委員会が設置されたというのをどう受けとめておられますでしょうか。

○鴨下国務大臣 私も詳しくは承知しておりませんが、二〇〇七年のダボス会議で、地球温暖化リスクに関する企業の情報発信の共通フレームワークの構築等を目的とした気候情報開示基準委員会、C D S Bというものが設立されたというふうに聞いております。

この委員会では、投資家、経営者等による企業の比較を容易にするために、標準化された方法で気候変動に関する情報を企業が報告できるように今後議論をしていく、こういうようなことになっているようにございます。

このような課題につきまして世界各方面で議論が進むことについては気候変動に関しましては望ましい観点でありますから、この委員会がどういうようなパフォーマンスをするのかということに

ついては、ぜひ注視をしていきたいというふうに思っております。

(委員長退席、木村(隆)委員長代理着席)

○村井委員 ありがとうございます。

そこで、そういった同じような方向の流れの中で、具体的にどうしていくかという議論もしたいんです。

世界全体が今そういう方向に動いているという話で、私が配ったペーパーの次のページなんですが、そこに日本公認会計士協会の経営研究調査会の資料を加えさせていただきました。その中身はまたお時間があるときに皆さんにも見ていただきたいんですが、今、金融の面から見たCO₂の情報公開というのが世界全体でもどんどん求められている。例えばここにあるように、国連環境計画の金融イニシアチブでも新しいレポートが公表されたし、総額四兆ドルの資金を有する機関投資家と大手企業が、米国証券取引委員会に対して、財務報告書で気候変動に対して企業がどのような情報を開示するべきかに関するガイダンスを示すように求められているなどというような話がどんどんと書いてあるんです。

そうなんです。今、世界全体でも、本当に、金融面、エコファンドをやる場合でも、またエコファンドに限らなくても環境に配慮しながら投資をしていくという中で、この情報開示というのがまだ余りできていない。世界的にも、今までは単にもうければいいという発想に近い状態だったのに、これからは、環境面でちゃんと大丈夫か、それから気候変動に対してのリスクにちゃんと対応しているかどうかということに対する情報ニーズが今あるという話なんです。

そこで質問なんです、ここに配付した資料のように、環境に配慮した投資というものの、そしてその情報開示というものの世界的なニーズがあると考えられますかどうか。そして、そのことについて、環境サミットでも情報開示の中身について議題の一つにするべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○鴨下国務大臣 先ほどの議論の中でも、投資のあり方が環境に大きな影響を及ぼすことが世界の中でも認識をされてきております。二〇〇三年には、世界銀行によって、融資時の環境等の配慮に関する赤道原則が採択されています。さらに、二〇〇六年には、国連環境計画・金融イニシアチブによって、機関投資家の資産運用の中に環境等への配慮を組み込んでいく責任投資原則が採択されるなど、この方向については各方面で取り組みが進んでいるわけでありまして。

一方、洞爺湖サミットにおいては、気候変動を初めとする環境問題が主要議題の一つであるわけでありまして。その詳細については外務省等が中心になって最終的な詰めをしているところでありますけれども、御指摘の環境に配慮した投資を促進するための情報開示は、環境保全を進める上での一つの手法としてこれをどの程度盛り込めるか、こういうようなことについてはまだ未知数ではありますけれども、我々は、今後の各国との調整状況を踏まえまして、こういうようなことについても検討されるものだというふうに思っております。

我が国だけではなくて、国外においてもこの環境配慮投資に対する取り組みが進むように環境省としては取り組みたいと思っておりますし、これから一連の国際会議、例えばG8の環境大臣会合もありますし、加えてこれからG8のサミットまで続くわけでありまして、その折々に今のような御指摘について配慮をしておいてまいりたいというふうに考えます。

○村井委員 ありがとうございます。

さてそこで、なぜ私がこの環境と金融の部分、そして経済投資の部分にこだわっているのか。私はここが一番大きな大局的なポイントだと思っております。

なぜかという、社会を一番動かすエネルギーは何なのか。もちろん、一人一人の個人の取り組みもあるんですが、この社会を動かしている一番大きなパワーは、やはりお金、金融。今、このグ

ローバルな社会の中で、国境まで飛び越えて巨額なお金があふれだして投資をされて動いていく。ここが社会を変えるエネルギーであって、この一番社会に影響を与えているエネルギーに対して環境というファクターをどうやって織り込んでいくのか、ここが私は、戦でいったら本場に関ヶ原の戦い、各国それぞれ個別のちっちゃな戦いじゃなくて、一番メーンの主戦場になるのは、やはり世界に流れる巨額な金融、経済、このルールに環境というものをどれだけ織り込めるかというところにあると思うんです。

そういう意味で、洞爺湖サミットにおいても、もちろん細かい環境技術の話、それから一つ一つの政策だけじゃなくて、経済全体にも大きなルールをねじ込んでいただく、そういう議論をしてもらいたいかなと思うんです。

さて、お配りした一番最後のペーパーを見ていただければと思うんですが、実は、私が申し上げたような話が、中央環境審議会地球環境部会で四月三日に発表しました「低炭素社会づくりに向けて」というものの中にもありました。

環境省の審議会の方でも、こういった形で金融、投資の部分に情報開示も入れてしっかりと投資をしていって初めて低炭素社会というものの具体的なイメージになるという話、書いてあることはそのとおりなんです。投資家は、低炭素型のビジネスモデルを進めている、あるいは低炭素技術を積極的に開発している企業に必要な資金を十分に供給するというのが、やはり未来の低炭素社会へ持っていくあり方なんです。

そこで、ここに書いてあることはすばらしい中身なので、今後は、環境に配慮した投資についての具体的なアクションに取り組み時期が来たんじゃないかと思うんです。大臣は、この中央環境審議会の提言についてどのように受けとめておられますでしょうか。

○鴨下国務大臣 中央環境審議会の「低炭素社会づくりに向けて」は、二〇五〇年のライフスタイル、社会資本、環境エネルギー技術などのあるべ

き姿のイメージを取りまとめたものでありまして、官邸での有識者懇談会の議論の材料として提供したものであります。

この中に、環境に隔々まで神経が行き届いた金融が実現していくことが望ましいということでお示しになっている資料が盛り込まれているわけでありまして、これを現実にするためには、今後、長期にわたる官民でのさまざまな努力が必要だろうというふうに思っています。

ただ、先生おっしゃるように、今、ある意味でそういう時期が来ているんだろうというふうに私も肌で感じます。これから、例えば金融機関、あるいは今それぞれ日本を背負っているような基幹産業、こういうようなところの中にいかにビルドインできるかということについては、さまざまな手法を使わないといけないと思います。そして、最終的には、それがその企業の社会的なバリューにインセンティブを与えるようなことにならないと促進していかないということでありまして、これは、国民の理解、あるいは環境に配慮しているということがメリットになるような機運もつくっていかないとけないと思いますし、加えて、技術的なこともきちんと整えていく、こういうようなことを両方相まって進めていかないとけないと思います。

環境省は積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、ぜひ御支援もいただきたいと思っております。

○村井委員 ありがとうございます。

御支援をと言っていた中で、民主党としては、去年発表した脱地球温暖化戦略、そしてマニフェストでも、こういったカーボンディスクロージャー制度を導入していくというのをしっかりと打ち出させていただきました。政府がそういう方向へどんどん進むのであれば、もちろん民主党は応援する側になって、ぜひ一緒にカーボンディスクロージャー制度を未来へ向かって進めていきたいと思っております。

さて、その上で、先ほどからずっと、経済とい

う一番大きな世界のエネルギーの中に環境という視点を盛り込んでいくという話をしている中で、よく環境省の方々がおっしゃられる話は、いや、今、環境報告書という制度があるじゃないかということをおっしゃられるんです。私も、環境報告書というのはすごくよかったと思うし、これからあるべきだと思うんですが、その上で、今の環境報告書に若干足りない部分があるんじゃないかというふうに思っています。

そこで環境省の参考人の方々に聞きたいんですが、では今、環境報告書の開示内容というのは、それぞれ全部の企業が統一的な基準に基づいて記載になっているのか。具体的に言えば、CO₂排出量の算定方法、計算方法というのはすべての企業が統一されているかどうか。そして、二つ目が報告の範囲で、すべての企業が、国内を全部だとか海外も含めるのかといった形で基準が統一になっているかどうかについて、参考人の方にお聞きしたいです。

○西尾政府参考人 環境報告書の記載事項についてのお尋ねでございます。それぞれの環境報告書は、企業が自主的につくるということでございます。詳細を義務化しているわけではございませんが、基本的には、記載事項をそろえてみんなが見やすくしていくというのは大事なことでございます。

このために、環境省では、環境報告ガイドラインというものをつくっております。直近のものは昨年の六月に策定したもので、環境報告ガイドライン二〇〇七でございます。その中には、今問題になっている温暖化ガスにつきまして、温暖化効果ガス排出量の低減対策に関する方針、目標、計画、取り組み状況を書くこと、それぞれの六物質の総排出量を書くこと、それからそれぞれの種類の排出量の内訳を書くことが決まっております。あるいは、その算定方法の詳細は、地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表制度の算定方法を推奨している。

それから、その範囲でございしますが、これはも

ちろん、中で区分けをしたときに、事業所別、事業者別だとか、単独、連結だとか、国内、海外別などを明記していただくのはもちろん基本でございますけれども、さらに、昨年の改定で、そのパウンダリーにつきまして、原則として、海外も含め連結決算対象組織というものがございましたら、そのグループ全体を書いていくということが非常に推奨される。もし何らかの理由でそうできない場合には、どうして限定をしたのか、その限定範囲はどこかということを書き明記することをガイドラインとして求めている。

○村井委員 その上で、環境報告書というのは、そもそも出しても出さなくてもいい自主的な制度です。

私たち民主党がそのうちの要点を有価証券報告書にちゃんと書くべきだというふうに言っているのは、有価証券報告書は、出しても出さなくてもいいものではなくて、義務的なもの、しかも間違えたことを書いていたら当然処分もあるようなものなんです。

そこで、では実際、自主的な方の環境報告書に誤った記載があったり、ガイドラインから外れる基準で物を書いていたら罰せられるんでしょうかどうでしょうか、参考人の方。

○西尾政府参考人 直接的な罰則はございません。みんなの監視のもとにおいてそれぞれの企業がきちんと書いていただく、そういうものでございます。

○村井委員 そうなんです。環境報告書というのは、そもそも出すこと自体自主的なものですが、自主的なやり方で書いてあっても、ほかの基準と違うやり方であっても、当然、罰せられることなんてあるはずがないんです。

では、自主的にそれぞれの基準で書いてあるものに対して、投資家、そして世界の金融というものが客観的な基準として扱うかどうかといえば、やはりその信頼性は若干薄いものと言わざるを得ません。だからこそ、もちろん自主的に自由に記

載してもらおうとすることも必要なんです。やはり明確にルールをつくって、有価証券報告書にその一部、本当に必要な部分だけを盛り込んでいくべきじゃないかなと思うんです。

その質問は最後にすることにして、では、例えばの話、具体的な話をちよつとしたと思うんですね。

お配りしたペーパーの中にも実は細かいことをたくさんいろいろ書いておつたんですが、実際、この間の四月十日の衆議院本会議のとき、ちよつと発言のメモをとらせていただきました。うちの民主党の末松さんが本会議でこの温対法の質問をしたときに、渡辺喜美金融担当大臣が何と言ったか。現在でも、有価証券報告書では、各企業が、CO₂排出量を含め環境問題に対する取り組みを自主的に記載することが可能となっている。可能となっているんですね。金融庁としては、引き続き、環境情報の自主的な開示の動向や投資家のニーズを注視していきたいというふうにあるんです。

可能となっているというので、では実際どれだけ記載されているかということを書いてあつた日本公認会計士協会の調査結果というのが、私が配つた部分の間にばあつとあるんですが、二枚めくつてもらうと表があるんです。表十五というものが、メインになつてくる電力、鉄鋼、自動車というところでも、では十分に地球温暖化情報というものが開示されてきたかというところに出てくる数字のとおりなんです。結局、自主的な記載ということになつてしまつと、余りきちんと記載されるわけではないということが今問題ではないかと思うんです。

大臣が自主的な記載が可能でやつていっているようなことを言つておられましたが、金融庁の参考人の方、実際に電力、鉄鋼、自動車だけがこの表十五に書いてあるわけなんです。全国的に、上場企業四千社のうち、有価証券報告書にCO₂排出量という定量的な情報を開示しておられるのは大体どのぐらいでしょうか。参考人の方にお聞きしま

す。

○岳野政府参考人 全国の上場企業のうち、CO₂の排出量を有価証券報告書に記載している会社はどのくらいあるかというお尋ねでございます。

先生の御要請でございましたので、限られた時間ではございますけれども、簡易な検索によりまして直近の有価証券報告書をベースに調べてみたところを御報告させていただきますと存じます。

まず、CO₂の排出量が比較的大きいと想定されます電力、鉄鋼及び自動車の代表的な企業を中心に、基本的にはすべての直近の有価証券報告書を調べましたところ、CO₂排出原単位を平成二十年度から二十四年度の五年間平均で平成二十年度比二〇％削減するという自主的な目標を掲げておられる会社が一社ございました。先生御質問のCO₂排出量そのものについて定量的な記載を行っている事例は確認できませんでした。

なお、繰り返しになりますけれども、簡易な検索で調べました結果だということをお断りさせていただきます。

○村井委員 金曜日に通告したものですから、多分、火曜日の今の時点まで四千社全部調べるとはできなかった、もちろんそうだと思うんですが、削減目標ですら一社にすぎなくて、また、CO₂排出量に至つては確認できない。つまり、今までずっと私の質問の間言いつづけてきた、環境という視点を経済ルールの中に入れて、盛り込んでいくということが、実はほとんどできていないんじゃないかということなんです。

今、実際に、この有価証券報告書という金融の一番メインになつていくもの、企業は何を一番重視しているかといえば、株価です。株価は何で決まるかといえば、有価証券報告書です。そこにきちんとCO₂排出量やCO₂排出削減のための取り組みというものが入つていけば当然経済と金融というものはもつともつと密接に結びついていくので、今のところほとんど結びついていないのではないかということが問題ではないかと思うんです。

す。

もちろん、数字以外にも、定性的な記述というのもほとんど記載されていませんでした。やはり今ここで、私は、もつともつとCO₂排出量やその他の対策というものを盛り込んでいくべきだと思うんです。

そこで、大臣にお聞きします。

環境報告書も私はもちろん重要だと思つていますが、義務的な、そして企業評価の一番メインとなる有価証券報告書にもCO₂排出量や二酸化炭素排出源対策というものをもつともつと書いていくようにするべきだと思うんですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

〔木村(隆)委員長代理退席、委員長着席〕

○鴨下国務大臣 先ほどから、例えば金融あるいはさまざまなお金の流れの中にCO₂排出量というふうなものを組み込んでいくという趣旨においては、先生おっしゃる通りに、企業の温室効果ガスの排出量を公表することは、企業の自主的な取り組みを促進する上で極めて有効な方法だと思います。

加えまして、例えば仮に有価証券報告書に記載するというようなことがあれば、それは、環境に対して配慮をしている企業あるいはエネルギー効率が低いイノベーター企業だというようなことがある意味で投資家に評価される、こういうことにもつながるのではなからうかというふうに私も思います。

我が国では、地球温暖化対策推進法においても、株式の上場、非上場を問わず、一定以上の温室効果ガスを排出する工場や事業所を対象にした排出量の報告・公表制度があるというのは先ほどから申し上げてきているわけでありまして、量等、そういうことによりまして、事業者別の排出量等の集計結果が公表される、こういうようなことで、投資家のみなさんだけでなく国民の目にさらすことになるんだらうというふうに思つております。

これからも、より積極的に公表することで企業

にとつて投資家からの投資を得られる、こういうようなインセンティブが働くように、私たちも配慮してまいりたいというふうに考えます。

○村井委員 大臣からも、こうやって公表を進めていくように配慮したいというふうにおっしゃっていただきました。

その上で、それを実際に進めるための法改正をいろいろ検討してみたいです。そこで、ちよつと金融庁の参考人の方に確認するんですが、私たちがいろいろ調べた結果、実は、この有価証券報告書に記載されている内容を細かく具体的に定めているのは、法律ではなく内閣府令であるということがわかりました。ということは、内閣府令で定められていることは、法律などを一々出さなくても、本間に政府がやる気になればCO₂排出量などの環境情報を有価証券報告書に盛り込めるようになるという判断でよろしいですね。金融庁の参考人の方にお聞きします。

○岳野政府参考人 有価証券報告書の開示項目を具体的に規定しております法令が内閣府令ではないかという御質問でございますが、先生御指摘のとおり、基本的には内閣府令に基づきまして具体的な項目を規定しているところでございます。

ただ、基本的には、有価証券報告書は財務報告を中心としたものでござりますが、財務報告を以て中心といたしましては、一般に公正妥当と受け入れられている企業会計の基準に従って行うということでございまして、有価証券報告書のたてつけがそういうふうになっているということでござい

ます。

その中で、計数的な面ではございませんが、例えば、経営として対処すべき課題についてその内容、対処方針等を具体的に記載すること、事業等のリスクにつきまして投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項を一括してわかりやすく簡潔に記載すること、あるいはコーポレートガバナンスの状況につきまして具体的にわかりやすく記載すること、こういったような内容が内閣府

令で規定されているところでございます。

ただいまの先生の御質問、しからば内閣府令に書けば何でもできるのかという点につきましましては、ちよつとお答えしにくい御質問でございますけれども、昨年先生に御説明させていただいておりませんが、有価証券報告書につきましては、先生御指摘のとおり、虚偽記載につきましましては罰則をもつて担保されている書類でございます。

その有価証券報告書の記載事項を政府として定めます場合には、投資判断に当たって真に必要な情報と言えるかどうか、それから二番目に、その情報が必要かどうか、それから三番目に、実際に開示を行う企業に過剰な負担を求めることにならないかといった点を総合的に勘案して定める必要があると考えております。

○村井委員 先ほど大臣の方から公表について積極的な話をいただいたんですが、金融庁としては、投資判断に必要かどうかと過剰な負担にならないかどうかの二点で総合的に判断すると言っていますが、では、今の話をちよつと因数分解したいと思うんです。

投資判断に必要かどうか、つまり投資家のニーズがあるんじゃないかという話を先ほど私と大臣でさせていただいたんですが、金融庁としても、今、国際的に投資判断の情報として求められているというのはまず認められますでしょうか、どうでしょうか。

○岳野政府参考人 先ほど先生が御指摘なさっている事項、特に、公認会計士協会の調査研究報告におきまして海外の動向を分析しておりますが、そういった中で、投資家のニーズの中、投資家の立場からそういった開示を求める動きがあることは承知いたしております。

○村井委員 投資判断としてのニーズがあるという一点目はそれで認めていただいたとして、では、過剰かどうかということなんですが、実際に今ここにCSR報告書、それ以外にもいろいろな環境報告書があるんですが、CO₂排出量を公開

しようというのは実際の動きとしてあつちこつちであるわけですね。当然、自主行動計画ということではCO₂排出量を公表している企業がたくさんあるし、自主行動計画の中に入っているところはほとんどみんなそういうのをちゃんとやっているわけですから、では本間に過剰に大変になるかといえば、その中のほんの一部の部分、本間に柱になるようなCO₂排出量ぐらいの話であれば、当然過剰な負担にはならないと思うんですが、金融庁としてはその辺どうお考えでしょうか。

○岳野政府参考人 企業サイドにとつて過剰な負担にならないかどうかという点でございます。

この点につきまして、私どもなりにこの場で今考えてみますと、平成十八年度の「環境にやさしい企業行動調査」によりますと、現在、環境報告書を出している企業は全体で一千社ほどあると伺っております。そのうち上場企業が五百九十社といた数字をいただいております。上場企業で有価証券報告書の提出企業が何社あるかということでございますけれども、数え方によりまして、全体で四千社近い企業があるわけでございますので、企業サイドの実態をいたしましては今そういう状況ではないかと思っております。

いずれにしても、そういった自主的な報告の状況、特に、新しくまた法律に基づきましてCO₂の排出量を政府に報告して公表するという仕組みも動き出しておりますけれども、そういった動きを私どもとしては見ながら、企業サイドの問題とすることについても検討していく必要があると思っております。

それから、一つつけ加えさせていただきますが、先ほど、投資家のサイドのニーズはあるかという点につきまして、私ども、ニーズがあることは承知していると申し上げましたけれども、それが全体であつて、投資家サイドの動きとしてどうしてもこれは開示しないといけないという状況になつていくかといえば、まだそこまでではないのかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、環境と金融の問題につきましましては、従来から申し上げているところでございますが、金融サイドで重要な役割を果たしていかねばいけないという点についての認識は私どもも持っております。この問題につきましても、CO₂の開示につきましましては、繰り返しの状況、あるいは投資家のニーズといったものを引き続き注視してまいりたいというのが私どもの考え方でございます。御理解いただければと存じます。

○村井委員 もう一つ、過剰な報告になるかならないか、手間がかかるかならないかというところでも考えなければならぬのは、今ちょうど話している今回の地球温暖化対策法の中でも、企業が国に報告するという制度の範囲がさらに広がったわけですね。どつちにしても国に報告しているわけですから、それを有価証券報告書に載せるということがそんなに手間になるかというところ、今回の法案がもし仮に成立するとするならば、もう一段階またその壁が下がってくるんじゃないかというふうに私は思っています。

金融庁側も、今までの経済のルール、金融のルールの中に環境という視点を盛り込まなければならぬというのはいくらもだんだんわかつておられる、かわかつておられる。そこは多分今おっしゃっていたこととおなじなんです。実際に今、この日本の経済ルールの中に環境という視点が事実上盛り込まれていない。調べていただいたけれども、実際にほとんど記載されていなかった。

これが今の現状の中で、私たちは今、もう一度この環境と金融についてきちんと議論をしていかなければならないんですが、金融庁として、有価証券報告書にどういふものを記載するべきなのかという議論をしていく場所があると思うんです。その中で、環境視点で、環境という分野の人も審議会か何かに入つて議論しているような場があるんじゃないでしょうか、金融庁の方。

○**岳野政府参考人** 今の御質問、金融庁全体として環境と金融の問題について検討する場があるかということでございます。私も金融審議会という審議会がございます。そういった場所での議論の可能性があると承知しておりますが、現在、具体的な検討をその場で行っているという状況ではございません。

○**村井委員** そこで、大臣にお聞きしたいと思うんです。

今、環境と金融が結びついていくことの必要性というのを大臣もおっしゃっていただいたし、実際にこの日本を動かしているお金というルール、このパワー、この中に環境という視点が少し盛り込んでいかなければ、日本の環境全体、イノベーションも含めて変わっていかないといいやないかと思うんです。一度、環境省から金融庁に対して、今は全然議論されていないようなことを言っているんですが、金融のルールの中に環境視点も盛り込んでいただいたかどうかという相談をする窓口をつくったらいんじゃないか、もしくは具体的な検討には入るべきではないか、検討を呼びかけるべきではないかと思うんですが、大臣、どうでしょうか。

○**西尾政府参考人** 先生御指摘のように、環境と金融の問題はだんだん重要になってまいりますので、金融庁との連携ということは大切かと思っております。

環境と金融に関する懇談会などの勉強の際には、金融庁にもいろいろ御相談して、オブザーバーにも来ていただくということをしています。これはかなり概念的な整理の段階でございます。

それから、先生先般来御指導いただいておりますので、私も、環境政策としてCO₂をどう公表しようか、これはある程度わかりますけれども、先ほどから御指摘の、有価証券報告書などの財務諸表の中で扱ったときにどうなるのか、この辺の知識は非常に乏しいでございます。そういうこともございまして、まずいろいろ調査をしよう

ということ、公認会計士の方でありますとかファンドマネジャーでありますとか、そういう方々のいろいろな意見も聞いて、ちよつと調査をしようということ、今かかっております。もう少し時間がかかります。

そういう調査がまとまりましたら、その調査の結果も携えまして、また金融庁とも御相談をしていく、そういうことで連携していきたいというふうに思っております。

○**鴨下国務大臣** 今局長が答弁をいたしましたけれども、私も、そういう意味では先生の御指摘、非常に重要だと思っておりますし、今回の温対法の改正の中でハードルが下がったというふうな認識は確かにありますから、金融庁ともしっかりと連携をして、何らかの形で結果が出るような方向で私も努力をしたいと思っております。

○**村井委員** そうやって大臣から努力をしたいとおっしゃっていただいたこと、本当によかったと思います。

きょうの質問はこれで終わるんですが、この話とまた全く別に、この間の本会議質問のときに公明党の方が言われたことで、すごくよかったなと思つて印象に残った部分があるんですね。何かという、日本に合った日本型排出権取引というキーワードで質問されたんです。今私が言つていた質問とは全く別に、大臣として、この日本に合った日本型排出権取引というキーワードについてどのようになら考えているかというように評価しているのか、ちよつとお話しただけだと思います。

○**鴨下国務大臣** かねてからEUでは排出権取引が行われているわけでありまして、今、試行段階から多少いろいろと反省が出てきて、いわゆるキャップのはめ方についてもこれでよかったのか、あるいは過去の努力がどういふふうになるのか、それからセクター別の国際競争はどういふふうにあるべきなのか、こういうようなことについてEUでもいろいろと反省が出てきております。ですから、フェーズ2に入っていく中でそういうような議論がなされていると私も聞いてお

ります。

そういう中で、日本は、一月に総理がダボスで国別総量目標とセクター別の積み上げというようになことをお話ししましたけれども、こういうことを受けて、いわば日本式のセクター別の積み上げ方式と国別総量目標の立て方というようになことに、国別総量目標の知見をしっかりと集めて、そして日本の提案が世界の普遍的なルールになるような、こういうようなことで野心的な試みもしたいというふうに思っております。

早速この連休明けにはパリでセクター別の積み上げについての国際的なシンポジウムをする、こういうようなことも含めて発信をしながら、なおかつ、G8に向けてそういうようなことをしっかりと、我々としては、世界的な普遍的なルールに我々が関与するというようなことで最大限努力をしたいと思っております。

○**村井委員** きょうは、そういった形で、CO₂の見える化、そして経済のルールの中に環境という視点を少し盛り込んでいただくというお願いをさせていただきまして、ぜひこれからもよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○**小島委員長** 次に、高木美智代君。

○**高木美智代委員** 最後にいたしました。公明党の高木美智代でございます。長時間にわたりまして、大臣初め皆様、大変にお疲れさまでございます。

先ほど来、さまざまな質疑を伺わせていただきました。環境を通して国際的地位をどのように獲得していくか、また何よりも、地球の温暖化防止のために日本がどこまで寄与できるか、正念場であるという実感を感じております。恐らく大臣におかれましてはストレスはいかばかりかと思ひますが、ドクターでもあられる大臣でいらつしやいますので、ぜひともこの難局を乗り越えていただきたいと思います。我が党も、先ほど民主党の議員の方から公明党がいいことを言っていたという褒めの言葉を

ちようだいいたしました。まさに環境の党ということでも頑張つてまいりました。きょうは、そういうことも含めまして、何点か地球温暖化に関する質問をさせていただきたいと思っております。

まず、本題に入ります前に、先般本会議でもやりとりが随分ありましたけれども、ガソリン税の暫定税率につきまして、失効したままの状態が継続しますとCO₂排出量の増加が当然考えられるわけで、この試算をどのようにしておられるのか。特に環境という面からいいますと、欧州の主要国がガソリン代を段階的に引き上げながら環境対策に臨むというときに、むしろ日本は逆行しているのではないかと、こういうことも言われております。

ここにつきまして、私は初めて並木政務官に質問をさせていただきますが、並木政務官の所感を伺いたいと思ひます。

○**並木大臣政務官** 御質問どうもありがとうございます。学識者等の意見でも、日本のエネルギー価格は先進諸国の中で大変低い中で、果たして節約というのがあるのかという意見も出ています。また、オイルショック等のときに値上がりしたときには、現に使用量も減少しております。そういうことからいいますと、ガソリン等の燃料課税というのは、地球温暖化対策上一定の役割を担っているということが言えるというふうに思ひます。

欧州主要国では、地球温暖化問題を理由として、ガソリンの税率を段階的に引き上げられているわけです。現に今でも百三十円から百五十円というところであるわけですが、そうした意味では、我が国というのは、欧州主要国に比べて、今回特にですけれども、ガソリンの税負担が低い状況であるというふうに考えます。

国立環境研究所においては、先生も御存じかと思ひますが、ガソリンや軽油に係る暫定税率を廃止すると、今年からの京都議定書第一約束期間の平均でございまして、年間約八百万

トンの排出量が増加するという結果が示されております。

御案内のとおり、ことしはその約束年の第一年度でもありますし、また、七月には北海道洞爺湖サミットが環境、気候変動を主なテーマとして行われるわけでありまして、そうしたことからしまして、議長国としての我が国は、むしろ世界をリードする役割を果たさなければならぬ。そのような状況において我が国がガソリン税等の税率を引き下げることとは、世界に逆に誤ったメッセージを与えるんじゃないかというふうに考えております。

したがって、こうしたことを踏まえまして、暫定税率の税率水準も含めて、地球温暖化対策に逆行するというふうに考えております。

○高木(美)委員 大変丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

やはりこれは、一日も早く二十年度の歳入法案等を成立させまして、二十一年度以降に向けて、道路政策等のあり方につきましても与野党協議を速やかに進めるべきであると考えております。

さて、洞爺湖サミットに向けて、先ほど質問もございましたけれども、きょうの報道でもなされておりました排出量取引制度、どのような制度を今後導入していくのかという、ポスト京都議定書を見据えての大事な議論であると思っております。三月、千葉で閣僚級対話、G20が行われたときに、ベンチマーク方式にするのかオークション方式にするのか、さまざまな議論があったと聞いております。

先ほど大臣から御答弁いただきましたとおり、日本は、ダボス会議で総理が、積み上げ方式、いわゆる技術レベルプラス足りない分を途上国の資金援助を充てるという表明をされました。また一方で、EUは既にこの一月、野心的な目標を設定して、オークション方式において、実現可能な部分とのギャップを排出量の購入という形で途上国を支援する。いずれにしても、途上国支援を視点に入れているということは大事なポイントである

と思っております。

済みません、これは大臣に質疑通告させていただいていないのですが、このベンチマーク方式とオークション方式、EUがこういう形でもう既に導入を発表している、そしてまた日本は、日本らしい、下から積み上げていくボトムアップのベンチマーク方式を提唱している。この折り合いをどのように今後つけていけるおつもりなのか。恐らく組み合わせということが一番あり得る進め方かなとも思っておりますが、大臣はどのようにお考えか、伺わせていただきたいと思っております。

○鴨下国務大臣 先生のお話は、多分、キャップ・アンド・トレードに関してのキャップのあり方、こういうことについてのお話なんだろうと思っておりますけれども、EUは、過去のキャップ・アンド・トレードの中では、主に、グランドファザリングといまして、トップダウンで排出量を割り当てていくというような仕掛けをつくったわけでありまして、その中に一部ベンチマーク方式を入れて今まで運用してきた。

ところが、先ほど申し上げましたように、企業の過去の努力、あるいはセクターのさまざまな過去の努力、実績、こういうようなものを十分に評価できないということがあって、第二段階に入ってきた段階では、むしろオークション方式のようなことで、削減分、足らない分についてはオークションで買い取るということで全体的なキャップを決めたらどうか、こういうような話になってきております。

ですから、私たちは、今、国内の排出量取引、あるいはこれから世界全体の国別総量目標をつくっていく段階で、今申し上げたようなことを踏まえて十分に議論して、いわゆるベンチマーク、原単位で、例えば鉄一トンをつくるのにどのくらいのCO₂を出すのか、こういうようなことについてのエネルギー効率というものを勘案して、最終的にそれを積み上げていって国別の総量目標等をつくっていくというやり方がいいのではないかと、今、その詳細な制度設計に

ついては早急につくり上げて、そして世界に問うていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○高木(美)委員 先ほど来議論のあったところでございますが、いずれにしても、日本のすぐれた省エネ技術を途上国にどのように移転していくのか。その際に、そうした技術を移転することに対して、それをCDMとしてカウントしてもらえかどうか、これもまた日本にとって大事なポイントであると思っておりますので、引き続きお取り組みをお願いしたいと思っております。

あわせて、先ほど途上国支援というふうに申し上げました。共通だが差異ある責任、これは当然大きなキーワードでございますが、こういうやり方には私たちはついていけない、そうした印象が途上国に与えますと、進むべき温暖化防止への道が閉ざされてしまうという懸念を持っております。

大臣は、今回の洞爺湖サミットに向けてどのような姿勢でお臨みになる決意でいらっしゃるか、伺わせていただきたいと思っております。私は、やはりこうした地球環境問題、当然、各国におきましては、少しでも自分たちの負担を軽くするということで削られてしまう、また、それぞれ自国の利益を主張することのみに終わってしまうという嫌いもあるわけでございます。もちろん、世界の温暖化防止ということと日本の国益ということ、世界と日本と両方見据えた取り組みが今ほど重要なものはないと思っております。

同じ地球で暮らす人類の一員としての自覚、そして未来への責任感、これをどこまで共有できるかということでございます。環境問題といいますが、貧困、人口増加、そしてまた環境悪化と密接にリンクした二十一世紀の大きな命題であると思っております。大臣の御姿勢と御決意を伺いたいと思っております。

○鴨下国務大臣 今先生おっしゃるように、貧困、人口増加、それから環境悪化というようなことが密接にリンクをしているというのはおっしゃ

るとおりでございます。

そういう中で、洞爺湖のサミットにおいては、気候変動を初めとする環境問題が主要議題の一つになるわけでございますけれども、その主要議題の中の気候変動においては、これは先進国と途上国の対立構造というものを乗り越えたいといけなわけでありまして、すべての国が温室効果ガスの削減に向けて努力をする。

ただ、そのときには、先ほど先生おっしゃったように、共通だが差異ある責任、これをお互いに認識し合わないとなるとまともなものもまともなくなる、こういうようなことでございますので、私たちは、まさに協力で連帯による取り組みが重要でありまして、我が国が議長国としてこのサミットの議論をリードしていく上でも、先生おっしゃるような御指摘はまさに重要な観点だというふうに思っております。

また、五月に神戸でG8の環境大臣会合がございますけれども、そこでも日本が議長国として各国の環境担当大臣との議論を進めるということで、今御指摘があった論点をしっかりと踏まえまして、環境大臣会合でまとめ上げて、それを今度は洞爺湖のサミットにインプットしていく、こういうようなことで最善の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○高木(美)委員 私も締めめの言葉で協力で連帯と申し上げようと思いましたが、先に今大臣から言われてしまいました。ぜひともそのキーワードで、ウイン・ウインの時代を開く、そういうお話かと思っております。お取り組みをお願いいたします。さて、この環境問題にリンクする大きな課題は、今課題になっております食料価格の高騰問題でございます。

先般も世銀のゼーリック総裁が、世界的な食料価格の高騰が各地で飢餓や暴力などを引き起こしている、各国政府は直ちに対応すべきだ、こういう認識を示されまして、特に、世銀の概算におきましては、小麦、トウモロコシ、米など主要食糧の価格は、当然その背景として、中国、インドな

ど新興国の需要急増、そしてまたバイオ燃料向け原料としての購入拡大、こうした背景から過去三年間で二倍近くにはね上がったという、途上国の中でも貧しい国々に住む一億人がさらなる貧困に追いやられる可能性がある、このように伝えております。

食料価格の高騰問題の原因につきまして農水省がどのように分析をしておられるのか、伺わせていただきます。

○伊藤(健)政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のとおり、穀物の国際価格も大変高騰しております。小麦、トウモロコシ、大豆につきましては一昨年から、そして昨年から秋から今までは米が大変高騰しております、統計のとり方にもよりますが、それぞれことしに入ってから市場最高値を更新する、一昨年の秋に比べますと、それぞれ二・数倍という状況まで上がっております。

こうした国際穀物価格の高騰の背景についてでありますけれども、よく言われますのは、穀物市場に投機資金が入っているという指摘もございます。我々としては、そういった要因も当然あるとは思いますが、基本的には、今御指摘のあったような中国、インド等の途上国の経済発展による需要増大、まずこれがあつたかと思えます。それから、これも御指摘がありましたけれども、アメリカやブラジルのバイオ燃料向けの穀物需要がふえてきているという新しい要因が生まれているといったこと、そのほかに、豪州の二年連続の干ばつですとか、あるいは地球温暖化による地球規模の気候変動の影響もあるのではないかとこのように考えております。

こういったことが基本的な要因となっている中で、実は、主要輸出国の中に一部輸出規制をするという動きも広がっているといったこともこの国際価格に影響を与えているのではないかとこのように考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

バイオ燃料向け原料としての穀物の需要につ

てですが、かねてより、恐らく環境問題と食料問題とが競合するのではないかと、こうしたことをすべきではない。大臣ももとより、セルロース系の燃料を開発すべきだ。我が党もその姿勢で取り組みを推進してきたわけですが、それよりもこうしたバイオ燃料の高騰の方が先に進んでしまっているという状況がございます。

大臣は、国際的な食料問題への影響についてどのようにお考えでいらっしゃるのか。また、最近報道の中でも、こうした食料問題を洞爺湖サミットの大きな議題として取り上げるべきではないか、こうしたことも指摘をされているわけで、当然日本としても、議長国でございまして、そうした点のお取り組みを政府としてお願いしたいわけですが、途上国への緊急支援も当然必要かと思っております。

まず大臣に、国際的な食料問題への影響などにつきまして、御答弁を求めます。

○鴨下(国務)大臣 食料の問題は、私は、バイオ燃料のことと、加えて、まさに地球温暖化、気候変動の影響がもう既にさまざまなところで出て、最終的にそういうようなことも食料の高騰に一つの影響を与えているんだらうというふうに認識しております。

今先生御指摘のバイオ燃料の導入は、地球温暖化対策には大きく貢献するもので、できれば化石燃料にかわってバイオ燃料をより多くしていくということは望ましい姿でありますけれども、他方、今御指摘があるように、食料と競合することによって、むしろ最貧国あるいは途上国の食料調達というものに対しても影響を与える、あるいは我が国にとつても食料の価格高騰につながる、こういうことになってはならないわけでありまして、今お話ありましたように、日本は、食料と競合しないバイオエタノールの生産を早急に拡大していくというようなことを先導していきたいというふうに思っております。具体的には、大阪府の堺市や沖繩宮古島において、廃木材、要らなくなった材木のようなものとか、サトウキビを搾った後

の糖みつを原料としたバイオエタノールをつくっていくというようなことを今やっているところでもあります。

環境省としては、これからバイオエタノールの可能性を追求したいというふうには思っておりまして、けれども、くれぐれも、食料と競合して、その結果的に食料の値段が上がることによって困る方が出ないような配慮を我々は最優先したいというふうに思っております。

○高木(美)委員 先ほども申し上げさせていただきましたが、こうした食料問題とバイオとが競合しないために、今回のサミットでもぜひとも主要テーマに取り上げていただきまして、農水省そしてまた環境省、力を合わせていただきまして、政府として推進をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

話はかわりますが、今回の温対法の改正の中に植林CDM事業が入っております。実はこれは、二年前に、私、うちの環境部会長の江田議員が副大臣のときに質問をさせていただきました。江田副大臣は当時大変前向きに、個人的な見解ですが、難しいが実現するように頑張るといって、そうした趣旨の答弁をいただいたところでございます。今回、国内法として整備されるというのは大変ありがたく、そしてまた安堵している次第でございます。

京都議定書目達計画に對しまして、国内で削減できない場合、排出量を購入するわけでございまして、CDMの購入に当たりまして、どのくらいの量を購入しなければいけないというふうに試算をしていらっしゃるのか、何トン購入するというおつもりでいらっしゃるのか、答弁を求めます。

○南川(政府)参考人 CDMの購入でございまして、もちろんこれは、対策として、削減を補完するものということで考えております。

政府におきましては、基準年の排出量の一・六％、これは具体的に五年間で約一億トンのCO₂でございます。これを購入するというところで、現在その作業を行っているところでござい

ます。

具体的には、二〇〇六年度においては約六百四十万トン、そして二〇〇七年度におきましては約千六百六十万トンの取得契約を締結しました。合わせて二千三百万トンでございます。したがって、残り約七千七百万トンについて政府としての購入を行っていくということでございます。

なお、民間におきまして、例えば電力会社は、自主行動計画が実際の原発の停止等で達成できないという場合には別途購入するということを言っております。そういった状況の中で、政府は一億二倍程度購入が必要だ、そういう試算もござい

ます。

いずれにしても、全体としますと、三億トンとかそういったかなりの程度の購入になるといふふうに予測をしております。

○高木(美)委員 これは大変大事な答弁をいただきました。よく民間の方から、買えばいいというわけにはいかないんだ、これは全部国民の負担になるじゃないか、その前にやるべき政策を打つことが必要ではないか、こうした御意見もいただいているところでございます。

ここで一トン幾らという価格について申し上げるのはふさわしくないと考えておりますが、EUが今、一トンこのぐらいで購入されているかなということを考えますと、民間それから政府からのこうした購入につきまして、恐らく兆に近い数字になつてしまふのかなと今私の頭の中で試算をしているところでございます。それだけのお金があれば、少なくとも数千億円というお金があれば、まさにその段階で多くの政策を実現することもできますし、また、こうした環境対策に対してのもつともつと推進をすることができているのではないかと。やはりこの順番が私は大事ではないかと思っております。

今後とも、そうしたことにつきまして、私も研究させていただきますが、ぜひともそのことを念頭に置いていただきまして、確かにやむを得ない

判断で、約束を守るためということでございますけれども、その点もよろしくお願いをいたします。

済みません、一つ質問を飛ばさせていただきます。一番大きな課題でございます国民運動の取り組みにつきまして、時間の限り何点か質問をさせていただきます。私は思っております。

まず一つは、エコポイント、それから個人でのカーボンオフセット、こうしたことは今も推進をされている方も多くいらっしゃいますが、先ほど、ライトダウンとか夜間のテレビとか、コンビニを夜中じゅう営業する必要はないではないかと、いろいろな論議もございました。いずれにしても、環境という視点から国民の意識を大きく変えていかなければいけない。ライフスタイルを変えていくことは、単に削減して切り詰めていくという発想ではなくて、やはり考え方を大きく変えていただく、そのための触発が大事であると思っております。

先般、京都大学の植田和弘教授が、環境問題は国内問題と総合して解決することが必要である、このように述べていらっしゃいました。例えば食料の自給率につきましても、環境問題とあわせて解決することができないのか、そこに、一歩かもしれませんが、踏み込むことができるのではないかと思っております。

そこで、例えばこれはイギリスの例でございますが、イギリスでは、航空機を使ってCO₂を多く排出して輸送される農作物につきましては、こうした飛行機をデザインした空輸シールというのを張っていらっしゃいます。済みません、環境配慮のために紙はお手元に配りませんでした。こういう配慮をしております。

そうしますと、今度は消費者が購入するときに、環境情報を手に入れることができる。同じホウレンソウを選ぶのであれば、果たして空輸シールが張つてあるものなのか、地産地消のものなのか、これを選ぶというように、消費者に情報を提供して、環境配慮の農作物を差別化しまして、そ

れが選択していただく大事なポイントではないかと思っております。例えば、アメリカのオレンジより近くのアマナツを選ぼうとか、こういうことも働くかもしれません。

今、EPA、FTAにおきましても、農作物をどのように考えていくか、大変大きな課題でございますけれども、そのように環境問題と絡めて差別化をしていく。輸入してきたものには当然空輸シールが張つてあるんだ、そのような考え方を持っていたらいいことであると思っております。

当然これも企業が進めていくポイントかと思えますけれども、農水省におかれまして、このような環境配慮の製品についてわかりやすい表示を推進していただいているかがかと思えますが、お考えを伺いたいと思います。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

地球温暖化は今後も進行して、農業生産にも深刻な影響を及ぼすと予測されております。その一方で、温暖化に対する国民の関心というのは非常に高まっているというふうに考えております。

農林水産省といたしましては、昨年六月に農林水産省地球温暖化対策総合戦略というものを策定いたしました。一つは、森林吸収源対策あるいはバイオマスの利活用といった地球温暖化の防止策、もう一つは、農林水産業に及ぼす地球温暖化の影響等に対応するための新たな品種の開発あるいは栽培体系の見直しといった地球温暖化の適応策、そしてこれらの技術を活用した国際協力、こういうものを積極的に推進していくことといたしております。

今後は、こうした総合戦略に基づきまして、国民の理解を得ながら、二酸化炭素排出削減効果を目に見える形であらわす、いわば見える化といえますか、こうしたことについても検討していきたいと考えております。

○高木(美)委員 ぜひとも前向きに御検討をお願いしたいと思います。

JAS法にまつわるかたい表示、それはむしろ安全性、安心にまつわる表示かと思っておりますが、ま

た、それとは別に、こうした環境配慮の国民運動をもう一つ推進できる、そのようなわかりやすい楽しい表示をお願いしたいと思っております。

やはりこうした国民運動は、インセンティブが働きまして、楽しんでできる、励みにできる、これが普及と持続のポイントではないかと考えております。その中で、エコポイントは大変大きな点ではないかと思っております。

このエコポイントの制度につきまして、現状と今後の見通しを伺っていただきます。

○西尾政府参考人 エコポイントの件でございますけれども、エコポイントは、省エネ家電の買いかえなど家庭での温暖化対策を進めていただくいろいろな手法の中で、これがビジネスモデルとしてみずから確立して回っていけば大きな影響を与える、そういう面で注目されるものであります。

具体的には、平成二十年のエコポイントモデル事業の公募を行いまして、さまざまなカードとも連携できるようなプラットフォームをつくる事業などを初め全国規模でのエコポイント事業を新たに立ち上げる事業が三件、それから、地域的なもの、例えば商店街ぐるみでありますとか、あるいは自治体といういろいろな事業者が連携いたしますとか、そういった商店街等地域の多様な事業者が参加する地域型事業を九件選定したところでございます。

今後、これらの事業が全国のエコポイント事業のモデルとなるよう、経済的に自立したシステムとなっていくことが大事で、その立ち上げを支援してまいります。

さらに、環境省としましては、こうしたビジネスモデルをとにかく確立しなきゃいけないと思っております。それが経済社会の隅々に入っていくと大きな力を発揮すると思っておりますので、平成二十年のモデル事業の立ち上げ状況を見つつ、これをいけば演習教材といたしまして、さらに次の年度には全国的、大々的な普及ができないか、そういった方策も検討し、また国民にも大いにPRし

て推進していきたいというふうに考えております。

○高木(美)委員 今、エコポイントの大事なお話をいただきました。また、個人でのカーボンオフセットの認識を広げていただきたいながら、やはり御自分で旅行しながら飛行機に乗って排出したCO₂は御自分でオフセットしてお金を払おう、ここまで国民の意識を高めていくべきではないかと考えております。

きょう、実はうちの公明新聞に、奥田経団連名誉会長と太田代表の対談が掲載されております。そこで奥田名誉会長が話されておりますのは、もつとテレビなどを通して温暖化の脅威、省エネルギアの道筋をかみ砕いて積極的に啓発し続けていかないと国民の意識は変わらない、このように一言話をされておりますが、まさにそのとおりであると思っております。

環境省は今大事なところを迎えていらっしゃる、まして、私もしっかりと取り組ませていただきます。すし、応援もさせていただきますと思っております。その上で、国民の皆様の意識が変わるところまで頑張つてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きのお取り組みをお願いいたします。質問を終わらせていただきます。

○小島委員長 次回は、来る十八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

平成二十年四月三十日印刷

平成二十年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D